

平成 26 年 3 月 28 日
鹿児島県公報別冊

平成 25 年度

包括外部監査結果報告書

及び報告書に添えて提出する意見

鹿児島県包括外部監査人

目 次

項	目	頁
第1編 外部監査の概要		1
第1章 監査の概要		1
1	監査の種類	1
2	選定した特定の事件（監査テーマ）	1
3	監査テーマ選定の理由	2
4	監査対象年度	2
5	監査の着眼点及び主な監査手続	3
6	監査実施期間	3
7	監査担当者とその資格	4
8	利害関係	4
第2編 外部監査の結果		5
序章 背景及び全国的な状況等		6
1	第三セクター等の抜本的改革の状況	6
2	所管課への質問に際して使用した参考様式	14
3	公益法人制度改革	15
第1章 監査対象の概要把握		17
1	財務諸表（普通会計ベース）における「投資及び出資金」	17
2	県の「投資及び出資金」の内容	18
3	まとめ	22
4	財務諸表（普通会計ベース）における「損失補償等引当金」等	24
第2章 出資等比率 25%以上の出資等団体		29
1 総務部		
1-1	県民生活局 生活・文化課	(公財) 鹿児島県文化振興財団 30
2 企画部		
2-1	離島振興課	(独) 奄美群島振興開発基金 37
2-2	交通政策課	肥薩おれんじ鉄道(株) 61
3 環境林務部		
3-1	環境林務課	(一財) 鹿児島県環境技術協会 70
3-2	廃棄物・リサイクル 対策課	(公財) 鹿児島県環境整備公社 74
3-3	自然保護課	(公財) 屋久島環境文化財団 83
3-4	森林経営課	(公財) 鹿児島県林業担い手育成基金 90
3-5	〃	(公財) 万之瀬川水源基金 94
3-6	森づくり推進課	(公社) 鹿児島県森林整備公社 97
3-7	〃	(公財) かごしまみどりの基金 101

	項	目	頁
4	保健福祉部		
4-1	健康増進課	(公財) 鹿児島県民総合保健センター	104
4-2	〃	(特財) 鹿児島県角膜・腎臓バンク協会	108
4-3	生活衛生課	(公財) 鹿児島県生活衛生営業指導センター	111
5	商工労働水産部		
5-1	経営金融課	鹿児島県信用保証協会	114
5-2	産業立地課	(公財) かがしま産業支援センター	134
5-3	〃	(公財) かがしま産業支援センター 中小企業 情報センター	
5-4	雇用労政課	(財) 鹿児島勤労者いこいの村	155
5-5	水産振興課	鹿児島県漁業信用基金協会	158
5-6	観光交流局 かがしま PR 課	(公財) 南薩地域地場産業振興センター	164
5-7	〃	(公財) 奄美群島地域産業振興基金協会	167
5-8	観光交流局 国際交流課	(公財) 鹿児島県国際交流協会	171
6	農政部		
6-1	農政課	(公社) 鹿児島県農業・農村振興協会	178
6-2	農村振興課	(公財) 鹿児島県地域振興公社 (農地保有合理化促進事業強化基金)	186
6-3	〃	(公財) 鹿児島県地域振興公社 2	
6-4	農産園芸課	(公社) 鹿児島県糖業振興協会	202
6-5	畜産課	(公社) 鹿児島県家畜畜産物衛生指導協会	210
6-6	〃	(一社) 鹿児島県種豚改良協会	214
6-7	〃	(公社) 鹿児島県畜産協会	219
7	土木部		
7-1	監理課 用地対策室	鹿児島県土地開発公社	225
7-2	監理課 技術管理室	(公財) 鹿児島県建設技術センター	233
7-3	道路建設課	鹿児島県道路公社	239
7-4	建築課 住宅政策室	鹿児島県住宅供給公社	248
8	教育庁		
8-1	総務福利課	(公財) 鹿児島県育英財団	254
9	警察本部		
9-1	刑事部 組織犯罪対策課	(公財) 鹿児島県暴力追放運動推進センター (1)	258
9-2	〃	(公財) 鹿児島県暴力追放運動推進センター (2)	
第3章 出資等比率 25%未満の出資等団体			261
10	知事公室		
10-1	広報課	(公財) 西郷南洲顕彰会	262

	項	目	頁
10-2	広報課	(株)南日本放送	265
10-3	〃	鹿児島テレビ放送(株)	
10-4	〃	(株)鹿児島放送	
10-5	〃	(株)鹿児島讀賣テレビ	
10-6	〃	(株)エフエム鹿児島	
11 総務部			
11-1	学事法制課	(財)鹿児島大学援助会	269
12 企画部			
12-1	企画課	鹿児島国際観光(株)	271
12-2	地域政策課	(公財)鹿屋体育大学 体育・スポーツ振興教育財団	274
12-3	エネルギー政策課	屋久島電工(株)	277
12-4	交通政策課	鹿児島空港ビルディング(株)	279
12-5	〃	鹿児島県共同トラックターミナル(株)	281
13 環境林務部			
13-1	廃棄物・リサイクル対策課	(社)鹿児島県産業廃棄物協会	283
14 商工労働水産部			
14-1	商工政策課	鹿児島中央地下駐車場(株)	288
14-2	産業立地課	(株)鹿児島頭脳センター	291
14-3	水産振興課	(公財)かごしま豊かな海づくり協会	304
14-4	観光交流局 かごしま PR 課	鹿児島産業貿易(株)	307
14-5	観光交流局観光課	(公財)鹿児島観光コンベンション協会	310
15 農政部			
15-1	農業経済課	鹿児島県農業信用基金協会	312
15-2	農産園芸課	(公社)鹿児島県青果物生産出荷安定基金協会	316
15-3	〃	(公社)鹿児島県茶業会議所	320
15-4	畜産課	鹿児島県家畜商業協同組合	324
15-5	〃	(一社)鹿児島県配合飼料価格安定基金協会	327
15-6	〃	南九州畜産興業(株)	330
16 土木部			
16-1	都市計画課 生活排水対策室	(公財)鹿児島県環境検査センター	332
16-2	港湾空港課	種子島空港ターミナルビル(株)	335
16-3	〃	奄美空港ターミナルビル(株)	338
16-4	〃	徳之島空港ビル(株)	340
17 警察本部			
17-1	生活安全部 生活安全企画課	(公財)鹿児島県防犯協会	343
その他の留意事項として			345

項	目	頁
[巻末資料]		348
	関連諸法令規則等及び監査実績他 348
	包括外部監査の結果に関する報告書に添えて提出する意見 356
1	出資等の全体情報の開示について 357
2	第三セクター等の改革推進について 357
3	県が出資等を行っている意義について 358
4	公益法人制度改革について 361
5	終わりに ～新地方公会計制度の推進について～ 362

第1編 外部監査の概要

第1章 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第252条の37の規定に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（監査テーマ）

県が出資（又は出捐）を行っている団体の経営状況及び財政的援助に係る財務事務の執行について

（監査対象とした機関）

- ・ 県が出資（又は出捐）を行っている各団体の所管課（所管している機関であるため）
- ・ 県が出資（又は出捐）を行っている県内を事業拠点とする各団体
- ・ 財政課（財務諸表を作成している機関であるため）

（注）出資（又は出捐）については、以下、「出資等」と記載する。

出資等比率25%以上の出資等を有する機関（生活・文化課、離島振興課、交通政策課、環境林務課、廃棄物・リサイクル対策課、自然保護課、森林経営課、森づくり推進課、健康増進課、生活衛生課、経営金融課、産業立地課、雇用労政課、水産振興課、かごしまPR課、国際交流課、農政課、農村振興課、農産園芸課、畜産課、監理課用地対策室、監理課技術管理室、道路建設課、建築課住宅政策室、総務福利課、組織犯罪対策課）及び

出資等比率25%未満の出資等を有する機関（広報課、学事法制課、企画課、地域政策課、エネルギー政策課、交通政策課、廃棄物・リサイクル対策課、商工政策課、産業立地課、水産振興課、かごしまPR課、観光課、農業経済課、農産園芸課、畜産課、都市計画課生活排水対策室、港湾空港課、生活安全企画課）

（注）出資等比率25%以上と25%未満は、普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲に基づいて区分している（「巻末資料」参照）。

3 監査テーマ選定の理由

「出資等」は公的事業目的達成のために採用されている方法の一つと考えられるが、近年においては地方自治体が出資等を行っている第三セクター等¹の経営が悪化している事例や、損失補償契約等で最終的に多額の負担が発生するに至り、民間債権者と自治体の何れが損失負担を行うかといった問題が浮き彫りになる事例も見られる状況がある。

このような状況に対応して、各自治体でも「第三セクター等の抜本的改革に関する指針」（平成21年6月23日付け総務省自治財政局長通知）等により、平成21年度から25年度の5年間を集中的取組期間として抜本的改革が推進されているところであるが、同取組も最終年度である当年度を残すのみとなっている。

しかしながら、全国的には抜本的な改革を実施する必要がある第三セクター等を未だに多く抱えているという状況報告もあるため、本県においても出資等の状況を検討しておくことが必要と考えられる。

また、出資等を行っている団体には社団法人や財団法人も多いが、平成18年6月2日制定の公益法人改革関連三法が平成20年12月1日付で施行されており、これも当年度11月30日に移行期限を迎えようとしている。

県が出資等を行っている法人が公益法人として認定されているかどうか等について調査しておくことも「公益性」という観点からは重要ではないかと思われる。

当監査制度が開始された平成11年度において「鹿児島県が出資している団体に関する出納その他の事務の執行状況及び当該出資団体の内部管理体制について」（(財)鹿児島県育英財団、(社)鹿児島県生乳検査協会、(社)鹿児島県農協教育基金協会、(財)鹿児島県農業後継者育成基金協会等）が特定の事件となり、以降の監査過程においても実施事業や債権等に関連して抽出され個別に検討が行われている団体も多いが、前記の抜本的な改革を前提とした全体的な視点から出資等（財務諸表にいう「投資等」）について検討しておくことも有用と考える。

このような制度的な背景等を踏まえ、出資等を対象とし、第三セクター等の政策目的に対する事業継続の意義を再確認しながら、当該団体の財政状況や損失補償等の現状、補助金や負担金等の状況、財産管理の方法、事業における契約方法、情報開示等に係る財務事務の執行状況の検討を行うことは有意義であると判断し、特定の事件として選定した。

4 監査対象年度

原則として平成24年度を対象とした。ただし、監査対象の性格から必要な範囲において過年度及び進行年度以降についても対象としている。

¹ 第三セクター及び地方公社、並びに地方公共団体が損失補償等の財政援助を行っている法人その他地方公共団体がその経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人をいう。

なお、「第三セクター」とは、地方公共団体が出資又は出捐を行っている一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。）並びに会社法法人をいい、「地方公社」とは、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。（「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」を参考とした。）

5 監査の着眼点及び主な監査手続

5-1 主な監査着眼点

出資等は県政を遂行する上での必要性を前提としている。県行政において重要と考えられる事業を実施する団体に対して出資等を行うことよって、県行政の円滑な実施への貢献が期待できる、また、県自ら実施するよりも効率的に、あるいは経済的に実施できる可能性を有している。

出資等先に対する条例（予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例）があり、また、出資等先の件数が多いことから、内容を省略して記載しているものもあるが、全体を通して、次のような着眼点をもって監査を実施した。

- (1) 県の出資等先はどのような団体で、どのように推移してきたか。
- (2) 出資等先の事業目的は明確で、かつ、県政方針に合致しているか。
- (3) 出資等から年数の経過した現在においてもその目的は県政にとってなお有効なものとなっているか。
- (4) 実施事業の内容は目的の達成のための事業実態を伴っているか。
- (5) 現状の財政状態や損益の状況はどうか。
- (6) 公的支援はどの程度発生しているか。
- (7) 今後も事業継続は可能か、事業継続を維持するための公的負担はどれくらいか。
- (8) 県負担額はその支援額を上回る効果を生み出せているか。
- (9) 県が将来において損失を負担する可能性はないか。
- (10) 出資等の評価は適正に行われているか。
- (11) 公会計制度における情報開示は適切に行われているか。
- (12) 過年度の監査等における指摘事項等はどのように改善されてきているか。

5-2 主な監査手続

所管課の出資等団体についての概要表の作成依頼及び補助金要綱、委託契約書、計算書類等の資料提出依頼、提出された資料等による着眼点を前提とした内容検討及び質問・ヒアリング、回答書の徴求を全般的な監査手続とし、出資等比率 25%以上の団体の中から4団体（鹿児島県道路公社、（公財）鹿児島県地域振興公社、（公財）鹿児島県文化振興財団、（公財）鹿児島県環境整備公社）を選定して往査を実施した。

6 監査実施期間

平成 25 年 6 月から 26 年 3 月まで

7 監査担当者とその資格

包括外部監査人	公認会計士	古川 康郎
補助者	公認会計士	押越 武彦
	公認会計士	堀下 千鶴
	公認会計士	瀧下 秋宏
	公認会計士	田尻 大志
	公認会計士	小田 竜一
	公認会計士	木野田 仁

8 利害関係

包括外部監査人の対象としたテーマにつき、私は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2編 外部監査の結果

(注) 本報告書の記載金額については、原則として単位未満を切り捨てて記載している。

序章 背景及び全国的な状況等

(注) 本章は、第1章以降の監査報告書の背景及び全国的な状況等について記載している。

1 第三セクター等の抜本的改革の状況

第三セクター等の抜本的改革については、「**第三セクター等の抜本的改革等に関する指針**」等により県でも推進が行われているところである。

当該指針の前文に背景等が記載されているが、抜粋して記載すると次のような内容である(太字及び下線は筆者)。

●第三セクター等の抜本的改革の推進について(平成21年6月23日総財公第95号)

「(省略)

第三セクター等の改革については、「**経済財政改革の基本方針2008**」(平成20年6月27日閣議決定)において、「**第三セクターの改革に関するガイドライン等に基づき、経営が著しく悪化したことが明らかになった第三セクター等の経営改革を進める。**」こととされ、「**第三セクター等の改革について**」(平成20年6月30日付け総務省自治財政局通知)により、平成20年度までに外部専門家等で構成される「**経営検討委員会**」(仮称)を設置し、評価検討を行うとともに、その検討結果を踏まえ、平成21年度までに「**改革プラン**」(仮称)を策定するなど、集中的な取組を要請したところです。

また、「**債務調整等に関する調査研究会**」は、平成20年12月5日に報告書を取りまとめ、その中で地方公共団体においては、平成21年4月に「**地方公共団体の財政の健全化に関する法律**」(平成19年法律第94号)が全面的に施行されることも踏まえ、第三セクター等の抜本的改革について、先送りすることなく早期に取り組み、将来的な財政負担の明確化と計画的な削減に取り組むべきとした上で、その改革を推進するため、事業の整理又は再生を実施する上で、特に必要となる経費については、地方債の対象とすべきであるとの提言を行いました。

これらを踏まえ、地方公共団体が「**地方公共団体の財政の健全化に関する法律**」の全面施行から5年間で第三セクター等の抜本的改革を集中的に行えるよう、平成21年度から平成25年度までの間の時限措置として第三セクター等の整理又は再生のために特に必要となる一定の経費を議会の議決等の手続を経て地方債の対象とすることができることとする特例措置(第三セクター等改革推進債)の創設を盛り込んだ「地方交付税法等の一部を改正する法律」(平成21年法律第10号)が、平成21年3月31日に公布され、4月1日に施行されたところです。

各地方公共団体におかれては、現在第三セクター等が行っている事業の意義、採算性等について、改めて検討の上、事業承継の是非を判断し、債務調整を伴う処理を行う場合には、法的整理等の活用を図るとともに、事業を継続する場合にあっても、最適な事業手法の選択、民間の経営手法の導入の検討を行うなど、第三セクター等改革推進債の活用も念頭に置きつつ、その存廃を含めた抜本的改革に集中的かつ積極的に取り組むことが求めら

れています。

(省略)

おって、本通知の趣旨は、貴都道府県内の市町村にも連絡の上、その徹底を図られるようお願いいたします。

本通知は、「地方自治法」(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。」

その後、「事務連絡 平成24年7月31日総務省自治財政局公営企業課 第三セクター等の抜本的改革の一層の推進について」等が発せられている。

「(省略)

集中的な改革期間の終期まで1年半余となったこと等を踏まえ、同指針に基づく抜本的改革の取り組みをより適切に行うことができるよう、改革の取組状況と財政負担リスク等に関するチェックリストを作成いたしました。各地方公共団体におかれては、同チェックリストを活用しつつ、特に下記の点に留意して、先送りすることなく抜本的改革に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。(省略)」

上記の集中的な改革期間においては、総務省から「**第三セクター等の状況に関する調査結果**」が公表されているが、平成25年12月17日に公表され、第三セクター等の概況(数、年次別設立数、業務分野、出資の状況、役職員の状況、公の施設の管理運営状況 他)、経営状況(経常損益の状況、純財産又は正味財産の状況、減損会計等の適用状況、財政的支援の状況、委託料の状況)、情報公開・経営の点検評価の取組み、統廃合等の状況、法的整理の状況 についてのまとめが記載されている。

このうちから、第三セクター等の業務分野、出資の状況、役職員の状況、補助金交付額の状況、借入金と損失補償・債務保証の状況、情報公開等の状況を抜粋して第1章以降の参考として記載する。

●第三セクター等が実施している業務分野

(各業務分野の分類)

業務分野	分類
地域・都市開発	①土地開発公社、②土地開発等の業務を行う法人、③住宅団地・工業団地造成事業等を行う法人、④土地区画整理協会、⑤公園協会、⑥ステーションビル、⑦土木工事の設計監理業務を行う法人、⑧都市計画の調査を行う法人 等
住宅・都市サービス	①地方住宅供給公社、②住宅サービス公社、③住宅協会、④建築士協会、⑤建築技術センター、⑥ガス供給会社、⑦熱供給公社 等
観光・レジャー	①観光開発公社、②観光物産振興公社、③観光振興公社、④観光バス会社、⑤レジャー施設の管理運営を行う法人 等
農林水産	①農地保有合理化法人、②農産物安定基金協会、③造林公社、④畜産公社、⑤漁業公社、⑥家畜畜産物衛生指導協会、⑦牛乳検査協会、⑧農業後継者育成協会、⑨緑化センター、⑩農業（林業・漁業）信用基金協会、⑪林業従事者退職金共済基金、⑫水産公害対策基金、⑬第一次産業活用村、⑭ワイン製造会社、⑮農林水産関係の特産品の製造・販売・宣伝等を行う法人、⑯農産物・畜産物・水産物の流通業務を行う法人 等
商工	①中小企業振興公社、②地場産業振興センター、③高度技術振興財団（テクノポリス開発機構等）、④工業技術振興協会、⑤中小企業情報センター、⑥コンベンションビュロー、⑦中小企業会館、⑧産業展示館、⑨工業材料分析センター、⑩産業振興基金、⑪国際貿易センター、⑫特産品の製造・販売・宣伝等を行う法人（農林水産関係の特産品に関するものを除く） 等
社会福祉・保健医療	①国民年金福祉協会（国民年金保養センターの受託運営）、②大規模年金保養基地の受託運営を行う法人、③勤労者いこいの村の管理運営を行う法人、④環境衛生指導センター、⑤長寿社会振興財団、⑥高齢者問題研究協会、⑦高齢者問題研究所、⑧アイバンク・腎バンク、⑨社会福祉基金、⑩交通事故被災者援護協会、⑪検診センター、⑫救急医療情報センター、⑬医学総合研究所、⑭民間社会福祉施設職員共済財団、⑮シルバー人材センター、⑯労働者福祉協会 等
生活衛生	①水道サービス協会、②下水道公社、③一般廃棄物（ゴミ、し尿等）及び産業廃棄物の処理を行う法人、④ゴミの減量・リサイクルの推進を行う法人 等
運輸・道路	①地方道路公社、②フェリーふ頭公社、③高速道路協会、④空港ターミナルビル、⑤鉄道、⑥モノレール、⑦流通ターミナル、⑧駐車場公社 等
教育・文化	①埋蔵文化財センター、②私学振興協会、③育英奨学会、④体育協会、⑤生涯学習協会、⑥交響楽団、⑦市民会館等の管理等を行う法人 等
公害・自然環境保全	①公害防止協会、②自然保護財団、③緑の基金 等
情報処理	①電子計算機センター、②流通業務サービス協会 等
国際交流	①国際交流協会、②国際交流基金 等
その他	①庁舎・職員会館の管理を行う法人、②行政情報センター、③消防協会、④暴力団追放県民センター、⑤テレビ放送会社（ケーブルテレビ会社を含む）、⑥シンクタンク（都市計画等特定の目的・業務を持つものを除く） 等

●出資等の状況

5 第三セクター等に対する出資の状況

- ・ 第三セクター等に対する地方公共団体等からの出資額は4兆6,526億円であり、出資総額6兆6,745億円の69.7%となっています。
- ・ 法人区分別の出資総額は、社団法人・財団法人については1兆981億円、会社法法人については3兆1,610億円であり、このうち地方公共団体等からの出資額は、社団法人・財団法人については7,485億円(68.2%)、会社法法人については1兆4,886億円(47.1%)となっています。また、地方独立行政法人に対する出資総額は1兆2,792億円となっております。
- ・ 民間・国等からの出資額は、社団法人・財団法人については3,496億円、会社法法人については1兆6,724億円となっています。

(単位：百万円)

法人区分	主な出資団体	出資総額 (A)	出資元		地方公共団体等 出資割合 (B/A)	法人数 (C)	1法人当たり 平均出資総額 (A/C)	1法人当たり 平均地方公共 団体等出資額 (B/C)	
			地方公共団体等 出資額 (B)	民間等 出資額					
第三セクター	都道府県	2,527,123	1,396,130	1,130,994	55.2%	1,917	1,318	728	
	指定都市	804,282	427,120	377,161	53.1%	552	1,457	774	
	市区町村	927,629	413,876	513,753	44.6%	4,502	206	92	
	(小計)	4,259,034	2,237,126	2,021,908	52.5%	6,971	611	321	
	社団法人 財団法人	都道府県	802,762	515,447	287,315	64.2%	1,351	594	382
		指定都市	91,322	64,967	26,355	71.1%	301	303	216
		市区町村	203,976	168,094	35,883	82.4%	1,804	113	93
		(小計)	1,098,060	748,507	349,553	68.2%	3,456	318	217
	会社法法人	都道府県	1,724,362	880,682	843,679	51.1%	566	3,047	1,556
		指定都市	712,959	362,154	350,806	50.8%	251	2,840	1,443
		市区町村	723,652	245,782	477,870	34.0%	2,698	268	91
		(小計)	3,160,974	1,488,618	1,672,355	47.1%	3,515	899	424
地方三公社	都道府県	1,096,818	1,096,818	0	100.0%	110	9,971	9,971	
	指定都市	33,165	33,165	0	100.0%	30	1,105	1,105	
	市区町村	6,269	6,269	0	100.0%	841	7	7	
	(小計)	1,136,252	1,136,252	0	100.0%	981	1,158	1,158	
第三セクター 及び 地方三公社	都道府県	3,623,942	2,492,948	1,130,994	68.8%	2,027	1,788	1,230	
	指定都市	837,446	460,285	377,161	55.0%	582	1,439	791	
	市区町村	933,898	420,145	513,753	45.0%	5,343	175	79	
	(小計)	5,395,285	3,373,377	2,021,908	62.5%	7,952	678	424	
地方独立 行政法人	都道府県	949,811	949,811	0	100.0%	66	14,391	14,391	
	指定都市	256,955	256,955	0	100.0%	13	19,766	19,766	
	市区町村	72,432	72,432	0	100.0%	25	2,897	2,897	
	(小計)	1,279,198	1,279,198	0	100.0%	104	12,300	12,300	
総計	都道府県	4,573,753	3,442,759	1,130,994	75.3%	2,093	2,185	1,645	
	指定都市	1,094,401	717,240	377,161	65.5%	595	1,839	1,205	
	市区町村	1,006,329	492,576	513,753	48.9%	5,368	187	92	
	総計	6,674,483	4,652,575	2,021,908	69.7%	8,056	829	578	
(参考) 24年度調査	都道府県	4,595,471	3,444,684	1,150,786	75.0%	2,149	2,138	1,603	
	指定都市	1,043,565	676,070	367,495	64.8%	595	1,754	1,136	
	市区町村	865,019	418,581	446,438	48.4%	5,564	155	75	
	計	6,504,055	4,539,336	1,964,719	69.8%	8,308	783	546	

● 役職員の状況

7 第三セクター等の役職員の状況

・ 第三セクター等の役職員数は30万1,481人であり、うち3万1,452人(10.4%)が地方公共団体退職者、3万7,775人(12.5%)が地方公共団体出向者となっています。

・ 法人形態別に見ると、第三セクター及び地方三公社の役職員数は前年度に比べ9,456人減少している一方、地方独立行政法人は新規設立等により役職員数が5,291人増加しています。第三セクター等全体としては、4,165人の減少となっています。

(1) 地方公共団体区別状況

< 役職員 >

区分	25年度調査					24年度調査				
	総数	うち地方公共団体退職者	構成比	うち地方公共団体出向者	構成比	総数	うち地方公共団体退職者	構成比	うち地方公共団体出向者	構成比
都道府県	125,447	18,981	15.1%	13,829	11.0%	126,451	18,773	14.8%	15,084	11.9%
指定都市	45,795	5,462	11.9%	5,314	11.6%	45,758	5,803	12.7%	5,951	13.0%
市区町村	130,239	7,009	5.4%	18,632	14.3%	133,437	6,955	5.2%	20,145	15.1%
計	301,481	31,452	10.4%	37,775	12.5%	305,646	31,531	10.3%	41,180	13.5%

< 役員 >

区分	25年度調査					24年度調査				
	総数	うち地方公共団体退職者	構成比	うち地方公共団体出向者	構成比	総数	うち地方公共団体退職者	構成比	うち地方公共団体出向者	構成比
都道府県	27,774	2,932	10.6%	4,866	17.5%	29,906	2,923	9.8%	5,247	17.5%
指定都市	6,981	867	12.4%	1,040	14.9%	7,490	910	12.1%	1,202	16.0%
市区町村	53,567	3,563	6.7%	12,631	23.6%	57,040	3,576	6.3%	13,572	23.8%
計	88,322	7,362	8.3%	18,537	21.0%	94,436	7,409	7.8%	20,021	21.2%

< 職員 >

区分	25年度調査					24年度調査				
	総数	うち地方公共団体退職者	構成比	うち地方公共団体出向者	構成比	総数	うち地方公共団体退職者	構成比	うち地方公共団体出向者	構成比
都道府県	97,673	16,049	16.4%	8,963	9.2%	96,545	15,850	16.4%	9,837	10.2%
指定都市	38,814	4,595	11.8%	4,274	11.0%	38,268	4,893	12.8%	4,749	12.4%
市区町村	76,672	3,446	4.5%	6,001	7.8%	76,397	3,379	4.4%	6,573	8.6%
計	213,159	24,090	11.3%	19,238	9.0%	211,210	24,122	11.4%	21,159	10.0%

●地方公共団体からの補助金交付額の状況

4 財政的支援の状況（平成25年3月31日時点の直近の財務諸表等による）

(1) 地方公共団体からの補助金交付額の状況

- ・ 経営状況等調査対象法人のうち、第三セクター（社団法人・財団法人及び会社法人）について、地方公共団体から補助金を交付されている法人は2,598法人（45.5%）であり、交付総額は2,483億円となっています。
- ・ 業務分野別に見ると、「社会福祉・保健医療」「教育・文化」において、補助金を交付されている法人の構成比・交付額ともに他の業務分野と比べて高くなっております。

（単位：百万円）

区分	25年度調査						24年度調査							
	全体法人数	補助金交付該当法人数	経常収益へ計上している法人数	構成比	経常収益計上法人構成比	交付額	経常収益へ計上している額	全体法人数	補助金交付該当法人数	経常収益へ計上している法人数	構成比	経常収益計上法人構成比	交付額	経常収益へ計上している額
第三セクター計	5,705	2,598	2,412	45.5%	42.3%	248,267	214,803	5,916	2,682	2,507	45.3%	42.4%	269,689	230,966
社団法人・財団法人	3,227	2,039	2,022	63.2%	62.7%	212,389	204,211	3,387	2,106	2,088	62.2%	61.6%	224,485	216,783
会社法人	2,478	559	390	22.6%	15.7%	35,878	10,592	2,529	576	419	22.8%	16.6%	45,204	14,182
地方三公社	978	232	228	23.7%	23.3%	51,965	49,511	1,031	253	246	24.5%	23.9%	35,841	23,904
地方住宅供給公社	47	26	25	55.3%	53.2%	10,076	9,836	50	29	29	58.0%	58.0%	11,237	7,456
地方道路公社	36	15	15	41.7%	41.7%	23,897	23,897	38	17	15	44.7%	39.5%	11,847	4,561
土地開発公社	895	191	188	21.3%	21.0%	17,992	15,779	943	207	202	22.0%	21.4%	12,757	11,887
第三セクター及び地方三公社	6,683	2,830	2,640	42.3%	39.5%	300,232	264,314	6,947	2,935	2,753	42.2%	39.6%	305,529	264,870
地方独立行政法人	104	101	101	97.1%	97.1%	244,985	241,978	94	92	92	97.9%	97.9%	283,353	278,838
総計	6,787	2,931	2,741	43.2%	40.4%	545,216	506,292	7,041	3,027	2,845	43.0%	40.4%	588,882	533,708

<業務分野別状況>

（単位：百万円）

業務分野	25年度調査						24年度調査							
	全体法人数	補助金交付該当法人数	経常収益へ計上している法人数	構成比	経常収益計上法人構成比	交付額	経常収益へ計上している額	全体法人数	補助金交付該当法人数	経常収益へ計上している法人数	構成比	経常収益計上法人構成比	交付額	経常収益へ計上している額
合計	6,787	2,931	2,741	43.2%	40.4%	545,216	506,292	7,041	3,027	2,845	43.0%	40.4%	588,882	533,708
地域・都市開発	1,256	304	296	24.2%	23.6%	33,871	25,369	1,336	325	315	24.3%	23.6%	23,468	20,410
住宅・都市サービス	109	37	36	33.9%	33.0%	10,623	10,383	121	41	40	33.9%	33.1%	11,800	8,016
観光・レジャー	985	238	213	24.2%	21.6%	9,173	8,314	1,017	265	245	26.1%	24.1%	10,603	9,601
農林水産	1,083	545	497	50.3%	45.9%	41,393	38,735	1,111	559	513	50.3%	46.2%	48,951	43,934
商工	589	325	313	55.2%	53.1%	46,556	44,877	600	332	322	55.3%	53.7%	44,696	44,206
社会福祉・保健医療	386	275	273	71.2%	70.7%	101,550	97,284	402	279	277	69.4%	68.9%	100,917	97,257
生活衛生	243	80	80	32.9%	32.9%	5,753	5,753	249	90	87	36.1%	34.9%	9,199	8,404
運輸・道路	419	166	88	39.6%	21.0%	49,606	31,788	426	159	86	37.3%	20.2%	42,256	12,999
教育・文化	1,045	676	674	64.7%	64.5%	218,962	216,609	1,079	683	681	63.3%	63.1%	261,814	258,614
公害・自然環境保全	65	42	40	64.6%	61.5%	2,086	1,867	68	42	41	61.8%	60.3%	2,164	2,159
情報処理	55	8	8	14.5%	14.5%	60	60	55	9	8	16.4%	14.5%	1,467	1,463
国際交流	101	84	84	83.2%	83.2%	3,051	3,011	106	84	83	79.2%	78.3%	3,020	3,020
その他	451	151	139	33.5%	30.8%	22,534	22,244	471	159	147	33.8%	31.2%	28,527	23,624

●地方公共団体以外からの借入金と損失補償・債務保証の状況

(3) 地方公共団体以外からの借入金と損失補償・債務保証の状況

- ・ 経営状況等調査対象法人のうち、地方公共団体以外からの借入残高を有する法人は1,916法人となっています。また、地方公共団体による損失補償・債務保証が付されている債務残高（以下「損失補償・債務保証付き債務残高」）を有する法人は882法人となっています。
- ・ 地方公共団体以外からの借入残高の総額は、7兆5,439億円と前年度から9,881億円減少しており、それに伴い、損失補償・債務保証付き債務残高も7,492億円減少しています。
- ・ 損失補償・債務保証付き債務残高は全体で4兆9,635億円であり、社団法人・財団法人が9,673億円、会社法法人が2,843億円、地方三公社が3兆7,119億円となっています。
- ・ また、地方道路公社と土地開発公社の債務保証付き債務残高は3兆3,684億円（509法人）となっています。
- ・ 業務分野別でみると、損失補償・債務保証付き債務残高を有する法人数は「地域・都市開発」（552法人）が最も多く、次いで「農林水産」（110法人）となっております。特に、「地域・都市開発」においては地方公共団体以外からの借入残高を有する法人のうち、87.5%が損失補償・債務保証付きの借入を行っています。
- ・ 損失補償・債務保証付き債務残高では「運輸・道路」（2兆1,183億円、42.7%）が最も多く、次いで「地域・都市開発」（1兆7,176億円、34.6%）となっております、この2分野で全体の77.3%を占めています。

(単位:百万円)

区分	25年度調査						24年度調査					
	全体法人数	地方公共団体以外からの借入金		損失補償・債務保証		全体法人数	地方公共団体以外からの借入金		損失補償・債務保証			
		法人数(a)	残高	法人数(b)	構成比(b/a)		残高	法人数(c)	残高	法人数(d)	構成比(d/e)	残高
第三セクター	5,705	1,338	3,224,461	336	25.1%	1,251,572	5,916	1,422	3,634,435	377	26.5%	1,424,770
社団法人・財団法人	3,227	413	1,217,542	191	46.2%	967,255	3,387	465	1,399,473	218	46.9%	1,127,689
会社法法人	2,478	925	2,006,920	145	15.7%	284,317	2,529	957	2,234,961	159	16.6%	297,081
地方三公社	978	578	4,319,430	546	94.5%	3,711,879	1,031	644	4,897,574	617	95.8%	4,287,862
地方住宅供給公社	47	30	786,801	12	40.0%	272,753	50	36	921,297	16	44.4%	372,113
地方道路公社	36	33	1,868,954	33	100.0%	1,870,536	38	35	1,971,192	34	97.1%	1,979,919
土地開発公社	895	515	1,663,675	501	97.3%	1,568,590	943	573	2,005,085	567	99.0%	1,935,831
第三セクター及び地方三公社	6,683	1,916	7,543,891	882	46.0%	4,963,452	6,947	2,066	8,532,009	994	48.1%	5,712,632
地方独立行政法人	104	0	0	0	0.0%	0	94	0	0	0	0.0%	0
総計	6,787	1,916	7,543,891	882	46.0%	4,963,452	7,041	2,066	8,532,009	994	48.1%	5,712,632

●第三セクター等の情報公開等の状況

Ⅲ 情報公開・経営の点検評価の取組み

1 第三セクター等の情報公開等の状況

- ・ 経営状況等調査対象法人のうち、地方公共団体や第三セクター等が主体となり、ホームページ・広報誌等への掲載や地方公共団体の庁舎・法人事務所等への備え付け常時開示等により経営状況等の情報開示を行っている法人の割合は79.4%となっています。
- ・ なお、都道府県の出資に係るものは95.7%、指定都市の出資に係るものは98.5%、市区町村の出資に係るものは71.2%となっています。
- ・ また、条例・要綱等により情報公開を定めている第三セクター等の割合は、都道府県の出資に係るものは79.2%、指定都市の出資に係るものは87.5%、市区町村の出資に係るものは33.9%となっています。

<情報公開に関する状況>

区分	25年度調査			24年度調査		
	全体法人数	情報公開を行っている法人数	構成比	全体法人数	情報公開を行っている法人数	構成比
都道府県	1,740	1,666	95.7%	1,789	1,711	95.6%
指定都市	464	457	98.5%	468	462	98.7%
市区町村	4,583	3,263	71.2%	4,784	3,396	71.0%
総計	6,787	5,386	79.4%	7,041	5,569	79.1%

(注) 本調査では、情報公開請求に基づく情報公開又は議会報告のみを行っている場合は、情報公開を行っているとはみなさないこととしている。

<条例・要綱等設置状況>

区分	25年度調査			24年度調査		
	全体法人数	条例・要綱等を設けている法人数	構成比	全体法人数	条例・要綱等を設けている法人数	構成比
都道府県	1,740	1,378	79.2%	1,789	1,419	79.3%
指定都市	464	406	87.5%	468	417	89.1%
市区町村	4,583	1,555	33.9%	4,784	1,621	33.9%
総計	6,787	3,339	49.2%	7,041	3,457	49.1%

2 経営の点検評価

- ・ 経営状況等調査対象法人のうち、経営に関する有識者等から構成される委員会等により、定期的に経営の点検評価が実施されている法人は、第三セクター等全体で1,788法人(26.3%)となっています。
- ・ うち、都道府県の出資に係るものでは52.1%、指定都市の出資に係るものでは78.0%となっていますが、市区町村の出資に係るものでは11.3%と低くなっています。
- ・ なお、その他の法人について、委員会等によらずに定期的に点検評価が行われている場合もあります。

2 所管課への質問に際して使用した参考様式

出資等の所管課への作成依頼資料は、前記の「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」別記4の次の情報公開の様式例を参考にし、一部修正して使用した。本文中の個別に記載している出資等はこれに対する回答等をもとに内容等の監査を実施している。

地方公共団体による情報公開の様式例

1 作成年月日及び作成担当部署									
作成年月日	平成 年 月 日	作成担当部署	都・道・府・県 市・区・町・村 部・局 課・室						
2 第三セクター名等									
第三セクター名	〒		電話番号 () -						
第三セクター所在地	昭和・平成 年 月 日		ホームページアドレス						
3 資本金									
		千円 (当該地方公共団体の出資割合	%)						
4 事業内容									
5 財務状況									
貸借対照表から	項目	金額(千円)			損益計算書から	項目	金額(千円)		
		前々年度	前年度	本年度			前々年度	前年度	本年度
	総資産					総収入(=売上高+営業外収益+特別利益)			
	負債					(うち地方公共団体からの補助金・委託金)	()	()	()
	(うち有利子負債)	()	()	()		経常損益			
純資産				当期損益					
利益剰余金				減価償却前当期損益					
6 役職員の状況									
役員数(うち地方公共団体出向者・退職者)	役員平均年齢	役員の平均年収(千円)	職員数(うち地方公共団体出向者・退職者)	職員平均年齢	職員の平均年収(千円)				
()	()	()	()	()	()				
7 第三セクターへの関与の状況									
(1) 公的支援(フロー)									
項目	金額(千円)			備考(目的、内容、算出根拠等)					
	前々年度	前年度	本年度						
① 補助金(助成金)									
② 利子補給金									
③ 税の減免額									
④ その他()									
小計				—					
⑤ 損失補償契約に伴う金利軽減額									
⑥ 出資金、低利貸付等に伴う機会費用									
小計				—					
合計				—					
(参考) 委託料									
(2) 公的支援(ストック)									
項目	金額(千円)			備考(目的、内容、算出根拠等)					
	前々年度	前年度	本年度						
① 損失補償契約に係る債務残高(将来負担額)									
(将来負担算入率)									
② 貸付金残高									
③ 出資金									
合計				—					
8 地方公共団体による監査結果									
9 その他の特記事項									

- 出資や公的支援の状況等を勘案し、次に掲げる書類も情報公開することが望ましい。
 - ・ 一般社団法人及び一般財団法人においては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に基づき、①定款、②(社団法人の場合)社員名簿、③事業報告書、④損益計算書(正味財産増減計算書)、⑤貸借対照表、⑥附属明細書、⑦監査報告、⑧(会計監査人を設置している場合には)会計監査報告
 - ・ 公益社団法人及び公益財団法人においては、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)」及び「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)」に基づき、上記(一般社団法人及び一般財団法人において公開する書類)に加え、①事業計画書、②収支予算書、③資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類、④財産目録、⑤役員等名簿、⑥役員等報酬等の支給の基準、⑦(会計監査人の設置義務がある場合には)キャッシュ・フロー計算書、⑧運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - ・ 会社法人においては、①貸借対照表、②損益計算書、③株主資本等変動計算書、④個別注記表、⑤事業報告、⑥附属明細書、⑦(監査役設置会社においては)監査報告、⑧(会計監査人設置会社においては)会計監査報告
- 当様式及び関係書類を情報公開する際には、別途一覧性のある総括表の作成を行うほか地域住民等のニーズに応じた分かりやすいものとなるように工夫すべきである。
- 一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人については、5. 財務状況の記入に当たって公益法人会計基準に読み替えること。(下記参照)
 - <貸借対照表> 純資産→正味財産合計
利益剰余金→一般正味財産
 - <損益計算書> 損益計算書→正味財産増減計算書
総収入(=売上高+営業外収益+特別利益)→総収入(=経常収益+経常外収益+当期指定正味財産増加額)
経常損益→当期経常増減額
当期損益→当期一般正味財産増減額

3 公益法人制度改革

公益法人制度改革では平成25年11月末までに公益法人か一般法人に申請を行う必要があり、平成26年に入っても公益認定審議会が開催されている状況にある。

鹿児島県の状況については「公益法人だより」が作成されているが、平成25年3月末現在の状況は次のとおり85.75%となっている。



公益法人だより

H25. 4. 2 VOL. 9

鹿児島県 学事法制課

1 鹿児島県公益認定等審議会の開催状況及び答申法人数

平成24年度

(1) 開催状況 24回 (H24. 6. 21~H25. 3. 27)

(2) 答申法人数 138件

移行認定	79件
移行認可	56件
公益認定	1件
変更認定	2件

2 特例民法法人の移行等状況

- 公益法人制度改革関連3法の施行後、鹿児島県公益認定等審議会で答申した法人数は、下記のとおりとなっています。

●鹿児島県の状況 (H25. 3. 31現在)

法人数 A	公益法人へ	一般法人へ	小計 B	解散・合併等 C	進捗率 (B+C)/A	一般法人から 公益法人へ
344	平成21年度 5法人	平成21年度 1法人	266法人	平成21年度 6法人	85.75%	平成22年度 2法人
	平成22年度 26法人	平成22年度 1法人		平成22年度 4法人		平成23年度 1法人
	平成23年度 70法人	平成23年度 28法人		平成23年度 10法人		平成24年度 1法人
	平成24年度 79法人	平成24年度 56法人		平成24年度 9法人		

(※ 法人数Aは、平成21年12月1日現在の特例民法法人数(国からの移管を含む。))

●全国の状況 (H25. 3. 31現在)

法人数 A	公益法人へ	一般法人へ	合計 B	進捗率 (B/A)
23,856	8,114	9,063	17,177	72.00%

(※ 法人数Aは、平成21年12月1日現在の特例民法法人数)

3 電子申請IDの取得

移行申請手続や移行後の各種書類の提出については、電子申請で行っていただくことを推奨しております。電子申請を行いますと、申請書類の審査もスピーディーに行えますので、早期のID取得をお願いします。

15

[参考]大臣官房公益法人行政担当室・公益認定等**民間による公益活動の発展に向けて**

平成20年12月に施行された新公益法人制度に基づき、新しい公益社団法人又は公益財団法人の認定を行うとともに、適切な監督によって法人の適正な運営を確保することで、民間による公益活動が健全に発展した社会の構築を目指します。

<新公益法人制度の目的>

新たな公益法人制度は、民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、民による公益の増進に寄与するとともに、各府省の裁量権に基づく許可の不明瞭性等の従来の公益法人制度の問題点を解決することを目的に、平成20年12月に施行されました。

<新制度における公益法人とは？>

新制度では、一般社団法人・一般財団法人（以下「一般法人」という。）は登記のみで設立することが可能です。また、一般法人のうち内閣総理大臣や都道府県知事が認定した法人が、公益社団法人・公益財団法人（以下「公益法人」という。）となり、国の公益法人は全て内閣府で所管することになりました。従来の社団法人・財団法人は、新制度施行から5年の間（平成25年11月末まで）に一般法人か公益法人に移行するための申請を行政庁に行わなければ、解散することになります。平成25年3月末時点の申請進捗率は、全国で約9割に達しており、おおむね順調に移行申請が行われています。

この結果、平成25年4月1日時点で、国レベルでは新制度施行後に設立された一般法人から認定された141法人と従来の社団・財団法人から認定された1,953法人の計2,094法人が、新しい公益法人として活動しています。

<公益法人に認定されるには？>

公益法人の認定を希望する法人は、申請により、公益法人認定法に定められた認定基準に適合していると行政庁に認定されることで、公益法人となります。認定基準に適合しているか否かは、民間有識者からなる内閣府の公益認定等委員会（注1）又は都道府県の合議制の機関で中立、公正に判断が行われています。

（注1）国会の同意を得て内閣総理大臣が任命する7人の委員で構成

第1章 監査対象の概要把握

1 財務諸表（普通会計ベース）における「投資及び出資金」

県のホームページにおいて平成16年度以降の貸借対照表、行政コスト計算書等が公表されているところであるが、当年度の監査対象である「投資及び出資金」（普通会計ベース、貸借対照表）は次のような推移となっている。

（単位：千円）

	17/3(試案)	22/3	23/3	24/3	25/3	増減 (百万円)
投資及び出資金	51,877	52,634,222	52,749,636	53,026,159	55,264,095	2,237
投資損失引当金	—	△20,500	△20,500	△20,500	△20,500	—
差引	51,877	52,613,722	52,729,136	53,005,659	55,243,595	2,237
(参考)連結ベース	20,100	31,362,657	27,607,824	31,994,292	32,426,992	432

注1 平成16年度の開示は百万円単位となっている。

注2 投資及び出資金の表示金額について（作成に当たっての前提条件を参考）

・連結対象団体

投資先等の純資産残高に県の出資割合を乗じて実質価額を算出した上で、実質価額が30%以上低下している場合に、その差額を「投資損失引当金」として計上している。

・連結対象団体以外

実質価額が30%以上低下している場合には、その価額を計上している。

平成25年3月末における「投資及び出資金」は約552億6千4百万円となっている。「投資損失引当金」は鹿児島県住宅供給公社に対する損失見込額であり、20年度末から継続して計上されている。この投資損失引当金を控除した純額が資産としての価値があると考えられる金額であり、25年3月末では552億4千3百万円である。

なお、連結ベース¹の「投資及び出資金」の金額は324億2千6百万円であり、普通会計ベースの金額より約228億1千6百万円減少しているが、これは連結対象に対する投資等であり、連結財務諸表を作成する過程で相殺消去された額と思われる。

¹連結の範囲については、後記の[参考]を参照。

2 県の「投資及び出資金」の内容

平成24年度末現在における鹿児島県の投資及び出資金は次のとおりである。

なお、表における[A]は公表されている総務省改訂モデル方式・平成24年度鹿児島県の財務諸表（貸借対照表）における「投資及び出資金」55,264百万円の明細（「投資及び出資金明細表（平成24年度）」による評価減実施前の数値であり、[B]は平成24年度決算に関する調書の「出資による権利（内訳）」による数値である。

（注）表の作成方法等について

当年度の監査においては、県の出資先等の全容を把握することも目的のひとつであることから、表を作成するにあたり、まず「決算に関する調書」の「出資による権利（内訳）」から【出資金】と【出捐金】に区分し、これに含まれていない株式会社に対する出資金等については、「投資及び出資金」の明細を依頼・入手し、追加して、貸借対照表の金額と一致するようにしている。

なお、表中の県出資割合は所管課の回答に記載された割合をもとに、連結対象は公表財務諸表の記載をもとに、評価損の有無については当該財務諸表の明細をもとに記載している。

その上で、管理面での対応も異なると考えられることから、県内の団体に対する出資等とそれ以外に区分し、さらに県内の団体については県の調査権等の関係もあることから、出資等比率25%以上とそれ未満の団体に区分して整理している。

[表 鹿児島県の投資及び出資金]

(金額単位：千円)

	[A]	[B]	県出資割合	連結対象	評価	所管課	所在地
【出資金】-東京都、千葉県							
地方公共団体金融機構	108,000	108,000	0.92			財政課	東京都千代田区
(財)都道府県会館 (被災者生活再建支援基金)	—	1,601,744	略			〃	〃
(一財)休暇村協会	10,000	10,000	2.0			観光課	東京都台東区
(独)高齢・障害・求職雇用者支援機構	12,474	12,474	0.0			雇用労政課	千葉県千葉市
(一社)家畜改良事業団	5,800	5,800	0.1		▲	畜産課	東京都江東区
(公社)日本食肉格付協会	6,500	6,500	0.2		▲	〃	東京都千代田区
(一社)日本草地畜産種子協会	100	100	0.8			〃	〃
(社)日本養鶏協会	7,000	7,000	0.6		△	〃	東京都中央区
(独)農林漁業信用基金 (漁業信用保証勘定)	36,600	36,600	0.6			水産振興課	東京都千代田区
(独)農林漁業信用基金 (林業信用保証勘定)	112,960	112,960	0.5			環境林務課	〃
全国遠洋沖合漁業信用基金協会	352,750	352,750	4.0			水産振興課	東京都江東区
(地方共同法人)日本下水道事業団	27,124	27,124	2.1			都市計画課	東京都新宿区

【出資金】-鹿児島県内

<出資比率 25%以上>						
(独)奄美群島振興開発基金	4,258,000	4,350,000	25.9			離島振興課 奄美市名瀬港町 1-5
(公社)鹿児島県森林整備公社	5,000	5,000	28.1	●		森づくり推進課 鹿児島市山下町 9-15
鹿児島県漁業信用基金協会	813,550	813,550	30.5			水産振興課 鹿児島市鴨池新町 11-1
(公財)鹿児島県地域振興公社 (農地保有合理化促進事業強化基金)	299,000	299,000	100.0	●		農村振興課 鹿児島市名山町 4-3
(公社)鹿児島県糖業振興協会	275,000	275,000	28.4	●	▲	農産園芸課 鹿児島市鴨池新町 10-1
(公社)鹿児島県家畜畜産物衛生指導協会	20,000	20,000	48.2	●		畜産課 鹿児島市郡元 3-3-32
(一社)鹿児島県種豚改良協会	5,000	5,000	47.6	●	▲	〃 霧島市国分上之段 2495
鹿児島県土地開発公社	50,000	50,000	100.0	●		用地対策室 鹿児島市宇宿 2-9-3
鹿児島県道路公社	6,907,550	6,907,550	100.0	●		道路建設課 〃
鹿児島県住宅供給公社	20,500	20,500	100.0	●	▲	住宅政策室 鹿児島市新屋敷町 16-205
<出資比率 25%未満>						
(社)鹿児島県産業廃棄物協会	3,000	3,000	11.3			廃棄物・リサイクル対策課 鹿児島市錦江町 11-40
鹿児島県農業信用基金協会	1,197,990	1,197,990	14.8			農業経済課 鹿児島市鴨池新町 15 JA 鹿児島県会館内
(公社)鹿児島県青果物生産出荷安定基金協会	30,500	30,500	24.3			農産園芸課 〃
(公社)鹿児島県茶業会議所	15,000	15,000	18.3			〃 鹿児島市南榮 3-12
鹿児島県家畜商業協同組合	3,200	3,200	12.7			畜産課 鹿児島市郡元 3-3-32
(一社)鹿児島県配合飼料価格安定基金協会	400	400	6.3			〃 鹿児島市鴨池 2-5-16

出資金残高 14,582,998 16,276,742

【出捐金】-東京都、神奈川県、福岡県

(一財)地域社会ライフプラン協会	20,000	20,000	1.5			職員厚生課 東京都港区
(財)地方公務員安全衛生推進協会	32,000	32,000	1.5			〃 東京都千代田区
(財)地域総合整備財団	150,000	150,000	1.4			財政課 〃
(財)都道府県会館	750,000	750,000	2.2			〃 〃
(一財)地域活性化センター	5,000	5,000	0.2			地域政策課 東京都中央区
(一財)消防試験研究センター	1,000	1,000	0.8	▲		消防保安課 東京都千代田区
(一財)救急振興財団	43,000	43,000	2.2	▲		〃 東京都八王子市
(財)地方自治情報センター	2,000	2,000	1.5			情報政策課 東京都千代田区
(一財)新エネルギー財団	590	590	2.2			地域政策課 東京都豊島区
(一財)電源地域振興センター	10,000	10,000	0.9			〃 東京都中央区
(公財)産業廃棄物処理事業振興財団	40,000	40,000	0.4		△	廃棄物・リサイクル対策課 東京都千代田区
(独)環境再生保全機構 (PCB 廃棄物処理基金)	309,850	317,887	略			〃 神奈川県川崎市
(独)環境再生保全機構 (石綿健康被害救済基金)	79,750	95,700	略	▲		環境保全課 〃
(一財)伝統的工芸品産業振興協会	6,000	6,000	0.8			かごしま PR 課 東京都港区
(独)中小企業基盤整備機構	500	500	0.0		▲	経営金融課 東京都千代田区

(一財)日本立地センター テクノホリス債務保証基金	17,500	17,500	1.9			産業立地課	東京都千代田区
(一財)自然公園財団	10,000	10,000	1.2			観光課	〃
(一財)建設業情報管理センター	4,720	4,720	0.7			監理課	〃
(一財)河川情報センター	10,000	10,000	1.9			河川課	〃
(一財)ダム技術センター	2,600	2,600	1.7			〃	東京都台東区
(公財)リバーフロント研究所	2,500	2,500	0.2			〃	東京都中央区
(一財)砂防フロンティア整備推進機構	2,500	2,500	0.4			砂防課	東京都千代田区
(一財)沿岸開発技術研究センター	4,000	4,000	0.7			港湾空港課	〃
(一財)みなと総合研究財団	3,000	3,000	0.2			〃	東京都港区
(一財)港湾空港総合技術センター	3,000	3,000	0.6			〃	東京都千代田区
(公財)区画整理促進機構	10,000	10,000	0.3		△	都市計画課	〃
(一財)不動産適正取引推進機構	1,000	1,000	0.14			建築課	東京都港区
(一財)建築コスト管理システム研究所	1,000	1,000	0.2			〃	〃
(一財)高齢者住宅財団	10,000	10,000	0.62			住宅政策室	東京都中央区
(公財)九州運輸振興センター	500	500	2.0		△	交通政策課	福岡県福岡市
(一財)九州産業技術センター	27,000	27,000	2.1			産業立地課	〃

【出捐金】-鹿児島県内

＜出捐比率 25%以上＞							
(公財)鹿児島県文化振興財団	1,050,000	1,050,000	86.8	●		生活・文化課	鹿児島市山下町 5-3 (宝山ホール内)
(一財)鹿児島県環境技術協会	3,000	3,000	37.5	●		環境林務課	鹿児島市七ツ島 1-1-10
(公財)鹿児島県環境整備公社	17,000	17,000	34.0	●		廃棄物・リサイクル対策課	薩摩川内市神田町 1-22
(公財)屋久島環境文化財団	510,000	510,000	63.1	●		自然保護課	熊毛郡屋久町宮之浦 823-1
(公財)鹿児島県林業担い手育成基金	2,177,300	2,141,300	100.0	●		森林経営課	鹿児島市山下町 9-15 林業会館内
(公財)万之瀬川水源基金	15,000	15,000	50.0	●		〃	〃
(公財)かごしまみどりの基金	200,000	200,000	46.0	●		森づくり推進課	〃
(公財)鹿児島県民総合保健センター	5,000	5,000	50.0	●		健康増進課	鹿児島市下伊敷 3-1-7
(特財)鹿児島県角膜・腎臓バンク協会	35,000	35,000	33.7	●		〃	鹿児島市中央町 8-1
(公財)鹿児島県生活衛生営業指導センター	2,000	2,000	40.0	●		生活衛生課	鹿児島市加治屋町 11-2
鹿児島県信用保証協会	4,891,131	4,544,693	61.5	●		経営金融課	鹿児島市名山町 9-1 県産業会館内
(公財)かごしま産業支援センター	3,195,801	3,121,262	79.4	●		産業立地課	〃
(公財)かごしま産業支援センター 中小企業情報センター	305,000	300,000					
(財)鹿児島勤労者いこいの村	2,000	2,000	40.0	●		雇用労政課	薩摩川内市祁答院町藺牟田 1806
(公財)南薩地域地場産業振興センター	5,000	5,000	25.0	●		かごしま PR 課	枕崎市松之尾町 37-1
(公財)奄美群島地域産業振興基金協会	3,000	3,000	29.1	●		〃	奄美市名瀬港町 15-1
(公財)鹿児島県国際交流協会	500,000	500,000	48.9	●	△	国際交流課	鹿児島市山下町 14-50 (鹿児島県民交流センター)
(公社)鹿児島県農業・農村振興協会	500,000	500,000	50.0	●		農政課	鹿児島市鴨池新町 10-1 県庁内
(公財)鹿児島県地域振興公社	19,160	19,160	100.0	●		農村振興課	鹿児島市名山町 4-3
(公財)鹿児島県建設技術センター	3,000	3,000	100.0	●		技術管理室	鹿児島市宇宿 2-9-3
(公財)鹿児島県育英財団	125,000	125,000	25.8	●		総務福利課	鹿児島市鴨池新町 10-1 県庁内

(公財)鹿児島県暴力追放運動推進センター (1)	488,200	488,200	76.7	●		組織犯罪対策課	鹿児島市新屋敷町 16-301 県住宅供給公社ビル 322
(公財)鹿児島県暴力追放運動推進センター (2)	100,000	100,000	略				
<出捐比率 25%未満>							
(公財)西郷南洲顕彰会	5,000	5,000	8.28			広報課	鹿児島市上竜尾町 2-1
(公財)鹿屋体育大学 体育・スポーツ振興教育財団	25,000	25,000	12.1			地域政策課	鹿屋市白水町 1 鹿屋体育大学内
(公財)かごしま豊かな海づくり協会	300,000	300,000	25.0			水産振興課	垂水市柘原 3551
(公財)鹿児島観光コンベンション協会	100,000	100,000	18.1			観光課	鹿児島市中央町 10
(公財)鹿児島県環境検査センター	5,000	5,000	10.0			生活排水対策室	鹿児島市宇宿 2-9-9
(公財)鹿児島県防犯協会	10,000	10,000	13.0			生活安全企画課	鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10-1 県警察本部内

出捐金残高 16,155,602 15,717,612

年度末残高 小計 A 30,738,600 31,994,354

県立病院局	23,273,531	—	100.0	●			
工業用水道部出資金	385,340	—	100.0	●			
小計 B	23,658,871	—					

【株式会社】-東京都、大阪府

㈱日本宝くじシステム	2,000	—	1.5			財政課	東京都中央区
大阪中小企業投資育成㈱	2,000	—	0.0			経営金融課	大阪府大阪市
新農業機械美用化促進㈱	1,000	—	0.1		▲	経営技術課	東京都千代田区

【株式会社】-熊本県

肥薩おれんじ鉄道㈱	620,500	—	39.8	●	▲	交通政策課	熊本県八代市萩原町 1-1-1
-----------	---------	---	------	---	---	-------	-----------------

【株式会社】-鹿児島県内

㈱南日本放送	15,000	—	7.5			広報課	鹿児島市高麗町 5-25
鹿児島テレビ放送㈱	9,000	—	3.0			〃	鹿児島市紫原 6-15-8
㈱鹿児島放送	30,000	—	3.0			〃	鹿児島市与次郎 2-5-12
㈱鹿児島讀賣テレビ	105,000	—	3.0			〃	鹿児島市与次郎 1-9-34
㈱エフエム鹿児島	8,000	—	2.0			〃	鹿児島市東千石町 1-38 鹿児島商工会議所ビル内
鹿児島国際観光㈱	10,000	—	4.0		▲	企画課	鹿児島市与次郎 1-8-10
屋久島電工㈱	9,000	—	0.4			地域政策課	熊本郡屋久島町宮之浦 939
鹿児島空港ビルディング㈱	60,000	—	20.0			交通政策課	霧島市溝辺町麓 822 番地
鹿児島県共同トラクターミナル㈱	50,000	—	10.0			〃	鹿児島市南榮 4-11-1
鹿児島中央地下駐車場㈱	40,000	—	4.6			商工政策課	鹿児島市山下町 4-1
㈱鹿児島頭脳センター	300,000	—	22.0		△	産業立地課	鹿児島市名山町 4-3 鹿児島県地域振興公社ビル内
鹿児島産業貿易㈱	7,000	—	20.0			かごしま PR 課	鹿児島市名山町 1-3 鹿児島ビル
南九州畜産興業㈱	90,000	—	18.4			畜産課	曾於市末吉町二之方 1828
種子島空港ターミナルビル㈱	60,000	—	17.1		△	港湾空港課	熊本郡中種子町増田 2692-64
奄美空港ターミナルビル㈱	80,000	—	20.0			〃	奄美市笠利町大字和野 374-4
徳之島空港ビル㈱	28,000	—	13.3			〃	大島郡天城町浅間 1-1

【その他】-鹿児島県内

(公社)鹿児島県畜産協会	135,000	—	14.5		畜産課	鹿児島市鴨池新町 15 JA 鹿児島県会館内
小計C	1,661,500		0			
上記合計(A+B+C)	56,058,971					:明細表一致
評価減額	△ 794,876					: "
差引	55,264,095					:貸借対照表と一致
投資損失引当金	△ 20,500					: "
差引	55,243,595					: "

注1 公益法人の名称については、判明している分については移行後の名称に変更して記載している。

注2 県外団体に対する出資等割合は「投資及び出資金明細表」（平成24年度）を参考にした概算値で記載している。

注3 (公財)かごしま産業支援センター、(公財)鹿児島県地域振興公社、(公財)鹿児島県暴力追放運動推進センターは[A]では合計で記載されているが[B]に合わせて記載している。また、鹿児島県青果物生産出荷安定基金協会は明細表では出資金25,000、出捐金5,500に区分して記載されている。

注4 表中の「評価」欄の▲は実質価額が30%以上の低下、△は30%未満の低下を示している。

(意見) 評価損の表示方法について

連結対象団体については投資損失引当金を計上するという会計処理方針であるが、当年度に新規連結対象となった3団体については出資等の金額が直接減額されていると思われる。実質的には影響はないが、前提条件に合わせた記載が適当である。

3 まとめ

前記の表を整理すると次のようになる。

(単位 件数：件、金額：千円)

区分	所在地	件数	小計	計
出資金	東京都、千葉県	11	679,308	14,582,998
	■鹿児島県 (25%以上)	10	12,653,600	
	▲鹿児島県 (25%未満)	6	1,250,090	
出捐金	東京都、神奈川県、福岡県	31	1,559,010	16,155,602
	■鹿児島県 (25%以上)	23	14,151,592	
	▲鹿児島県 (25%未満)	6	445,000	
小計		87	30,738,600	30,738,600
県立病院局	鹿児島県	1		23,273,531
工業用水道部出資金	鹿児島県	1		385,340
株式会社への出資	東京都	3	5,000	1,526,500
	■熊本県 (25%以上)	1	620,500	
	▲鹿児島県 (25%未満)	16	901,000	
(公社)鹿児島県畜産協会寄託金	▲鹿児島県 (25%未満)	1		135,000
合計		110		56,058,971

上表は「鹿児島県（普通会計ベース）の財務諸表」²を基に集計した数値であるが、決算に関する調書「出資による権利（内訳）」の金額は、小計の金額 30,738,600 千円に（財）都道府県会館 1,601,744 千円、（独）奄美群島振興開発基金についての差額 92,000 千円及び（独）環境再生保全機構（2 件分）についての差額 23,987 千円を加算し、鹿児島県信用保証協会についての差額 346,438 千円、（公財）かごしま産業支援センターについての差額 79,539 千円及び（公財）鹿児島県林業担い手育成基金についての差額 36,000 千円を減算した 31,994,354 千円となっている。

なお、これらの差額は一般会計と普通会計における出資金の取扱いの違い等により生じたものであるとの説明を受けた。

当年度の監査においては、鹿児島県における投資及び出資金の状況すべてを網羅的に把握するという目的もあることから、表中の■を付した出資等比率 25%以上の県行政と深い関係を持つ 34 団体 27,425,692 千円を主たる監査対象としている。

ただ、仮に出資比率は低くても他の自治体出資等を合わせると 25%以上になる場合があったり、仮に比率は低くても県が出資等を行っていること自体が完全な民間団体とは異なると思われること、さらに、出資比率に関係なく団体の状況把握等が管理面では必要と思われることなどから、▲を付した出資等比率 25%未満の 29 団体についても、程度の差はあるが、対象として所管課に資料依頼等を実施している。

なお、表中の熊本県 1 件は肥薩おれんじ鉄道(株)である。

(注)（財）鹿児島大学援助会出捐金 25,000 千円については平成 25 年度において解散しているが、県資料の入手可能時期との関係により、本文中でも記載している。

(意見) 出資金と出捐金の区分管理について

出資金と出捐金は「出資による権利」ということでは同一の範疇に属するものと考えられるが、出捐金は一般的には「寄付金」に近いと考えられているなど、性格的には異なるものがあり（[参考資料]出捐金の取扱い 参照）、両者は区分して管理しておくことが適当なのではないかと考える。同様な理由から、公表資料を作成するうえでも区分して記載する方が、明瞭性の観点からは適当ではないかと思われる。

²「鹿児島県（普通会計ベース）の財務諸表」は財政課で作成し、決算に関する調書「出資による権利（内訳）」は会計課で作成している。

4 財務諸表（普通会計ベース）における「損失補償等引当金」等

(単位：千円、但し増減欄は百万円)

区 分	21/3	22/3	23/3	24/3	25/3	増減
債務保証又は損失補償(長期未払金)	0	0	0	0	0	0
損失補償等引当金	13,558,193	12,805,204	13,570,235	12,977,944	12,630,676	△347
[債務負担行為に関する情報] ([債務負担行為明細表])						
物件の購入等	74,118,883	79,942,895	74,894,170	92,428,801	121,330,990	28,902
債務保証又は損失補償	5,105,097,874	6,661,564,071	8,169,200,544	9,613,203,548	11,065,010,329	1,451,806
(うち共同発行地方債に係るもの)	5,013,000,000	6,573,000,000	8,039,000,000	9,494,000,000	10,951,000,000	1,457,000
(うち債務保証)	19,529,791	17,676,924	61,187,776	49,578,580	43,263,736	△6,314
(うち損失補償)	72,568,083	70,887,147	69,012,768	69,624,968	70,746,593	1,121
その他	52,872,206	55,144,085	16,954,344	9,968,426	10,015,550	47
(うち地方三公社)	0	0	0	0	0	0
(うち第三セクター等)	7,233,980	4,281,866	5,540,852	3,716,514	3,716,514	0
(うちその他の団体)	45,638,226	50,862,219	11,413,492	6,251,912	6,299,036	47
[普通会計の将来負担額]						
第三セクター等債務負担見込額	13,558,193	12,805,204	13,570,235	12,977,944	12,630,676	△347
(参考：連結ベース借入金)						
地方三公社長期借入金①	15,848,133	14,037,480	11,989,308	10,808,021	10,877,384	69
第三セクター等長期借入金②	8,885,694	8,934,150	9,027,163	9,997,030	12,604,888	2,607
短期借入金③	1,394,665	1,353,992	1,172,031	674,006	537,337	△136
①+②+③	26,128,492	24,325,622	22,188,502	21,479,057	24,019,609	2,540

注 1 損失補償等引当金は、健全化法における「将来負担比率」算定に使用した「設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額」を計上している。

注 2 [債務負担行為に関する情報]の「その他」は「貸借対照表非計上(契約債務・偶発債務)」である。

注 3 表中の債務保証のうち「共同発行地方債」に係るものの金額が極端に大きいのが、これは共同発行市場公募地方債の発行額全額について連帯債務を負っていることによる。

【参考】共同発行市場公募地方債について

共同発行市場公募地方債は、全国型市場公募地方債を発行する地方公共団体が共同して発行する債券で、平成 15 年 4 月から毎月発行している。平成 25 年度は 36 団体が参加し、地方財政法第 5 条の 7³に基づき、全団体が、毎月、発行額全額について連帯債務を負う。

³【地方財政法第 5 条の 7】証券を発行する方法によって地方債を起こす場合においては、二以上の地方公共団体は、議会の議決を経て共同して証券を発行することができる。この場合においては、これらの地方公共団体は、連帯して当該地方債の償還及び利息の支払の責めに任ずるものとする。

[参考]債務負担行為（各年度の「債務負担行為明細表」より抜粋し作成、団体名称は最新のものに变更している。）

(単位：千円、増減額は百万円)

摘 要	債 務 保 証			損 失 補 償			そ の 他		
	22年度	23年度	24年度	22年度	23年度	24年度	22年度	23年度	24年度
①【地方三公社】									
鹿児島県土開発公社	3,312,000	3,312,000	3,312,000						
鹿児島県住宅供給公社	7,440,811	7,440,811	7,440,811						
鹿児島県道路公社	50,434,965	38,825,769	32,510,925						
小計	61,187,776	49,578,580	43,263,736	0	0	0	0	0	0
②【第三者等】									
(公財)鹿児島県文化振興財団							2,024,960	1,926,990	1,926,990
(公財)屋久島環境文化財団							619,480	577,995	577,995
(公財)鹿児島県民総合保健センター							166,785	830,905	830,905
(公財)かごしま産業支援センター				665,000	445,000	240,000			
かごしま共生・協働センター				5,200	4,900	0			
鹿児島県信用保証協会・奄美群島開発基金				1,565,376	1,744,186	1,991,822			
(公財)鹿児島県地域振興公社				1,816,796	1,839,021	2,094,595	2,059,263	984	984
(公財)鹿児島県林業担い手育成基金							106,945	102,940	102,940
(公社)鹿児島県森林整備公社				64,960,396	65,591,861	66,420,176	563,469	276,700	276,700
小計	0	0	0	69,012,768	69,624,968	70,746,593	5,540,852	3,716,514	3,716,514
①+②	61,187,776	49,578,580	43,263,736	69,012,768	69,624,968	70,746,593	5,540,852	3,716,514	3,716,514
(参考)前年からの増減額	—	△11,609	△6,314	—	612	1,121	—	△1,824	0

注 表中の「その他」は公表されている債務負担行為明細表「その他」のうち「貸借対照表非計上（契約債務・偶発債務）」を記載している。

「債務保証」は3公社に対して行われており、平成24年度末で約433億円である。圧倒的に金額の多い鹿児島県道路公社は減少してきているが他の2公社の増減はない。なお、鹿児島県土地開発公社は平成25年度で解散していることから、当報告書提出日現在での残高はない。

「損失補償」については平成24年度末では4社に対して行われており、残高は約707億円となっている。うち、(公社)鹿児島県森林整備公社が約94%を占めているが、同公社は平成24年度においても8億2千8百万円の増加という状況である。

「その他」は貸借対照表に計上されていない契約債務・偶発債務であり、平成24年度末での残高は約37億円である。金額的には(公財)鹿児島県文化振興財団が約19億円と大きく、(公財)鹿児島県民総合保健センターが約8億円、(公財)屋久島環境文化財団が約6億円と続いている。平成23年度で約18億円減少しているが、24年度での動きは全くない状況である。

表中の（公社）鹿児島県森林整備公社の「損失補償」約 664 億円の内容は金融機関からの借入に対する県の損失補償額である。

前記の債務負担行為の表においては議決承認時の限度額が記載されているが、平成 24 年度末での負担額は次のとおり約 129 億円となっている。

(金額単位：千円)

内 訳	限 度 額	平成 24 年度末 の負担残高
公庫資金	55,103,027	11,226,070
市中銀行資金	11,317,149	1,681,056
計	66,420,176	12,907,126

なお、平成 22 年度末の負担額は 13,502,316 千円、23 年度末の負担額は 13,204,801 千円となっており、23 年度で 297,515 千円、24 年度では 297,675 千円減少している。

同様に（公財）鹿児島県地域振興公社の「損失補償」約 21 億円の内容も金融機関からの借入に対する損失補償額の限度額であり、負担残高の状況は次のとおりとなっている。

(金額単位：千円)

議決年月	議決年月	限度額	平成 24 年度末 の負担残額
全国農地保有 合理化協会	19 年 3 月	488,924	8,702
	20 年 3 月	300,021	19,088
	21 年 3 月	300,021	26,847
	22 年 3 月	283,354	110,687
	23 年 3 月	266,686	68,222
	24 年 3 月	200,015	177,515
	25 年 3 月	255,574	—
計		2,094,595	(注) 411,061

(注)25 年 3 月議決分の限度額増加は考慮していない。

また、（公財）鹿児島県文化振興財団の「その他」約 19 億円の内訳は「債務負担行為一覧表」によると次のとおりであり、平成 27 年度までの「管理運営費」となっている。

(金額単位：千円)

事 項 名	議決予算年度	支出予定期間	負担残額	年負担額
霧島国際音楽ホール 管理運営費	H22⑩補	平成 23 年度～27 年度	832,775	166,555
霧島アートの森 管理運営費	〃	〃	540,525	108,105
文化センター 管理運営費	〃	〃	553,690	110,738
計			1,926,990	385,398

これらについては、事項ごとに「債務負担行為登録確認書」が作成され保管されていた。

[参考]連結の範囲について（平成24年度）

連結の範囲は、鹿児島県の全会計（普通会計、公営事業会計）に加え、県の事務事業と密接な関係を有する業務を実施している地方三公社及び第三セクター等としており、第三セクター等については、総務省改定モデルの基準に基づき、連結対象法人等が決定されている。

普通会計
公営事業会計
地方三公社（土地開発公社、住宅供給公社、道路公社）
第三セクター等
①出資比率25%以上（平成23年度までは50%以上）
②出資比率25%未満（平成23年度までは50%未満）で以下のいずれかに該当するもの
ア 資金調達額の総額の50%以上を県からの貸付額が占める
イ 意思決定機関の構成員の過半数を県からの派遣職員が占める
ウ 県からの補助金等が収益の80%以上を占める。

[参考]連結対象

平成21年度から25年度における連結対象団体は次のとおりである。

名称等	出資割合 24年度(%)	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	
普通会計		●	●	●	●	●	
地方公 営事業 会計	病院事業特別会計	●	●	●	●	●	
	工業用水道事業特別会計	●	●	●	●	●	
	港湾整備事業特別会計	●	●	●	●	●	
	駐車場整備事業特別会計	●	●	●	-	-	
地方三 公社	鹿児島県土地開発公社	100.0	●	●	●	●	
	鹿児島県道路公社	100.0	●	●	●	●	
	鹿児島県住宅供給公社	100.0	●	●	●	●	
第三セ クター等	(公財)鹿児島県文化振興財団	86.8	●	●	●	●	●
	肥薩おれんじ鉄道(株)	39.8	-	-	-	-	●
	(一財)鹿児島県環境技術協会	37.5	-	-	-	-	●
	(公財)鹿児島県環境整備公社	34.0	●	●	●	●	●
	(公財)屋久島環境文化財団	64.8⇒65.2	●	●	●	●	●
	(公財)鹿児島県林業担い手育成基金	99.7⇒100.0	●	●	●	●	●
	(公財)万之瀬川水源基金	50.0	●	●	●	●	●
	(公社)鹿児島県森林整備公社	28.1	●	●	●	●	●
	(公財)かごしまみどりの基金	46.5⇒45.9	-	-	-	-	●
	(公財)鹿児島県民総合保健センター	50.0	●	●	●	●	●
	(特財)鹿児島県角膜・腎臓バンク協会	33.7	-	-	-	-	●
	(公財)鹿児島県生活衛生営業指導センター	40.0	●	●	●	●	●
	鹿児島県信用保証協会	73.9	●	●	●	●	●
	(公財)かごしま産業支援センター	80.7⇒79.8	●	●	●	●	●
	(公財)かごしま勤労者いこいの村	40.0	-	-	-	-	●
	(公財)南薩地域地場産業振興センター	25.0	-	-	-	-	●
(公財)奄美群島地域産業振興基金協会	29.1	-	-	-	-	●	

(公財)鹿児島県国際交流協会	48.9	-	-	-	-	●	
(公社)鹿児島県農業・農村振興協会	50.0	●	●	●	●	●	
(公財)鹿児島県地域振興公社	100.0	●	●	●	●	●	
(公社)鹿児島県糖業振興協会	28.4	-	-	-	-	●	
(公社)鹿児島県家畜産物衛生指導協会	48.2	-	-	-	-	●	
(一社)鹿児島県種豚改良協会	47.6	-	-	-	-	●	
(公財)鹿児島県建設技術センター	100.0	●	●	●	●	●	
(公財)鹿児島県育英財団	25.9⇒25.8	●	●	●	●	●	
(公財)鹿児島県暴力追放運動推進センター	76.7	●	●	●	●	●	
鹿児島県雇用支援協会 リストになし	80.0	●	●	●	-	-	
合 計 (団体・会計)		24	24	24	22	33	

注1 公益法人の名称は報告書提出日現在で記載している。

注2 出資割合の⇒は平成20年度から24年度までに変化しているものである。

平成24年度は連結対象法人が22団体(会計)から33団体(会計)に増加しており、この理由は公表資料にも注記してあるが、「**予算の執行に関する知事の調査等の対象となる条例**」⁴の改正による対象法人の拡大(平成24年10月)に伴うものであるとの説明を受けた。

新公会計制度における財務書類作成手法については、「基準モデル」、「総務省方式改訂モデル」のほか「東京都方式」などが混在している状況であり、平成25年度末までには総務省研究会で何らかの結論が取りまとめられ公表される予定との話もある。

他県の状況をみても公表方法は様々、連結の範囲についても必ずしも統一されていない状況となっており、新公会計制度の推進における課題もまだまだ多く、今後の会計処理や開示方法における統一基準等が待たれるところである。

⁴後掲「巻末資料」参照

第2章 出資等比率25%以上の出資等団体

以下、各部署所管の団体について検討した結果を記載する。

1-1（生活・文化課）公益財団法人鹿児島県文化振興財団

1 資本金等

(単位：千円)

資本金等	1,210,000	うち県	1,050,000 (出資比率 86.8%、他自治体出資比率 13.2%)
出資年月日	平成6年1月	所在地	鹿児島市山下町5-3 (宝山ホール内)

2 事業概要

事業目的	県民の多様な文化活動を促進・支援するため、各種の文化振興事業を展開することにより、鹿児島県の文化活動の一層の活性化と個性豊かな文化の薫り高い地域社会づくりに寄与することを目的とする。
事業内容及び県が出資することの意義	<p>【事業内容】 文化イベントの開催、伝統文化の継承活動に対する支援、文化活動に対する支援及び顕彰、広報活動、文化事業の受託、埋蔵文化財調査発掘事業の受託、鹿児島県の文化施設の管理運営の受託、その他目的を達成するために必要な事業等を実施する。</p> <p>【県が出資することの意義】 当該財団が行う、芸術文化活動への支援助成や若手アーティストなどへの支援助成等をはじめとした文化事業は、本県の文化芸術振興施策の基本理念に合致するものであり、当該財団の存在は本施策を総合的かつ効果的に推進するために必要不可欠であり出資についても必要性を有するものと考えている。</p>

3 役職員の状況

(単位 人数：人、金額：千円、年齢：才)

役員数(うち県 出向者・退職者)	役員平均年齢	役員の平均年収	職員数(うち県出 向者・退職者)	職員平均年齢	職員の平均年収
16 (1)	69	407	64 (21)	40	3,730

4 第三セクター等への関与の状況

4-1 公的支援 (フロー)

(単位：千円)

項 目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 補助金(助成金)	48,227	47,309	7,542	(注1)
② 利子補給金	-	-	-	
③ 税の減免額	-	-	-	
④ その他公的支援	-	-	-	
小 計	48,227	47,309	7,542	
⑤ 損失補償に伴う金利減免額	-	-	-	

項目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
⑥ 出資金、低利貸付等に伴う機会費用	-	-	-	
小計	-	-	-	-
合計	48,227	47,309	7,542	-
(参考)委託料	537,754	540,208	540,208	(注2)

(注1) 補助金の具体的内容について

財団が県より受領している補助金の年度別の推移状況と内容は以下のとおりである。

(補助金の施設別推移状況)

(単位：千円)

施設	平成22年度	平成23年度	平成24年度	補助金の内容
財団事務局	3,124	3,124	3,124	青少年の為の美術鑑賞事業※①補助金
鹿児島県文化センター	998	1,041	-	新規学卒者研修補助金
鹿児島県霧島国際音楽ホール	41,441	41,541	2,818	
(うち、霧島国際音楽祭運営費補助金)	37,454	37,454	-	※②：下記参照)
(うち、講習会受入事業補助金)	1,069	1,069	-	
(うち、芸術家への道事業補助金)	1,718	1,718	1,718	補助金が支給されている事業は県主催事業である。
(みやまの森の響き助成金)	1,200	1,300	1,100	
鹿児島県霧島アートの森	1,064	3	-	新規学卒者研修補助金
上野原縄文の森	1,600	1,600	1,600	
合計	48,227	47,309	7,542	

※① 「青少年の為の芸術鑑賞事業」は県からの受託事業であり、小・中学校及び特別支援学校(盲・聾・養護学校)の児童・生徒に優れた舞台芸術鑑賞の機会を提供し、芸術に対する興味・関心を喚起するとともに、芸術鑑賞能力の向上と豊かな情操の涵養を図る事業である。

※② 平成24年度における霧島国際音楽祭運営費補助金及び講習会受入事業補助金は、財団が平成24年に公益財団法人に移行するにあたって会計処理を変更した際に、補助金収入ではなく指定管理者収入として計上を行っている。

(注2) 委託料の具体的内容について

上記の委託料の中には、法人が鹿児島県文化センター、鹿児島県霧島国際音楽ホール、鹿児島県霧島アートの森及び上野原縄文の森の指定管理者として受嘱している業務に係る業務収入が含まれており、各施設の平成22年度から24年度までの指定管理者業務収入の推移状況は以下のとおりである。

(指定管理者業務収入の施設別推移状況)

(単位：千円)

施設	平成22年度	平成23年度	平成24年度	摘要
鹿児島県文化センター	110,938	110,738	110,738	
鹿児島県霧島国際音楽ホール	128,268	128,032	166,555	(※：下記参照)
鹿児島県霧島アートの森	108,255	108,105	108,105	
上野原縄文の森	150,170	153,210	157,060	
合計	497,631	500,085	542,458	

※ 平成24年度における、鹿児島県霧島国際音楽ホールにおける指定管理者業務収入が前事業年度と比較して大きく増加しているのは、同施設にて開催している鹿児島県霧島国際音楽祭の運営費補助金収入と講習会受入事業に対する補助金収入、財団が平成24年に公益財団法人に移行するにあたって会計処理を変更した際に、補助金収入ではなく指定管理者収入として計上を行う方法に変更した影響である。

○ 再委託について【過年度の包括外部監査結果の検証】

財団は指定管理者として上記の内容で県より指定管理者業務収入を受領している。一方で、鹿児島県霧島アートの森と上野原縄文の森の両施設における園地管理業務を「財団法人鹿児島県地域振興公社」に再委託しており、この再委託契約について平成21年度の包括外部監査人より以下の意見を受けている。

(平成21年度の包括外部監査人による意見の抜粋)	
～ 前略 ～	
指定管理者が、その責任において主たる業務ではない園地管理業務を再委託することは、何ら問題は無く、必要とされる県の承知も得ている。	
～ 中略 ～	
指定管理者制度を支える機能の一つは競争性である。競争性をてこにコスト削減や質・量のサービスを高めてゆくことが期待されていることは明らかである。しかし、一方で様々なやむを得ない事情で競争性を次に置くこともあるがそれは例外である。	
～ 中略 ～	
再委託において同法人と同じいわゆる県の外郭団体である(財)鹿児島県地域振興公社に随意契約で園地管理を委託したことで、外見的には競争性が一層効きにくい構造になってしまった感がある。	
～ 中略 ～	
民間会社を育成する意味、将来の競争性確保の意味を含め、競争入札などを採用することが望ましいものとする。再委託は、あくまで指定管理者の責任のもとで行われることであることから、県としては要望の範囲を超えることはできないものとするが、ぜひ検討して頂きたい。	

この過年度の包括外部監査人による意見に対する現在の対応状況について検証を行った。

その結果、鹿児島県霧島アートの森は屋外に芸術作品を展示しており、上野原縄文の森においても屋外に歴史的考古物が存在することから、これらの芸術作品や歴史的考古物と植栽等が一体となった空間の園地管理を有効に行うノウハウを有する委託先は、現状のところ(財)鹿児島県地域振興公社しか存在していないことから、随意契約にて再委託を行っているとのことであった。

過年度の包括外部監査人の求める「指定管理者制度を支える機能の一つである競争性」の観点から考えると再委託業務が改善されることが望ましい。県においては今後とも検討して頂きたいものとする。

4-2 公的支援 (ストック)

(単位:千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 損失補償契約に係る債務残高	-	-	-	
② 貸付金残高	-	-	-	
③ 出資(捐)金残高	1,210,000	1,210,000	1,210,000	
④ ②、③以外の債権残高	-	-	-	
⑤ 債務残高	-	-	-	

平成22年度から24年度までの間において財団に対する出資金の変動は生じていない。

5 財務状況

5-1 貸借対照表

(単位：千円)

項目	22年度末	23年度末	24年度末	備考
総資産	1,520,835	1,517,861	1,613,441	(注)
(うち現金預金)	176,598	165,949	189,245	
(うち有形固定資産)	9,454	10,282	8,829	
負債合計	102,238	97,395	116,591	
(うち有利子負債)	-	-	-	
純資産	1,418,597	1,420,466	1,496,850	
(うち利益剰余金)	208,597	210,466	286,850	

(注) 当財団は基本財産として満期保有目的の債権を保有している。満期保有目的の債権の内訳、平成24年度末の帳簿価額及び時価の状況は以下の通りであり、当該時点において含み損は生じていない。

(単位：千円)

銘柄	帳簿価額	時価	評価損益	備考
第103回日本高速道路保有・債務返済機構債券	23,997	25,635	1,638	
オランダ水道金融公庫	269,160	298,416	29,256	(注)
第60回 利付国債	7,785	8,647	862	
第60回 利付国債	7,793	8,647	853	
第60回 利付国債	48,932	54,045	5,113	
第122回 利付国債 (20年)	30,229	33,444	3,215	
第124回 利付国債 (20年)	34,153	38,226	4,073	
第11回 利付国債 (30年)	32,000	34,117	2,117	
利付国庫債券 (20年)	9,950	10,415	464	
第62回 利付国債 (20年)	9,956	10,202	246	
第136回 20年国債	49,779	52,120	2,341	
第37回 利付国債 (30年)	99,725	108,611	8,886	
第23回 地方公共団 (30年)	348,908	362,845	13,937	
平成15年度 第3回鹿児島県債	12,800	12,951	151	
平成17年度 第2回鹿児島県債	10,000	10,464	464	
平成18年度 第1回鹿児島県債	11,800	12,532	732	
神奈川県公募公債 145回	9,966	10,652	685	
大阪府 公募公債 304回	19,990	21,526	1,536	
第66回 共同発行市場公募地方債	9,991	10,736	744	
福岡県 平成21年度第6回	100,000	112,620	12,620	
合計	1,146,918	1,236,856	89,937	

(注) オランダ水道金融公庫債については平成25年10月に償還が行われている。

5-2 損益計算書(正味財産計算書)等

(単位：千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考
総収入(=売上高+営業外収益+特別利益)	723,699	727,297	715,621	(注1)
(うち県からの補助金、委託料、指定管理料)	545,796	546,097	545,051	
(うち県以外の自治体からの補助金、委託料、指定管理料)	7,964	4,200	5,800	
経常損益	3,066	1,884	76,385	
当期損益	3,061	1,868	76,384	
減価償却前当期利益	4,249	3,984	78,505	

(注1) 各事業年度における経常収益の項目別推移状況

(単位：千円)

年度	基本財産 運用益	指定管理者業 務収益	利用料金収益 (注2)	事業収益 (注2)	受取補助金等	その他	経常収益合計
22年度	17,506	497,631	79,945	64,378	56,130	8,109	723,699
23年度	17,712	500,085	77,041	76,037	50,212	6,210	727,297
24年度	26,107	538,608	79,096	54,772	12,243	4,795	715,621

(注2) 利用料金収入と物品等の売上である事業収益の源泉は入場者であるが、当財団が指定管理者として管理運営業務を担っている4施設の利用者数等の推移状況は以下のとおりである。

各施設共に指定管理者として入場者を増加させる努力を行っているが、特に平成23年度に霧島地方を襲った新燃岳の噴火被害は、同エリアに存在する施設利用者の減少を招いたにも関わらず、様々なアイデアや関係機関との連携を行うことで翌年度には利用者数が回復する努力を行っている。

① 鹿児島県文化センター

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度
利用者数(人)	446,595	377,270	359,195
ホール利用率(%)	89.2	72.9	78.1

平成22年度は同期間内に鹿児島市民文化ホールが改修工事を行っていたことから、当ホールでの公演が増加したことから利用者数が増加するとともに、ホール利用率が上昇している。

なお、利用者数目標を35万人とする当ホールでは、各事業年度においても目標を達成している。

② 鹿児島県霧島国際音楽ホール

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度
利用者数(人)	44,333	56,220	44,628
主ホール利用率(%)	60.9	61.7	72.2
小ホール利用率(%)	26.6	23.8	18.5
野外音楽堂利用率(%)	1.0	1.9	1.9
練習室利用率(%)	62.6	74.2	32.1

平成23年度は新燃岳の噴火活動の被害支援を目的とする国営放送による地元支援コンサートが開催されたことから利用者数が増加している

③ 鹿児島県霧島アートの森

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度
利用者数(人)	96,923	74,495	87,440

平成23年度は新燃岳の噴火活動の被害を受け利用者数が対前年に比して大きく落ち込んだが、翌24年度にはJR西日本と連携した「霧島アートな旅」企画が好評を得たことから利用者数が増加している。

④ 上野原縄文の森

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度
入園者数(人)	115,721	121,791	130,328
展示館入館者数(人)	40,287	38,288	37,934
有料入園者数(人)	26,506	26,005	26,415

平成24年度は開園10周年を迎え、記念企画を開催したことにより入園者数が増加している。

(注3) 当財団は平成23年4月1日付で公益財団法人への移行認定を受けており、平成23年度より公益法人会計基準に準拠した会計処理を採用している。

6 今後の方向性と課題についての所管課の回答

今後の方針として、財団の存続と事業の継続を今後の方向性として掲げるとともに、堅実な経営を行うことを今後の課題として掲げている。なお、今後の課題として、「堅実な経営」を掲げているが、これは現状の経営組織や経営方針において重大な問題が存在することを示唆している訳では無いとのことである。

7 その他の特記事項

(記載なし)

8 過年度の包括外部監査結果の改善状況について

当財団は、平成21年度の鹿児島県包括外部監査において「指定管理者による管理運営実施状況の検証」というテーマの下に、平成18年度から20年度までの期間を対象として以下の着眼点から検証が行われている。

- 1) 指定管理者選定手続における監査の着眼点
- 2) 指定管理者による管理運営実施状況における監査の着眼点

この監査の結果として、重大な問題点の指摘はなされていなかった。逆に、当財団が公の施設の効用を最大限に発揮することを目的として独自に実施している自己評価制度について、他の指定管理者に対して模範になる取組であるとの評価を受けている。

この自己評価制度の内容は、当財団が指定管理者として管理業務を担当している4施設毎に以下の4つの大項目について評価すべき項目を設定し、各項目についてA(良い)、B(普通)、C(努力・検討を要する)といった3段階の評価を行うものである。

- 1) 文化事業に関する項目
- 2) 管理運営体制
- 3) 経理関係
- 4) その他

今回の包括外部監査の一環として、上記の自己評価制度の取組を確認したところ、平成

22年度から24年度においても継続して実施していることが確認された。評価結果を査閲したところ、評価結果として“C（努力・検討を要する）”としている項目もあり、厳しい評価を行っているものと推測された。なお、“C”の評価結果がなされた項目については、翌年度には改善がなされており、この自己評価制度が業務改善に役立っているものと推測された。今後とも継続して同評価制度について取組を行っていただき、各施設の管理運営体制が更に充実することを期待したい。

9 まとめ

① 県が出資することの意義（出資対象事業の適切性）

財団が行う事業は、県民の文化活動の促進と支援を行うものであり、以て県民生活を文化的側面から豊かにする事業である。一方で、県が所有する文化的施設の指定管理者でもある財団が県と連携を取りながら業務を全うすることは、県民の文化的生活のインフラ部分を管理・運営する上で効果的であると考えことから、県が出資を行うことの意義については問題ないと思われる。

② 事業の継続可能性（現状の財政状態等と将来の損失負担可能性）

計算書類を見る限り、現状における財政状態上の問題はないように思われる。

2-1（離島振興課）独立行政法人奄美群島振興開発基金

1 資本金等

(単位：千円)

資本金等	16,771,771	うち県	4,350,000 (出資比率 25.9%、他自治体出資比率 74.1%)
出資年月日	昭和 35 年～	所在地	奄美市名瀬港町 1 番 5 号

2 事業概要

2-1 事業概要

事業目的	奄美群島振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的とする。
事業内容及び県が出資することの意義	<p>【事業内容】 保証業務（昭和 30 年開始） 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小企業者が、銀行その他の金融機関から資金の貸付け等を受ける際に金融機関に対して負担する債務の保証 融資業務（昭和 34 年開始） 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者で、銀行その他の金融機関からの資金の融資を受けることを困難とする者等に対する事業資金の貸付</p> <p>【県が出資することの意義】 保証業務：保証基金造成のため 融資業務：経営体質の改善強化のため</p>

2-2 設立の趣旨

奄美群島復興特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）に基づき、昭和 30 年 9 月に設立された奄美群島復興信用保証協会を前身とし、法の延長・改正にあわせ、数次の改称・改組が行われた後、平成 16 年 10 月に特殊法人等整理合理化計画に基づき、「独立行政法人奄美群島振興開発基金」が設立された。

奄美群島における産業の振興開発を促進し、群島経済の発展に寄与するため「振興開発計画」に基づく事業に伴い必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、または奨励することを目的とし、奄美群島内の中小事業者に対する信用保証及び融資を中心に業務を行っている。

2-3 沿革

- 昭和 30 年 9 月 奄美群島復興信用保証協会設立
- 昭和 34 年 3 月 融資業務追加、奄美群島復興信用基金に改組
- 昭和 39 年 4 月 奄美群島振興信用基金に改称
- 昭和 49 年 4 月 奄美群島振興開発基金に改称
- 平成元年 4 月 出資業務追加
- 平成 16 年 10 月 独立行政法人奄美群島振興開発基金設立
- 平成 18 年 3 月 出資業務廃止（特殊法人等整理合理化計画）

2-4 事業の内容

2-4-1 融資業務

① 融資業務の概要

融資業務は、奄美群島振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的として、奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者で、銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対する小口の事業資金の貸付等を行っている。

② 利用対象者

奄美群島において農業、林業、水産業、観光関連産業、流通・加工業等を営む事業者、地域の特性を生かした特産品並びに地域の資源・技術等を活用した商品の製造・販売業を営む事業者、情報通信産業や雇用の促進等地域活性化に資する事業を営む事業者

③ 融資の種類

資金の種類		対象事業	期間	利率(%)
長期	農・林業振興資金	果樹の植栽、育成又は樹園地造成	15年	0.90
		畜舎・堆肥舎建設、農地造成、農地取得、樹園地の取得、園芸栽培施設設備、農産物集出荷施設設備、農産物処理加工施設設備	12年	
		耕うん機購入、家畜（肉用牛又は豚）購入	7年	
		養蚕施設設備、桑の植栽・育成、農産物等貯蔵保管施設設備、災害対策関連施設設備、桑園地取得・造成	12年	1.05
		農業用機械器具（耕うん機を除く）、運搬用器具、さとうきび生産拡大推進対策事業	7年	
		災害普及	5年	
		樹苗養成	5年	
	椎茸類生産施設、木材生産加工施設設備	1.05		
	水産振興資金	漁船の建造及び取得（新船のみ）	9年	0.90
		中古漁船取得		
		漁船改造、漁船装備等改善	5年	1.05
		共同利用施設設備	10年	1.15
		養殖施設設備		1.05
	観光関連産業振興資金	簡易宿泊施設（民宿）、観光土産品生産施設、遊漁船等観光関連施設設備、中小規模旅館等の改善	15年	1.45～2.95
経営安定改善（長期運転資金）		7年	1.85～2.95	
製糖企業合理化資金	施設設備	10年	1.45～1.75	
	経営安定改善（長期運転資金）	7年	1.85～1.95	
流通・加工業等振興資金（農林水産物の流通・加工業等）	施設設備	10年	1.45～2.75	
	経営安定改善（長期運転資金）	7年	1.85～2.95	
地域資源等振興資金（大島紬、黒糖焼酎等地域の特性を生かした特産品並びに地域の資源・技術等を活用した商品の製造・販売）	施設設備	15年	1.45～2.95	
	経営安定改善（長期運転資金）	7年	1.85～2.95	
地域活性化・雇用促進資金（情報通信産業、企業立地、雇用の促進等地域活性化に資する事業）	施設設備	15年	1.45～2.95	
	経営安定改善（長期運転資金）	7年	1.85～2.95	
短期	短期資金	農林水産業	1年	1.05
		大島紬製造・販売・加工業		1.85～2.85

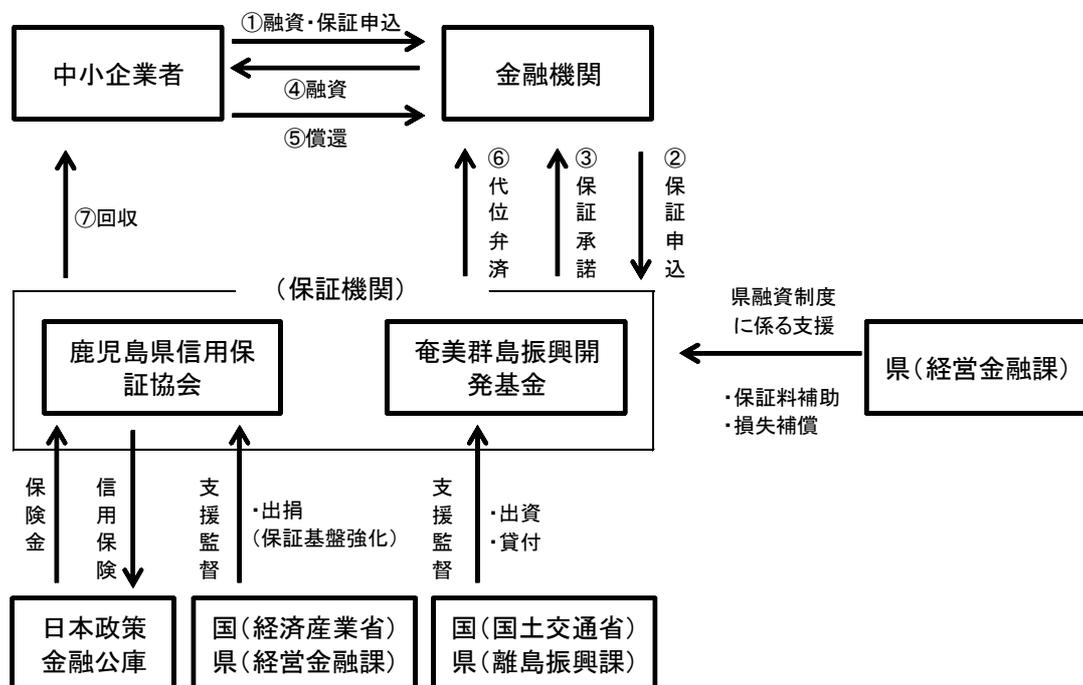
④類似機関との比較

機関名		内容
日本政策金融公庫	農林水産事業 (旧農林漁業金融公庫)	比較的大規模な1次産業を対象とした資金の供給。保証業務は実施できない。
	国民生活事業 (旧国民生活金融公庫)	第1次産業は対象外。建設業、小売業等への貸付が多い。保証業務は実施できない。
	中小企業事業 (旧中小企業金融公庫)	比較的事業規模の大きな中小企業者への貸付。保証業務は実施できない。
日本政策投資銀行		大規模な事業者で政策性の高い産業基盤整備等に貸付。特定の分野を除いて保証業務は実施できない。
沖縄振興開発金融公庫		国民公庫等の政府系金融機関の業務を統合して貸付。特定の分野を除いて保証業務は実施できない。

2-4-2 保証業務

①保証業務の概要

保証業務は、奄美群島振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的として、奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う者又は奄美群島に住所若しくは居所を有するものが金融機関に対して負担する債務の保証を行っている。



当法人には県信用保証協会に適用される中小企業信用保険法が適用されない。そのため、県信用保証協会は、代位弁済の7~8割が保険金によって補填されるのに対し、当法

人は全額自己負担となっている。(ただし、一部県による補償あり)

国は、中小企業対策として、信用保証協会を柱にさまざまな保証制度を創設しているが、当法人にはそのような政策的な保証制度はない。(一般保証以外は、激甚災害等保証のみ) そのため、一部の保証制度については、県信用保証協会と覚書を締結し、奄美地域の中小企業者の保証を県信用保証協会が行うことにより対応している。

(これまで覚書締結で対応したもの)

保証制度	締結	現在の状況
地域中小企業特別支援資金融資制度	平成 6年 8月 10日	制度終了
中小企業金融安定化特別保証制度	平成 10年 10月 1日	制度終了
中小企業特定社債保証制度	平成 12年 8月 16日	継続中
売掛債権担保融資保証制度	平成 14年 10月 24日	継続中
経営安定関連保証 (セーフティネット保証)	平成 20年 9月 24日	継続中
景気対応緊急保証制度	平成 20年 10月 31日	制度終了
条件変更対応保証制度	平成 21年 12月 15日	※未更新
東日本大震災復興緊急保証制度	平成 23年 5月 23日	新設

※国の制度は継続中であるが、これまで奄美地域での実績がなかったことから、覚書は更新していない。(対象案件が発生した時点で改めて覚書の締結等を協議する予定)

②利用対象者

奄美群島において商工業、建設業その他第2次・3次産業のほか、農林漁業を営む事業者。

③保証の種類

ア) 一般保証

原則として保証対象に拒絶業種を定めず、事業者の実態に即して各種の資金需要に対応するため業種、資金使途、保証機関等に細かい制約を設けずに行うプロパー保証

イ) 激甚災害等保証

台風等による不測の激甚災害等が発生した場合に対処するための保証

ウ) 制度保証

県の融資制度に基づく保証

(鹿児島県制度保証)

保証の種類		保証限度額 (単位: 千円)	保証率
中小企業振興資金	中小企業者等の通常の運転・設備資金	運転...50,000 設備...70,000	運転 0.29~1.59 設備 0.29~1.74
小規模企業活力応援資金	小規模企業者に対する資金	12,500	0.39~1.69
特別小口資金	小規模企業者に対する無担保・無保証人の資金	12,500	0.55
創業支援資金	新規に開業するための資金	運転...10,000 設備...20,000	0.13~1.58

保証の種類		保証限度額 (単位：千円)	保証率
新事業チャレンジ資金	事業転換・多角化・経営革新に要する資金	一般支援型 運転...25,000 設備...40,000	0.13～1.58
		経営革新 50,000	0.00～1.26
商店街活性化資金	中心市街地の区域及び区域外の商店街の区域において出店・店舗等の改装等を行う資金	中心市街地 運転...25,000 設備...40,000	0.13～1.58
		中心市街地外、 知事特認 運転...10,000 設備...20,000	
地球温暖化対策資金	環境配慮型の経営等を行うための資金	50,000	0.13～1.58
かごしま産業おこし資金	自動車関連産業・電子関連産業又は食品関連産業における取引を拡大しようとするとき又はこれらの産業へ参入しようとするとき	150,000	0.13～1.58
観光かごしまよかこ資金	観光関連事業を営んでいる又は参入を図ろうとするものが観光に関連する施設の整備を行うとき	150,000	0.13～1.58
緊急災害対策資金	災害により経営に影響を受けた際に要する資金	運転...20,000 設備...30,000	0.00～1.58
緊急経営対策資金	最近の経済変動により経営に影響を受けた際に要する資金	運転...20,000 設備...30,000	0.13～1.58
経営環境激変対応資金	知事が認める経営環境の激変により経営に深刻な影響を受けた時	20,000	0.00
セーフティネット対応資金	中小企業信用保険法第2条第4項の特定中小企業者に該当する時	運転...20,000 設備...30,000	0.62～0.65

エ) 基金で対応できない保証制度

以下の4つの保証制度については、国が中小企業対策として、信用保証協会を対象に創設したものであり、基金では財源的裏付けがないため、同制度を実施しておらず、基金が県信用保証協会との覚書を締結し、同協会が保証を行っている。

流動資産債権担保融資保証制度	中小企業者が、自らの売掛債権及びたな卸資産を担保として金融機関から借入れを行う際に保証を行う。
中小企業特定社債保証制度	中小企業者が、発行する社債（私募債）について保証を行うことにより、事業資金の調達を図る。
経営安定関連保証（セーフティネット保証）	取引先等の再生手続き等の申請、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者に対して、別枠保証を行う。
東日本大震災復興緊急保証制度	東日本大震災により直接又は間接被害を受けた中小企業者を対象として、既存の制度に加えて内容を拡充した資金繰り支援策を行う。

④類似機関との比較

機関	対象者	対象地域	再保険	その他
当法人	群島内事業者	群島内	無	融資業務併設
信用保証協会	中小企業者	奄美以外の県内一円	有	奄美に支店なし
農業信用基金協会	会員（農業者等）	県内一円	有	奄美に支店なし
漁業信用基金協会	会員（漁業者等）	県内一円	有	奄美に支店なし

3 役職員の状況

3-1 役員数、平均年齢及び平均年収等

(単位 人数：人、金額：千円、年齢：才)

役員数(うち県出向者・退職者)	役員平均年齢	役員の平均年収	職員数(うち県出向者・退職者)	職員平均年齢	職員の平均年収
4名(退職者0名)	60.2	9,105	19名(0名)	42.1	5,564

3-2 役員に関する事項(平成25年10月1日現在)

区分		所属・職	氏名	備考
理事	常勤		澤田正晴	理事長
	常勤		西村博	
監事	行政	元奄美市会計管理者	田畑米利	非常勤
	民間	南海ガス㈱代表取締役副社長	吉田利夫	非常勤

4 第三セクター等への関与の状況

4-1 公的支援(フロー)

4-1-1 公的支援(フロー)総括表

(単位:千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 補助金(助成金)	10,631	11,761	3,426	中小企業信用保証料補助事業(県中小企業融資制度の円滑な運用を図るために、融資制度の信用保証料率を保証期間の通常保証料率より引下げ、引き下げた分の中小企業者の信用保証料を補助)
② 利子補給金	1,730	1,350	1,051	第一次産業資金に対する利子補給金
③ 税の減免額				
④ その他公的支援	18,036	5,784	9,597	中小企業融資制度損失補償(保証機関の積極的な保証を推進するため、県中小企業融資制度に係る保証債務の履行により保証機関が受けた損失を補償)
小計	30,397	18,895	14,075	
⑤ 損失補償に伴う金利減免額				
⑥ 出資金、低利貸付等に伴う機会費用				
小計				
合計	30,397	18,895	14,075	
(参考)委託料				

4-1-2 中小企業信用保証料補助金

①趣旨

鹿児島県中小企業制度融資に係る中小企業者の信用保証料負担を軽減し、制度融資の円滑な運用を図るため、鹿児島県信用保証協会及び独立行政法人奄美群島振興開発基金に対し補助金を交付するものである

②補助対象経費及び補助金額

補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助金額は、次のとおりである。

補助対象経費	補助金額
鹿児島県中小企業制度資金融資要綱に基づく融資保証を行った場合における信用保証料	補助対象経費について、基準料率から各資金の信用保証料率を控除した率により算定される信用保証料の範囲内の額

③平成24年度（1月～12月分）融資保証実績

区分	資金名	件数（件）	保証料補助額（千円）
新規	緊急災害対策	1	306
	創業支援	1	44
	新事業チャレンジ	2	157
	中小企業振興	65	2,833
	小計	69	3,341
条件変更		11	124
期限前完済等		△4	△39
合計		76	3,426

④財務事務執行状況の検討

＜信用保証料の補助金交付＞

信用保証料の補助金の交付は「鹿児島県中小企業信用保証料補助金交付要綱」に基づき実施される。補助金の交付を受けようとするものは、「補助金等交付申請書」に「融資保証実績総括表」「融資保証実績内訳書」を添付して知事に提出することとなっている。知事は「補助金等交付申請書」を受理した場合、「補助金交付決定及び確定通知書」により通知することになる。平成24年度に総額3,426千円の補助金の交付を行っている。損失補償金の交付事務の執行状況については平成24年度の交付について、以下のとおり監査を実施した。

（検討結果）

損失補償金交付事務執行関連書類		検討結果
損失補償金交付事務の提出書類	補助金等交付申請書	○
	融資保証実績総括表	○
	融資保証実績内訳書	○
検査調書		○
補助金交付決定及び確定通知書		○
鹿児島県中小企業信用保証料補助金交付請求書		○
支出命令票		○

○：指摘すべき事項等は発見されなかった ×：指摘事項等あり —：該当なし

4-1-3 利子補給金

①趣旨

利子補給制度とは、当法人による一次産業（農漁家）融資対象者への利子軽減分に対し

て県が補給するものであり、県単独事業として昭和44年度から実施しているものである。系統資金及び制度資金の貸付利率との均衡を図るため、当法人が融資する7種類の資金のうち、農・林業振興基金（旧一般農業振興基金のみ対象）及び水産業振興基金について、農業近代化資金及び漁業近代化資金の貸付金利と同率になるように、その差額利子相当分を県が補給している。

②利子補給金の交付対象資金及び利子補給率

利子補給金の交付対象資金及びこれに対する利子補給率は、次のとおりである。

補助対象資金	利子補給率
農・林業振興資金 耕うん機、畜舎、堆肥舎、家畜導入 果樹の植栽・育成及び樹園地造成 農地取得、農地造成、園芸栽培施設設備 農産物集出荷施設設備 農産物処理加工施設設備	独立行政法人奄美群島振興開発基金保証及び融資 取扱要綱第5条の別表1の利率から、農業近代化資 金制度実施要領別表第1の第2の2の(1)、(2)、(4) 及び(5)に掲げる融資期間が第2の1の(1)に掲 げる者に貸し付ける場合（個人・協業）の貸付利率 の欄の第1号から第4号まで及び第7号の資金の貸 付利率を控除した率
水産業振興資金 漁船建造、新船取得 中古船取得	独立行政法人奄美群島振興開発基金保証及び融資 取扱要綱第5条の別表2の利率その他のものから鹿 児島県漁業近代化資金制度実施要領第1表（注）1 に定める事業に対する年利率を控除した率

③平成24年度利子補給金の内訳

区分	件数（件）	金額（千円）	
一般農業振興	137	827	
農・林業振興	47	161	
水産業振興	新船	1	4
	中古船	11	58
	小計	12	63
合計	196	1,051	

④財務事務執行状況の検討

<利子補給金交付>

利子補給金の交付は「鹿児島県独立行政法人奄美群島振興開発基金に対する利子補給金交付要綱」に基づき実施される。補助金の交付を受けようとするものは、「補助金等交付申請書」に「利子補給調書」「利子補給調書内訳表」を添付して知事に提出することとなっている。知事は補助金の交付を決定した場合、「利子補給金交付決定通知書」により通知することになる。補助事業が完了したときは、「利子補給金実績報告書」に「利子補給調書」「利子補給調書内訳表」を添付して知事に提出することとなっている。知事は交付決定の内容及び条件等に適合すると認めた場合、交付すべき補助金の額を確定し、「利子補給金交付確

定通知書」により通知することになる。平成24年度に総額1,051千円の補助金の交付を行っている。利子補給金の交付事務の執行状況については平成24年度の交付について、以下のとおり監査を実施した。

(検討結果)

利子補給金交付事務執行関連書類		検討結果
利子補給金交付事務の提出書類	補助金等交付申請書	○
	利子補給調書	○
	利子補給調書内訳表	○
利子補給金交付決定通知書		○
利子補給金交付事務の提出書類	利子補給金実績報告書	○
	利子補給調書	○
	利子補給調書内訳表	○
検査調書		○
利子補給金交付確定通知書		○
利子補給金交付請求書		○
支出行為負担票		○
支出命令票		○

○：指摘すべき事項等は発見されなかった ×：指摘事項等あり -：該当なし

4-1-4 中小企業融資制度損失補償

①趣旨

鹿児島県中小企業制度融資の円滑な運用を図るため、鹿児島県信用保証協会及び独立行政法人奄美群島振興開発基金に対し損失補償を行うものである。

②平成24年度県中小企業融資制度損失補償金額

資金名	件数 (件)	金額 (百万円)
中小企業振興資金	6	9,597
合計	6	9,597

③損失補償金支出状況及び執行可能額

(単位：件数…件、金額…百万円)

損失補償契約額	損失補償金支出状況及び執行可能額								損失補償金累計		執行可能額
	21年度以前累計		22年度		23年度		24年度				
	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	
102	49	59	9	18	5	5	6	9	69	92	9

④県による損失補償割合・損失補償期限

資金名		損失補償割合		損失補償期限
		商工組合中央金庫鹿児島支店を取扱金融機関とする債務保証	左記を除く債務保証	
中小企業振興基金		5/10	4/10	平成40年度
小規模企業活力応援資金(※1)		5/10		平成32年度
特別小口資金(※1)		10/10		平成30年度
創業支援資金	独立開業型	10/10	8/10	平成35年度
	小口開業型			
	新事業創出型			
新事業チャレンジ資金	一般支援型	5/10	4/10	平成35年度
	経営革新型	10/10	8/10	
商店街活性化資金		5/10	4/10	平成35年度
地球温暖化対策資金		2/3	8/15	平成35年度
かごしま産業おこし資金		2/3	8/15	平成40年度
観光かごしまよかど資金		2/3	8/15	平成40年度
緊急災害対策資金		10/10	8/10	平成35年度
	要綱別表第1号緊急災害対策資金融資対象第1号(激甚災害)(※1)	10/10		
緊急経営対策資金		2/3	8/15	平成35年度
	中小企業再生支援策(※2)	10/10	8/10	
	求償権消滅保証該当(※1、※2)	10/10		
セーフティネット対応資金	要綱別表第1号セーフティネット対応資金融資対象第1号(セーフティネット1号~6号)(※1)	未償還元本に対して2/15 未収利息及び延滞利息に対して2/3		平成35年度
	要綱別表第1号セーフティネット対応資金融資対象第2号(セーフティネット7号、8号)	2/3	8/15	
経営環境激変対応資金		2/3	8/15	平成32年度
東日本大震災緊急対策資金(※1)		2/3		平成35年度

※1 責任共有制度要綱(平成18年9月28日付平成18・9・12中庁第2号中小企業庁長官通知)に基づく責任共有制度の対象外となる資金

※2 要綱別表第1号緊急経営対策資金の融資対象第4号(鹿児島県信用保証協会の再生支援審査会該当)は対象外とする。

⑤財務事務執行状況の検討

＜損失補償金交付＞

損失補償金の交付は毎年度締結する「鹿児島県中小企業融資制度損失補償契約書」に基づき実施される。損失補償金の交付を受けようとするものは、「損失補償金請求書」に「個別計算書」「資金別一覧表」を添付して知事に提出することとなっている。平成24年度に6件に対して総額9,597千円の損失補償を行っている。損失補償金の交付事務の執行状況については、平成19年度及び20年度発生について、以下のとおり監査を実施した。

平成24年度中小企業融資制度損失補償金額(確定)

項目	平成19年度	平成20年度
代位弁済件数	1	1
代位弁済額	5,051	24,101
損失補償金	791	2,112

(検討結果)

損失補償金交付事務執行関連資料		検討結果	
		平成19年度	平成20年度
鹿児島県中小企業融資制度損失補償契約書		○	○
損失補償金交付事務の提出書類	損失補償金請求書	○	○
	個別計算書	○	○
	資金別一覧表	○	○
検査調書		○	○
支出命令票		○	○

○：指摘すべき事項等は発見されなかった ×：指摘事項等あり -：該当なし

4-2 公的支援（ストック）

4-2-1 公的支援（ストック）総括表

(単位:千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 損失補償契約に係る債務残高	2,482,150	2,504,168	2,517,066	中小企業融資制度の損失補償の対象となる保証債務残高
② 貸付金残高	333,173	247,230	160,496	奄美基金の貸付財源不足分を補うため(特別転貸債)
③ 出資(捐)金残高	4,166,000	4,258,000	4,350,000	保証業務(保証基金造成のため) 融資業務(経営体質の改善強化のため)
④ ②、③以外の債権残高				
⑤ 債務残高				

4-2-2 中小企業融資制度損失補償

<損失補償契約に係る平成24年度末債務保証残高>

所管部署	資金名	件数(件)	金額(千円)
経営金融課	中小企業振興資金	285	1,976,611
	小規模企業活力応援資金	7	3,824
	特別小口資金	1	725
	創業支援資金	23	61,573
	新事業チャレンジ資金	5	59,657
	地球温暖化対策資金	1	5,000
	観光かごしまよかところ資金	2	152,764
	緊急災害対策資金	16	168,208
	緊急経営対策資金	4	20,420
	セーフティネット対応資金	2	24,560
	東日本大震災緊急対策資金	1	16,160
	経済対策特別資金	7	27,565
合計		354	2,517,066

4-2-3 出資金の状況

①資本金の状況

(単位：千円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	10,201,271	200,000	—	10,401,271
地方公共団体出資金	6,236,500	134,000	—	6,370,500
うち鹿児島県	4,258,000	92,000	—	4,350,000
うち奄美群島内市町村	1,978,500	42,000		2,020,500
資本金合計	16,437,771	334,000	—	16,771,771

当法人は、奄美群島振興開発特別措置法第13条第2項及び第3項に基づき、保証業務における保証基金の造成及び融資業務における貸付原資に充てるため、国、鹿児島県及び奄美群島内の12市町村から出資を受けている。出資金は当初、保証業務及び融資業務の双方に対する必要な財源として措置されていたが、地方公共団体（県、奄美群島12市町村）は平成16年度以降、国は平成18年度以降、融資業務における出資は行っておらず、現在は全額保証業務に対する出資のみとなっている。

②財務事務執行状況の検討

＜出資事務＞

平成24年度に92,000千円の出資を行っている。出資事務の執行状況については平成24年度の出資について、以下のとおり監査を実施した。

(検討結果)

出資事務執行関連書類	提出（作成）者	提出先	検討結果
出資に係る議決証明願 (証明書の送付)	当法人 鹿児島県	鹿児島県 当法人	○
資本金増加の認可申請 (申請書の進達) (許可通知) (許可)	当法人 鹿児島県 国土交通省・財務省 国土交通省・財務省	鹿児島県 国土交通省・財務省 鹿児島県 当法人	○
資本金増加の認可書	国土交通省・財務省	鹿児島県	○
出資証券	当法人	鹿児島県	○

○：指摘すべき事項等は発見されなかった ×：指摘事項等あり —：該当なし

4-2-4 貸付の状況

奄美群島振興開発特別措置法第20条第1項に基づき、融資業務の貸付原資の一部に充てるため、国土交通大臣並びに財務大臣の認可を受けて長期借入（特別転貸債）を行っている。貸付は当法人の融資財源を補填することを目的としているが、同基金は、財政融資資金法（旧資金運用部資金法第7条）の規定に基づく運用先が定められており、当法人は貸付対象とならないため、本県の行う特別転貸債により間接的に財投資金を利用することになる。なお、特別転貸債は、出資金及び貸付回収金をもって不足する貸付財源を精算し、

決定される。

平成18年度から20年度貸付分については未償還額(160,496千円)があり、今後の償還計画は下表のとおりである。(平成21年度以降は貸付実績なし)

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	計
平成18年度貸付 当初貸付2億円(年1.2%)	29,607 (267)	—	—	29,607 (267)
平成19年度貸付 当初貸付3億円(年0.8%)	43,541 (613)	43,890 (264)	—	87,431 (877)
平成20年度貸付 当初貸付1億円(年0.7%)	14,384 (279)	14,485 (178)	14,587 (77)	43,456 (534)
計	87,533 (1,158)	58,376 (442)	14,587 (77)	160,496 (1,677)

* 下段括弧書きは利子分で外書き。

5 財務状況

5-1 貸借対照表

(単位：千円)

項目	22年度末	23年度末	24年度末	備考
総資産	16,472,171	16,283,700	16,603,897	
(うち現金預金)	1,848,716	2,673,629	2,687,323	
(うち有形固定資産)	87,699	89,633	86,734	
負債合計	5,569,773	5,612,759	5,568,706	
(うち有利子負債)	333,173	247,230	160,495	
純資産	10,902,397	10,670,940	11,035,191	
(うち利益剰余金)	△5,201,374	△5,766,830	△5,736,579	

5-2 余剰資金の運用状況

5-2-1 余剰資金の運用方針

余剰資金の運用方針は「独立行政法人通則法」に定めている。以下、同法より抜粋したものである。

(余裕金の運用)

第47条 独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払いについて政府が保証する債券をいう。)その他主務大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金
- 三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の認可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託

5-2-2 余剰資金の運用状況

当基金は余剰資金を国債及び地方債で運用しているが、すべて満期保有目的であるため貸借対照表上は時価による評価を行っていない。この満期保有目的の有価証券の時価情報

は以下のとおりである。

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額	決算日における時価	差額
時価が貸借対照表を超えるもの	1,885,101	1,956,049	70,948
時価が貸借対照表を超えないもの	1,499,910	1,499,850	△60
合計	3,385,011	3,455,899	70,888

このように、全体でみると70,888千円の含み益となっており、当基金への財務状況に重大な影響を与える損失は発生していないと思われる。

5-3 損益計算書（正味財産計算書）等

(単位：千円)

項 目	22年度	23年度末	24年度末	備 考
総収入(=売上高+ 営業外収益+特別利益)	269,259	243,698	269,843	
(うち県からの補助金、委 託料、指定管理料)	7,200	9,160	4,956	
(うち県以外の自治体から の補助金、委託料、指定管 理料)	-	-	-	
経常損益	△183,319	△565,456	30,250	
当期損益	△146,250	△565,456	30,250	
減価償却前当期利益	△143,947	△561,892	33,897	

5-4 平成24年度の主な業務実績

セグメント別情報

(単位：千円)

区分	保証業務	融資業務	計
I. 事業費用、事業収益及び事業損益			
事業費用			
引当金繰入	27,699	-	27,699
求償権償却引当金繰入	25,964	-	25,964
保証債務損失引当金繰入	1,735	-	1,735
一般管理費	107,014	102,988	210,003
財務費用	-	1,889	1,889
計	134,714	104,878	239,592
事業収益			
貸付金利息収入	-	123,465	123,465
保証料収入	55,446	-	55,446
引当金戻入	-	3,218	3,218
貸倒引当金戻入	-	3,218	3,218
財務収益	26,163	2,496	28,659
その他	57,059	1,994	59,053
計	138,669	131,174	269,843
事業損益	3,954	26,296	30,250
II. 総資産			
現金及び預金	1,171,620	1,515,702	2,687,323
貸付金	-	6,427,794	6,427,794
△貸倒引当金	-	△1,405,277	△1,405,277
有価証券	2,585,059	799,952	3,385,011
求償権	2,098,654	-	2,098,654

区分	保証業務	融資業務	計
△求償権償却引当金	△1,491,666	-	△1,491,666
保証債務見返	4,763,623	-	4,763,623
その他	122,397	16,037	138,435
計	9,249,688	7,354,209	16,603,897

保証業務の事業利益は3,955千円と、前年度比358,481千円の増となった。これは、求償権及び保証債務に対する引当金の繰入額が330,153千円減(92.3%減)となったことが主な要因である。

融資業務の事業利益は26,296千円と、前年比237,226千円の増となった。これは、貸付金に対する引当金の繰入額が前年度234,522千円であったものが、当年度は引当金の戻入となったことが主な要因である。

5-5 信用保証業務の状況

5-5-1 保証の状況

(単位：百万円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
保証件数	105	135	121
保証承諾額	1,474	1,605	1,611
保証残件数	519	476	456
保証残高	4,698	4,731	4,764
保証累計件数	-	61,467	61,588
保証累計額	250,175	251,779	253,391

※鹿児島県保証協会(平成24年度)保証承諾額75,405百万円 保証残高194,813百万円
(参考)群島内の保証承諾状況

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
当法人	1,474	1,605	1,611
県保証協会	1,852	882	743
計	3,326	2,487	2,354
対前年度比率	57.1%	74.7%	94.7%

※県保証協会の保証額は、奄美群島12市町村に所在する企業に対する緊急保証制度に伴うもの。

5-5-2 損益の状況

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
単年度損益	△86,120	△354,527	3,955
累積損益	△2,859,028	△3,213,554	△3,209,600
求償権償却	397,318	91,660	185,077

5-5-3 代位弁済の状況

(単位：百万円、%)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
代位弁済額	58	51	107
求償権回収	178	109	145
求償権償却	397	92	185
求償権残高	2,470	2,321	2,099

5-5-4 代弁済率と類似機関との比較

(単位：%)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
当法人	1.22	1.10	2.38
県信用保証協会	2.09	1.95	2.35

5-5-5 延滞率等の状況

(単位：百万円、%)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
保証残高	4,698	4,731	4,764
代位弁済額	58	51	107
延滞残高	45	42	157
延滞比率	1.0	0.9	3.3

※延滞残高は金融機関に対しての最終期限経過分残高

5-5-6 保証基金の状況

(単位：百万円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
保証基金	3,675	3,633	4,006

※①保証基金：出資金及び利益積立金等で構成され、業務における損失の最終担保的な性格を有するほか、当法人の経営基盤となる。

②総務庁（現総務省）による当法人の財務調査（平成12年11月公表）においては、平成10年度実績を基に4,399百万円の保証基金の造成が必要との試算がなされている。

5-6 融資業務の状況

5-6-1 融資の状況

(単位：百万円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
貸付件数	93	111	137
貸付額	1,385	1,449	1,452
貸付残件数	1,186	1,112	1,065
貸付残高	7,161	6,621	6,428
貸付累計	114,992	116,442	117,894

5-6-2 損益の状況

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
単年度損益	△60,130	△210,930	26,296
累積損益	△2,342,346	△2,553,276	△2,526,980
延滞債権償却	371,130	151,333	2,906

5-6-3 延滞率等の状況

(単位：百万円、%)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
延滞残高	2,088	1,955	1,942
貸付残高	7,161	6,621	6,428
延滞比率	29.2	29.5	30.2
貸倒引当率	18.55	21.32	21.86

※延滞残高は6カ月以上期限経過延滞元金残高

5-6-4 各公庫の延滞率（平成22年度）

（単位：百万円、％）

区分	貸付残高	延滞等残高	延滞率	貸倒引当率	
沖縄振興開発金融公庫	1,001,928	81,347	8.12	0.86	
日本政策金融公庫	国民生活事業	7,162,022	741,837	10.36	2.03
	農林水産事業	2,548,718	100,488	3.94	0.77
	中小企業事業	6,164,738	428,727	6.95	2.53

※沖縄振興開発金融公庫及び日本政策金融公庫における延滞等残高は、破綻先債権・延滞債権・貸出条件緩和債権等の合計

※延滞率の高い理由

- ①他の金融機関からの融資を受けがたい、零細で信用力・担保力に乏しい事業者が対象（当法人の役割）
- ②自然災害や製品の市場動向の影響を受けやすい第1次産業者も対象
- ③基幹産業であった大島紬の低迷等、不況が長期化

6 今後の方向性と課題についての所管課の回答

当法人においては、外部有識者で構成される「第三者委員会」を内部に設置し、課題等への協議・検討を実施するとともに結果を「奄美群島振興開発審議会（国土交通省）」（以下、「審議会」という。）へ報告している。

当該報告をもとに、審議会に設置されたワーキンググループにおいても調査・検討が行われた結果、「奄美群島振興開発に必要な政策金融のあり方について」が取りまとめられ、平成25年4月に審議会への報告がなされた。

この中で、奄美群島における政策金融に求められる機能を、振興開発施策の方向性に沿って効果的・効率的に果たすためには、振興開発に特化した金融業務を奄美群島に意志決定機構を置いて行う奄美基金において、必要な改革を行った上でこれを担うべきとされている。

また、組織運営のあり方については、内部牽制機能が十分に働く枠組みが必要とされており、業務の有効性及び効率性、コンプライアンス等について今後の内部統制の更なる充実・強化を図るべきとされている。

さらに、審議会の主務大臣への意見具申（平成25年7月8日）において、「奄美群島で融資・保証業務を一元的に行う機関であり、振興開発計画に基づく事業に必要な産業資金を供給する等重要な役割を果たしてきているが、同時に、繰越欠損金の解消が重大な課題であるとの問題意識のもと、今後とも同基金が責任をもってその機能を適切に果たしていくためには、業務の内容面、組織運営面での改革の推進により、繰越欠損金の解消を軌道に乗せ、加速することが必要である。そして、地域に根ざしたステークホルダーである鹿児島県や地元市町村の施策とも連携し、資金需要の掘り起こし機能やコンサルティング機能を強化して今後の成長が期待される分野の中小企業・小規模事業者を支援することが重要である」とされたところである。

これらの報告内容等を踏まえ、当法人においては、繰越欠損金の早期解消等財務の健全化、リスク管理の徹底及び内部統制体制の構築等に努めながら、引き続き、奄美群島の振興開発に資する地域金融機関として効果的・効率的な組織運営を図ることとしている。

7 その他の特記事項

(記載なし)

[まとめ]

①県が出資することの意義（出資対象事業の適切性）

当該出資は、いわゆる財政的な支援を目的とする出資ではなく、奄美群島における産業の振興開発を促進し、群島経済の発展に寄与するため、一般の金融機関が行う金融を補完し、または奨励することを目的とし、奄美群島内の中小事業者に対する信用保証及び融資を中心に業務を行うことを目的とするための政策的な出資であると考えられる。当法人は、設立当初から融資及び保証業務を継続して行ってきた。

本県においては当法人以外にこのような事業を実施している法人はなく、出資することの意義については問題ないと思われる。

②事業の継続可能性（現状の財政状態等と将来の損失負担の可能性）

当法人は独立行政法人通則法第39条において、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る）及び決算報告について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならないとされている。当法人が作成した財務諸表等については会計監査人の監査報告書において、無限定適正意見が表明されており、信頼性が高いといえる。

当法人は融資及び保証業務を行っているが、対象者が担保力の乏しい小規模事業者が多いため、債務弁済能力が乏しいことから継続して多額の代位弁済の実施及び不良債権の貸倒償却が発生した結果、大幅な債務超過に陥った。

独立行政法人は独立行政法人通則法第29条において、中期目標の作成・公表が義務付けられている。以下、独立行政法人通則法より抜粋したものである。

(中期目標)

第29条 主務大臣は、3年以上5年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という）を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに公表しなければならない。これを変更したときも、同様である。

2. 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。）
 - 二 業務運営の効率化に関する事項
 - 三 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - 四 財務内容の改善に関する事項
 - 五 その他業務運営に関する重要事項
3. 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聞かなければならない。

当法人は平成20年度に平成25年度を最終年度とする第2期中期計画を作成し、経営再建を目指している。下記表は、「平成24年度業務実績評価調書」（国土交通省独立行政法人

評価委員会)の[3. 予算、収支計画及び資金計画 (1) 財務内容の改善]より抜粋したものである。

＜保証業務＞

第二期中期計画	平成 24 年度計画					
3. 予算、収支計画及び資金計画	3. 予算、収支計画及び資金計画に関する年度計画					
<p>(1) 財務内容の改善</p> <p>財務の健全化を図るため、以下の内容を含む収益改善・経費節減等に関する具体的な計画を策定の上、累積欠損金の解消に向け、当該計画を着実に実行する。</p> <p>①保証業務においては、十分な返済能力が見込まれる者を対象に保証を行うこととし、審査の厳格化、金融機関との責任分担、期中管理の徹底、求償権の回収に努め、奄美基金が保証している債務に係るリスク管理債権割合について、中期目標期間の最後の事業年度において 35%以下に抑制することとし、着実に縮減を図る。</p>	<p>①保証業務について、以下の具体的な取り組みを内容に含む「奄美群島振興開発基金経営改善策」の実施を図り、求償権回収率を 7.6%以上に向上させること等により 24 年度末におけるリスク管理債権の割合を 35.5%以下に抑制する。</p> <p>(具体的な取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業信用情報データベースシステムを活用した客観的な審査 ・ 保証付き融資と金融機関独自融資の併用促進による事業者の自立支援とリスクの分散 ・ 審査委員会の活用 ・ 保証先事業者の業績、事業環境、経営課題等についての定期的なモニタリング ・ 法的回収の強化と効果的な対応 ・ 融資実施金融機関との合同督促の強化 ・ 督促計画の策定、督促リスト、手法の改善、債権管理委員会の活用 ・ 責任共有制度によるリスク分散 ・ 事業者に対する経営及び再生支援の実施、フォローアップ 					
評価						
<p>●更なる債権管理体制の強化を図るため、引き続き債務者区分に応じた管理・回収策の立案・実行等リスク管理債権の抑制に努めている。平成 24 年度におけるリスク管理債権額は新規発生が昨年度に比して減少 (408 百万円→375 百万円) し、回収も減少 (443 百万円→380 百万円) となっているものの、回収不能となった求償権の償却処理を 185 百万円実施した結果、3,516 百万円と昨年度に比して 191 百万円、対計画比では 316 百万円の減少となっている。</p> <p>また、求償権の回収率は、保証人等の代位弁済が減少しているものの、不動産処分による回収が大幅に増加しているとともに、その他の回収も増加していることから、回収額が昨年度を上回った (109 百万円→145 百万円) こと等により 6.0%となり、昨年度に比して 1.7 ポイント上回っている (対計画比では△1.6 ポイント)。リスク管理債権の割合については、昨年度に比して 1.4 ポイント下回っているものの、保証債務残高の伸び悩み等により計画比では 15.7 ポイント上回る結果となっている。</p> <p>(計画と実績の比較)</p>						
	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度	
項 目	計画	実績	計画	実績	計画	実績
リスク管理債権 (百万円)	4,267	3,834	4,055	3,707	3,832	3,516
総残高 (保証債務+求償権) (百万円)	11,056	7,168	10,949	7,052	10,787	6,862
リスク管理債権割合 (%)	38.6	53.5	37.1	52.6	35.5	51.2
求償権回収率 (%)	5.8	5.9	6.7	4.3	7.6	6.0

○保証業務の申込み全案件について、中小企業信用情報データベースシステムを活用している。

○保証への依存を抑制するため、保証申込時において融資実施機関に対し、保証付以外の貸付金も促すことで金融機関プロパー資金との併用促進（4.1%：保証実績121件中5件）を行っている。（5件の保証付融資56百万円に併せプロパー融資219百万円を実行している。）

○保証業務の申込み全案件について審査委員会で審議している。（121件）

○審査を行う際の留意事項の協議等を通じ、審査担当者で問題点を共有する等金融機関としての資質向上に努めている。

○大口利用先については決算書等財務諸表を徴求し、業況等モニタリングを実施している。（保証・融資共通で94件）

○平成24年度の法的手続き件数は13件である。

○融資実施機関との合同督促を実施している。（22回）

○督促計画の策定にあたっては、自己査定結果を踏まえた債務者区分に応じた効果的な督促業務に資するものとし、また、督促リストの活用並びに回収方針等について債権管理委員会での協議を行っている。（債権管理委員会開催 保証・融資共通で86回）

○金融機関との適切なリスク分担を図り、両者の連携による事業者への支援体制を強化する目的で、責任共有制度が全国の信用保証協会では実施されたことから、奄美基金においてもこの改正状況を踏まえ平成19年11月に同制度の導入を行い、24年度においても運用している。

○奄美基金を利用する事業者にかかる経営及び再生支援を行うため平成19年6月1日に設置した「事業者再生支援委員会」を活用し、19事業者に対して経営維持・安定、事業再生の支援に努めている。

<融資業務>

第二期中期計画	平成24年度計画
3. 予算、収支計画及び資金計画	3. 予算、収支計画及び資金計画に関する年度計画
<p>（1）財務内容の改善</p> <p>財務の健全化を図るため、以下の内容を含む収益改善・経費節減等に関する具体的な計画を策定の上、累積欠損金の解消に向け、当該計画を着実に実行する。</p> <p>②融資業務においても、十分な返済能力が見込まれる者を対象に貸付けを行うこととし、審査の厳格化、金融機関との責任分担、期中管理の徹底、延滞債権の回収に努め、奄美基金が保有するリスク管理債権割合について、中期目標期間の最後の事業年度において39%以下に抑制することとし、着実に縮減を図る。</p>	<p>②融資業務についても、以下の具体的な取り組みを内容に含む「奄美群島振興開発基金経営改善策」の実施を図り、リスク管理債権回収率を9.3%以上に向上させることと等により24年度末におけるリスク管理債権の割合を40.0%以下に抑制する。</p> <p>（具体的な取り組み）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業信用情報データベースシステムを活用した客観的な審査 ・金融機関との協調融資の促進によるリスク分散 ・審査委員会の活用 ・融資先事業者の業績、事業環境、経営課題等についての定期的なモニタリング ・法的回収の強化と効果的な対応 ・共通債務者を持つ金融機関との連携督促 ・督促計画の策定、督促リスト、手法の改善、債権管理委員会の活用 ・事業者に対する経営及び再生支援の実施及びフォローアップ
評価	
<p>●更なる債権管理体制の強化を図るため、引き続き債務者区分に応じた管理・回収策の立案・実行等リスク管理債権の抑制に努めている。</p> <p>平成24年度におけるリスク管理債権額は新規発生が昨年度に比し大きく減少（580百万円→263百万円）し、回収も減</p>	

少(551百万円→424百万円)となっているものの、さらに回収不能となった貸付金の償却処理を3百万円実施した結果、3,468百万円と昨年度に比して164百万円、対計画比で251百万円の減少となっている。

また、リスク管理債権の回収率は、不動産の処分による回収、債務者の分割弁済は増加しているものの、保証人等の代位弁済が減少したことから、回収額が昨年度を下回ったこと等により10.9%となり、昨年度に比して1.8ポイント下回っているが、対計画比では1.6ポイント上回っている。リスク管理債権の割合については、昨年度に比して0.9ポイント下回っているものの、貸付残高の伸び悩み等により対計画比では14.0ポイント上回っている。

(計画と実績の比較)

項目	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
リスク管理債権(百万円)	4,056	3,754	3,886	3,632	3,719	3,468
貸付残高(百万円)	9,583	7,161	9,419	6,621	9,289	6,428
リスク管理債権割合(%)	42.3	52.4	41.3	54.9	40.0	54.0
リスク管理債権回収率(%)	8.7	8.8	9.0	12.7	9.3	10.9

- 融資の申込み全案件について、中小企業信用情報データベースシステムを活用している。
- 奄美基金の融資と金融機関プロパー融資との調整・協議のうえ、協調融資(2.2%、貸付実績137件中3件)を実行している。(3件の奄美基金融資200百万円に併せプロパー融資440百万円を実行している。)
- 融資業務の申込み全案件について審査委員会で審議している。(137件)
- 審査を行う際の留意事項の協議等を通じ、審査担当者で問題点を共有する等金融機関としての資質向上に努めている。
- 大口利用先については決算書等財務諸表を徴求し、業況等モニタリングを実施している。(保証・融資共通で94件)
- 平成24年度の法的手続き件数は8件である。
- 共通債務者を持つ金融機関との合同督促を実施している。(9回)
- 督促計画の策定に当たっては、自己査定結果を踏まえた債務者区分に応じた効果的な督促業務に資するものとし、また、督促リストの活用並びに回収方針等について債権管理委員会での協議を行っている。(債権管理委員会開催 保証・融資共通で86回)
- 奄美基金を利用する事業者にかかる経営及び再生支援を行うため平成19年6月1日に設置した「事業者再生支援委員会」を活用し、19事業者に対して経営維持・安定、事業再生の支援に努めている。

<繰越欠損金の解消に向けた計画の評価>

第二期中期計画	平成24年度計画
3. 予算、収支計画及び資金計画	3. 予算、収支計画及び資金計画に関する年度計画
(1) 財務内容の改善 財務の健全化を図るため、以下の内容を含む収益改善・経費節減等に関する具体的な計画を策定の上、累積欠損金の解消に向け、当該計画を着実に実行する。	③「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)における措置事項に基づき、具体的な繰越欠損金の解消に向けた計画の策定を行うとともに組織・業務の見直しを実施する。
評価	
●平成24年度末における繰越欠損金額は、当年度利益で30百万円計上したことから5,737百万円となっている。繰越欠損金は独立行政法人化に伴い、民間金融機関と同等の自己査定及び引当基準に基づく適切な引当金の計上等により生じたもので、審査の厳格化、期中管理の徹底等によるリスク管理債権の削減及び一般管理費の削減等によりその削減に努めているところである。	

平成24年度は収益面において、償却求償債権回収及び責任共有負担金の増加等により経常収益が増加し、費用面では、一般管理費のほか、所要の引当金が昨年度と比し大きく減少したことから総体的には30百万円の当期総利益計上となっている。

引き続き、審査の厳格化、期中管理の徹底及び事業者に対する経営・再生支援の措置などによるリスク管理債権の削減、国家公務員給与構造改革及び国家公務員の給与改定及び臨時特例に関する法律を踏まえた一般管理費の削減等により財務内容の健全化を進め、単年度収支の改善・繰越欠損金の早期削減に努めることとしている。

なお、独立行政法人の制度及び組織の見直しに当たっては、内部に「第三者委員会」を設置し、外部有識者の委員により課題等の協議、検討を行っている。(平成24年7月以降4回開催)

この結果は、平成24年11月に主務大臣及び奄美群島振興開発審議会(以下、「審議会。’)へ報告を行い、更に審議会のワーキンググループによる審議(平成24年12月以降3回開催)を経て、平成25年4月に審議会への報告が行われている。これらの協議、検討の結果を受けて、基金では、業務面においては、資金の安定的な供給、事業者等に対する情報提供、きめ細かな助言・指導の実施及び地元自治体等との協調を一層強化していくほか、組織運営面では、内部牽制機能、コンプライアンス及びモニタリング等の強化、能力・業績を反映した人事評価制度への改善に努めることとしている。

また、延滞債権等の抑制、リスク管理債権の削減、融資・保証の充実等の改善策の実行を通じ単年度利益の計上を積み重ね、繰越欠損金解消を図ることとしている。

(繰越欠損金の推移)

(単位：百万円)

項目		平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末
繰越欠損金		5,038	5,055	5,201	5,767	5,737
対前年度	(実績)	+152	+17	+146	+566	△30
増減額	(計画)	△43	△65	△38	△28	△22

当法人においては、中期目標終了年度における一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。)を平成20年度比で15%以上に相当する額を削減することを目標としている。さらに、人件費(退職手当等を除く。)については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成24年度末において平成17年度比で7%以上に相当する額を削減することとしている。この目標を達成するため、管理職手当の20%削減の維持、定期昇給等の見直し及び効率的な業務運営による物件費の抑制などの措置を講じている。

(単位：金額 千円、比率 %)

区分	平成20年度		中期目標期間							
			平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
一般管理費	40,017	100.0	34,162	85.4	35,964	89.9	30,231	75.5	33,872	84.6
うち出張旅費	12,020	100.0	7,870	65.5	8,595	71.5	5,110	42.5	9,499	79.0

(注) 一般管理費については人件費、公租公課等の所要額の計上を必要とする経費を除く。

(単位：金額 千円、比率 %)

区分	平成 17 年度		中期目標期間							
			平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
人件費	151,913	100.0	124,784	82.1	122,362	80.5	129,705	85.4	123,061	81.0

こうした経費の削減や貸倒引当金純繰入額の減少等により平成 24 年度は 7 年ぶりに正味財産が 30,250 千円の純増となった。しかし、平成 24 年度末の繰越欠損額 5,736,579 千円を解消するには相当の期間を要すると考えられる。

(参考) 簡易繰越欠損金解消年数

- A. 平成 24 年度末繰越欠損金額＝5,736,579 千円
- B. 平成 24 年度当期純利益額＝30,250 千円
- C. 繰越欠損金解消年数 (A÷B) =189 年

また、リスク管理債権割合について縮減を図るべく審査の厳格化等を実施しており、リスク管理債権は減少傾向にあるが、そもそも当法人は一般の金融機関が融資できない零細で担保能力の乏しい中小企業者等を対象としていることから、これを厳格化しすぎると当法人の設立趣旨から外れる可能性があることも否めない。実際、融資・保証債務残高はともに年々減少傾向にあることから、当法人の主な事業収入である貸付金利息収入・保証料収入も年々減少傾向にある。

<事業収入の推移>

(単位：千円)

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
貸付金利息収入	138,872	130,871	123,465
保証料収入	63,023	70,628	55,446
合計	201,896	200,500	178,911

余剰資金については比較的安全性の高い国債及び地方債により運用しているが、そもそも余剰資金は約 30 億円前後と多いとは言えず、また金融市場の大幅な回復が見られない近年の状況を考慮すると、今後も十分な運用収入は期待できないと考えられる。

<運用収入の推移>

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
A. 有価証券	1,199,715	999,811	1,699,774
B. 投資有価証券	1,782,818	1,884,130	1,685,237
C. 運用資産合計 (A+B)	2,982,534	2,883,941	3,385,011
D. 有価証券利息	21,264	24,867	25,991
E. 運用利回り (D÷C)	0.71%	0.86%	0.76%

こうした状況のなか、保証業務の財政不足を補うために国及び地方公共団体から出資が継続して行われている。

<出資金増加額の推移>

(単位：千円)

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
政府出資金	200,000	200,000	200,000
地方公共団体出資金	134,000	134,000	134,000
うち鹿児島県	92,000	92,000	92,000
うち奄美群島内市町村	42,000	42,000	42,000
資本金合計	334,000	334,000	334,000

また、融資業務の財政不足を補うために県は当法人に対し貸付を実施しており、平成 24 年度末の貸付残高は 160,496 千円である。

このような事業収入の減少や余剰資金の運用利回りを考慮すると、今後も国及び地方公共団体からの永続的な財政支援なしには事業は成立しないと思われる。

2-2（交通政策課）肥薩おれんじ鉄道株式会社

1 資本金等

(単位：千円)

資本金等	1,560,000	うち県 620,500（出資比率 39.8%、他自治体出資比率 60.2%）	
出資年月日	平成 14 年 10、平成 15 年 7 月		所在地 熊本県八代市萩原町 1-1-1

肥薩おれんじ鉄道株式会社（以下、「おれんじ鉄道」という。）は、九州新幹線開業に伴い九州旅客鉄道株式会社（以下、「JR九州」という。）から経営分離された鹿児島本線八代～川内間の路線 116.9km を運行する会社である。平成 14 年 10 月に設立し、平成 16 年 3 月に当路線を継承、開業した。なお、全路線 116.9km のうち鹿児島県内の路線は 60.8km、全 28 駅のうち鹿児島県内の駅は 14 駅と、熊本・鹿児島両県で概ね半分ずつ路線を分け合っている。

おれんじ鉄道の株主構成は以下のとおりである。日本貨物鉄道株式会社（以下、「JR貨物」という。）の出資額 1 億円以外は、鹿児島県自治体と熊本県自治体で折半して出資しており、このうち県と沿線市町村の出資割合は両県ともに 85:15 である。

(平成 25 年 12 月現在)

株主名	発行額(千円)	出資比率
鹿児島県	620,500	39.8%
薩摩川内市	50,800	3.3%
出水市	40,500	2.6%
阿久根市	18,200	1.2%
鹿児島県内自治体合計	730,000	46.8%
熊本県	620,500	39.8%
八代市	60,750	3.9%
水俣市	29,350	1.9%
芦北町	13,250	0.8%
津奈木町	6,150	0.4%
熊本県内自治体合計	730,000	46.8%
日本貨物鉄道株	100,000	6.4%
合計	1,560,000	100.0%

2 事業概要

事業目的	九州新幹線の開業に伴い、並行在来線である鹿児島本線八代～川内間は、JR九州から経営分離され、第三セクターにより運営されることになった。並行在来線は、地域住民の通勤、通学、通院など日常生活に欠かせない交通手段であることから、平成 14 年 2 月に鹿児島県側と熊本県側との合同により、第三セクター鉄道会社を設立することで両県が合意し、平成 14 年 10 月に肥薩おれんじ鉄道株式会社を設立し、平成 16 年 3 月 13 日から開業している。
事業内容及び県が出資することの意義	おれんじ鉄道は、年間約 137 万人に利用されており、地域住民の通勤・通学など日常生活に欠かせない交通手段となっている。また、全国の貨物鉄道ネットワークの一部として、本県の産業・経済の発展のみならず、国の物流政策上も、重要な社会基盤となっている。このように、同鉄道は、南九州地域における基幹的・広域的な交通インフラとして重要な役割を果たしていることから、本県側と熊本県側で 1：1 の割合で出資を行っている。

新幹線の並行在来線承継による開業はおれんじ鉄道が全国4番目であり、先発の鉄道会社は次のとおりである。

しなの鉄道（長野県 平成8年5月設立）

I G Rいわて銀河鉄道（岩手県 平成13年5月設立）

青い森鉄道（青森県 平成13年5月設立）

ただし、いずれも単独県での運行であり、おれんじ鉄道のような複数の県をまたぐ路線の運行会社はまれである。

また、上記の鉄道会社は新幹線と並行する在来線全線を承継したのに対し、おれんじ鉄道は並行在来線のうち八代－川内間のみを承継した点で他の鉄道会社と大きく異なる。最も集客が見込める鹿児島中央駅や熊本駅周辺の路線を承継しないことから、当初より厳しい経営が予想されていた¹。

このため、設立前の鹿児島県と熊本県及び沿線自治体との協議会等では

- ①初期投資負担については原則として鹿児島県側と熊本県側で1:1の負担割合とする
- ②単年度償却前赤字が発生した場合には、収支を各県ごとに把握し、それぞれが責任をもって対応する
- ③黒字を出すために最大限の努力をするが、万が一赤字が出た場合には、県・市町が85:15の負担割合で負担する
- ④おれんじ鉄道設立に係る市町の負担分については市町村振興資金を無利子・12年償還で貸し付ける

等の合意が形成されていた²。

3 役職員の状況

（単位 人数：人、金額：千円、年齢：才）

役員数（うち県出向者・退職者）	役員平均年齢	役員の平均年収	職員数（うち県出向者・退職者）	職員平均年齢	職員の平均年収
4（0）	62.8	4,774	125名（1名）	46.4	2,539

区分	所属	常勤/非常勤
代表取締役社長	民間出身	常勤
取締役副社長	熊本県理事兼企画振興部交通政策・情報局長	非常勤
取締役副社長	鹿児島県企画部長	非常勤
常務取締役	熊本県OB	常勤
常務取締役	J R九州から出向	常勤
取締役	八代市長	非常勤
取締役	水俣市長	非常勤
取締役	薩摩川内市長	非常勤
取締役	出水市長	非常勤
取締役	日本貨物鉄道(株)九州支社長	非常勤
監査役	金融機関OB	常勤
監査役	阿久根市長	非常勤
監査役	芦北町教育長	非常勤

¹平成20年おれんじ鉄道の申し出により、熊本駅及び鹿児島中央駅への一部乗り出しが開始された。

²①② 平成14年2月 熊本・鹿児島両県合意文書調印

役員は、民間出身の代表取締役(平成25年10月就任)の他、沿線自治体関係者で構成される。

職員は145名(平成25年10月1日現在)であるが、JR九州からの出向者も41名含まれており、出向者の人件費をおれんじ鉄道とJR九州で負担している³。

4 第三セクター等への関与の状況

4-1 公的支援(フロー)

(単位:千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 補助金(助成金)	71,601	142,561	28,912	肥薩おれんじ鉄道経営安定対策事業
② 利子補給金	0	0	0	
③ 税の減免額	0	0	0	
④ その他公的支援	0	0	0	
小計	71,601	142,561	28,912	
⑤ 損失補償に伴う金利減免額	0	0	0	
⑥ 出資金、低利貸付等に伴う機会費用	0	0	0	
小計	0	0	0	
合計	71,601	142,561	28,912	
(参考)委託料	15,995	30,796	4,366	

4-2 公的支援(ストック)

(単位:千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 損失補償契約に係る債務残高	0	0	0	
② 貸付金残高	0	0	0	
③ 出資(捐)金残高	620,500	620,500	620,500	
④ ②、③以外の債権残高	0	0	0	
⑤ 債務残高	0	0	0	

上表4-1①の補助金は

A 減価償却前営業損失

B 補助対象経費〔鉄道基盤設備維持費(①線路保存費②電路保存費③車両修繕費④上記①～③にかかる人件費)－線路使用料⁴⁾〕

のうち低い額から、負担金工事等額を控除して算定される。

当補助金の趣旨は赤字そのものの補填ではなく、鉄道基盤設備維持費相当を補助することであり、会社の自助努力を前提とするものである。しかしながら、近年は補助対象経費を

³JR九州はおれんじ鉄道への経営分離後10年間の支援期間を設け、運転士や保線要員などを派遣してきた。おれんじ鉄道への転籍者の人件費はおれんじ鉄道が負担するが、出向者の人件費は両社で負担している。平成24年度末に当初支援期間終了後の平成26年度以降もおれんじ鉄道のプロパー化完了まで支援を継続することが決定した。

⁴JR貨物より支払われる貨物列車の線路使用料。貨物調整金(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構がJR貨物に交付)+JR貨物実費負担分。国の並行在来線支援により貨物調整金制度が拡充され、線路使用料が平成22年度約2億8千万円から平成23年度約5億4千万円に増加した(営業収益増加要因)。しかしながら、線路使用料は熊本・鹿児島両県が支出する補助金算定経費の控除項目に該当するため、当線路使用料の増加は補助金の減少と表裏の関係にある(補助金収入減少要因)。

超える償却前営業損失を計上していることから、補助金投入後も残る赤字が累積して経営を圧迫している状況がみられる。

人口減に伴う旅客運輸収入の減少や燃料費の高騰、老朽化した施設等の維持費の増加等により平成22年度には補助対象経費を超える償却前営業損失が発生した。加えて、平成23年度以降は線路使用料が増額されたことも影響し、償却前営業損失>補助対象経費、すなわち補助金で補填しきれない赤字が継続して発生している。

<補助金補填後も残る営業損失額>

(単位：百万円)

	H22	H23	H24	3期計
A 償却前営業損失	▲ 335	▲ 191	▲ 216	▲ 743
B 補助対象経費	▲ 298	▲ 165	▲ 127	▲ 591
A-B 補填後赤字	▲ 37	▲ 26	▲ 89	▲ 152

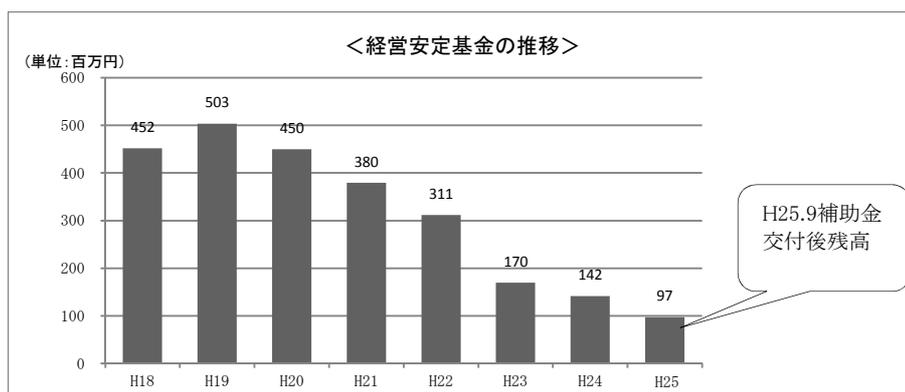
【経営安定基金】

「肥薩おれんじ鉄道経営安定基金（以下、「経営安定基金」という。）」とは、おれんじ鉄道の経営安定に資するため積み立てた基金である。熊本県では基金ではなく県の一般会計から補助金を支出しているが、鹿児島県は、非沿線自治体及び民間が負担した経営安定基金が補助金の財源となっている。

基金の用途として当初は災害等の対応を想定していたが、おれんじ鉄道の経営難に対応し、平成20年度より基金そのものを取り崩して減価償却前赤字を限度とした補助に使用することを決めた。しかしながら、基金の残高も1億円を割り込み(平成25年12月現在約97百万円)、早々に枯渇する見込みである。基金取り崩し後の支援財源については、県及び沿線の3市が負担するほか、県内全域の市町村に対して支援の要請がなされているところである⁵。

趣旨	おれんじ鉄道の運営上必要が生じた場合に支出するため(減価償却前赤字を限度とした補助)		
設置・管理主体	鹿児島県		
設置・管理条例	平成16年3月「肥薩おれんじ鉄道経営安定基金条例」		
積立目標額及び積立内訳	5億円		
		積立額(千円)	
	非沿線市町	鹿児島市	246,600
		串木野市	30,040
		市来町	21,640
		東市来町	24,260
		伊集院町	28,720
		松元町	23,740
		小計	375,000
その他(民間)	126,347		
合計	501,347		

⁵県は、沿線の薩摩川内市・出水市・阿久根市の3市と県は、全市町村の支援について、2/5に市長会に2/25に町村会に対してその要請を行っている。



5 財務状況

5-1 貸借対照表

(単位:千円)

項目	22年度末	23年度末	24年度末	備考
総資産	1,486,358	1,070,739	1,097,527	
(うち現金預金)	99,023	71,277	84,025	
(うち有形固定資産)	895,685	560,500	637,214	
負債合計	1,066,703	493,975	706,860	
(うち有利子負債)	0	70,000	300,000	
純資産	419,654	576,764	390,666	
(うち利益剰余金)	△1,140,346	△983,236	△1,169,334	

5-2 損益計算書(正味財産計算書)等

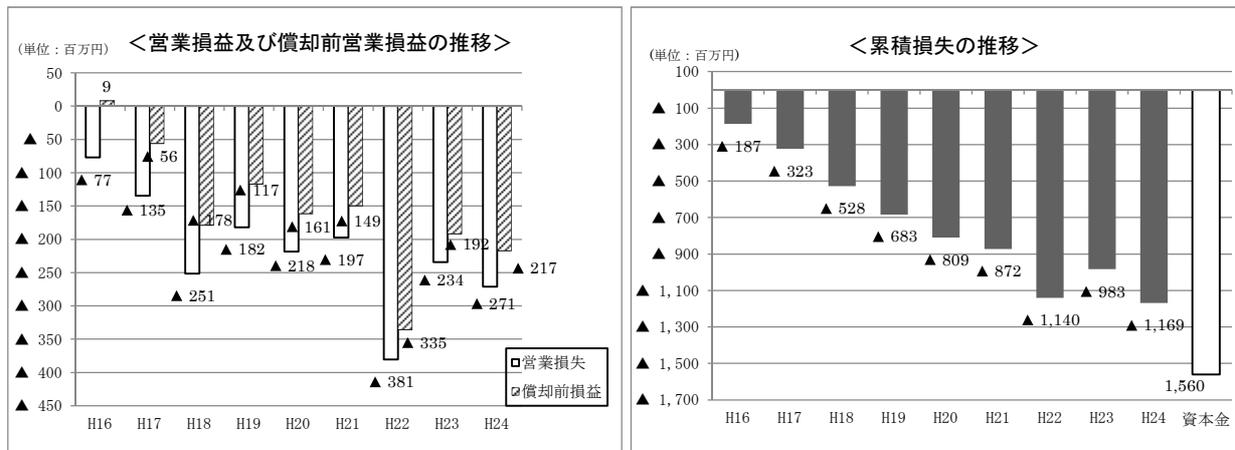
(単位:千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考
総収入(=売上高+営業外収益+特別利益)	1,065,849	2,248,867	1,138,099	
(うち県からの補助金、委託料、指定管理料)	111,226	609,173	38,070	
(うち県以外の自治体からの補助金、委託料、指定管理料)	183,787	513,597	128,866	
経常損益	△379,449	△228,577	△265,165	
当期損益	△268,535	157,110	△186,098	
減価償却前当期利益	△223,063	199,880	△131,626	

おれんじ鉄道開業以来、黒字は初年度のみであり、2年目以降は営業損益だけでなく償却前営業損益も赤字が続いている⁶。加えて平成22年度は車両全般検査の実施に伴い3億円を超える大幅な償却前赤字を計上した。なお、平成23年度は、多額の特別利益が発生したため、例外的に当期損益は黒字となった。

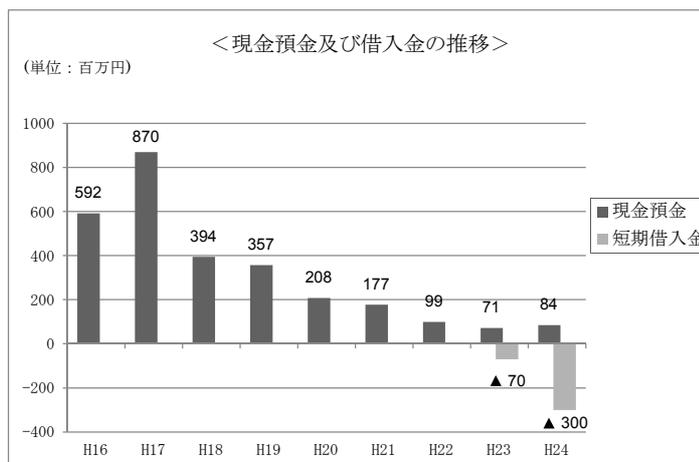
累積損失の推移は次表のとおりであるが、資本金15億6千万円に対して平成24年度末の利益剰余金は▲11億7千万円であり、このままの状況が続けば数年で債務超過に陥る可能性が高いといえる。

⁶減価償却費は現金の支出を伴わない会計上の費用である。このため、資金繰りを判断する際には営業損益に減価償却費を加えた償却前利益を用いることがある。当社の様な大幅な償却前営業赤字の場合は、設備更新はもとより日々の運転資金の確保も厳しい状況といえる。



また、キャッシュフロー面では、補助金を上回る償却前赤字や資本的支出等により資金繰りが悪化している。このため平成23年度より金融機関からの短期借入金による資金調達を開始した。短期借入金の返済原資には、翌年度始めに交付される線路使用料を充当している。しかし、補助金で補填しきれない大幅な赤字及び設備維持のための資本的支出という根本的課題が残る限り、短期借入金による資金調達にもいずれ限界がくるものと考ええる。

なお、当借入金には代表取締役個人の債務保証が付されている(おれんじ鉄道より代表取締役に支払われる保証料はない)。



6 今後の方向性と課題についての所管課の回答

今後の方向性…存続

課題…定期外収入の増収、老朽化施設の計画的整備など。

6-1 経営計画

おれんじ鉄道では以下の経営基本計画及び5か年中期経営計画を策定している。いずれも将来的な利用人員の減少及び設備維持費や人件費の増加を想定しており、現行の中期経営計画(平成24～28年度)においても毎期2億2千万円～3億9千万円の償却前営業損失を見込んでいる(中期経営計画に示す改善策を講じた後でも自力での償却前黒字転換は困難と想定している)。また、県が別途試算した平成25～34年度の収支見込においても年間約2

～4億円、10年間で約33億円の現金会計ベースの赤字を見込んでいる。

「おれんじ食堂」等種々の改善策を講じてはいるものの、単年度償却前黒字の実現可能性は現段階ではかなり困難な状況であると言わざるをえない。

対象年度	名称（作成月）	計画	実績
H16-	並行在来線経営基本計画 (H14.10)	ケース①JR九州並運賃：10年間の償却前収支約1億円/年程度の赤字	—
		ケース②JR九州の約1.3倍運賃：開業初年度約1億円の償却前利益、開業9年目までは償却前黒字	開業2年目より償却前赤字
H19-23	中期経営改善計画(H19.12)	H19-23 5年間の償却前営業損失計約9億2千万円	同9億5千万円
H24-28	中期経営計画(H25.2)	H24：償却前営業損失1億9千万円 H25-28：償却前営業損失2億2千万円/年～約3億9千万円/年	H24：同約2億2千万円

6-2 今後の方向性

このように厳しい経営が続くおれんじ鉄道であるが、県では存続の方針との回答であった。その主な理由は以下に集約される。

- 1) 通勤・通学など日常生活を支える公共輸送機関であること
- 2) 地域の観光資源であり「おれんじ食堂」は「指宿のたまて箱」「はやとの風」とともに鹿児島県の観光列車ネットワークの一翼を担っているなど本県の観光誘客において重要な役割を担っていること
- 3) 鹿児島県と本州方面を結ぶ基幹的物流ルート及び災害時における九州新幹線の代替ルートなど本県の幹線交通ネットワークを形成していること

中期経営計画(H24-28年度)や県の試算においても各年度約2～4億円の償却前営業損失、すなわち今後も補助金による継続的支援が必要である路線の存続決定の根拠として、支援額を上回る経済的効果や住民利益を数値によって示すのは容易ではない。しかし、上記の理由に鑑み当路線を維持することは必要であり、熊本県及び沿線自治体とも存続の方向で合意しているとのことであった。

なお、県ではそれぞれの享受する便益を以下のように考えている。今後は、利用客増加の後押しはもちろんであるが、その上で補助金制度の拡充による支援の強化や受益者負担の原則に鑑みた運賃値上げの要請を行うこととしている。

おれんじ鉄道は複数県にまたがる運行会社であることから、路線維持のためには鹿児島・熊本両県の関係自治体及び両県民を巻き込んだ抜本的な方策が求められる⁷。

受益者	便益	負担
沿線地域	車両・駅舎など旅客輸送部門	鉄道基盤整備に係る赤字額支援
県内全域（沿線含む）	JR貨物による貨物輸送及び九州新幹線等の代替輸送機能 「おれんじ食堂」などが県外からの観光客誘客ルートに組み込まれることにより、沿線以外の広域観光に寄与	
利用者	燃油費等の運送コスト	合理的な範囲での運賃値上げ

7 その他の特記事項

(記載なし)

沿線住民の減少、燃料費高騰、コスト増加等厳しい話が続くおれんじ鉄道であるが、ただ手をこまねいている訳ではなく、種々の企画を立ち上げ”沿線住民の足”だけではなく”非日常感の演出”にも取り組んでいる。私見ではあるが、NHK朝の連続テレビ小説で国民的人気となった”海辺を走るローカル電車の風景”はまさにおれんじ鉄道のセールスポイントであり、東シナ海に沈む夕日や地元の食材、おもてなしなど地方色を活かした、おれんじ鉄道に乗ること自体が旅の目的となるような更なる取り組みが望まれる。

<おれんじ鉄道の取り組み>

- ・観光列車「おれんじ食堂」（平成25年3月）
- ・貸し切り列車「おれんじカフェ」（平成25年8月）
- ・くまモン×おれんじーずラッピング列車(平成24年7月)
※おれんじーず：おれんじ鉄道キャラクター。ライセンスグッズのライセンスも募集中。
- ・ぐりぶーとさくらのラッピング列車「らぶトレイン」（平成25年11月）
- ・銀河鉄道999ラッピング列車「星の列車」（平成22年7月）
- ・サイクルトレイン⁸
- ・おれんじ鉄道を利用したツアー 等

⁷鹿児島県は、おれんじ鉄道への経営支援として県内全43市町村に財政負担を要請するとともに、同社に運賃の値上げを求める考えを明らかにした。

鹿児島県側は今後10年で約33億円の（現金会計ベースの）赤字が出ると試算。「九州新幹線開業効果の享受とおれんじ鉄道の経営維持は表裏一体の関係」などとして、新たに全市町村に負担を要請する方針を決め、これに伴い利用者負担を求めることも必要と判断した。（平成25年12月11日付熊本日日新聞HPより抜粋。（ ）内は筆者加筆）

熊本県交通政策課は「経営改善の選択肢の一つとして（運賃の改定について）協議していきたい」としている。また、おれんじ鉄道は「運行維持のためには、中期経営計画の推進、赤字の改善、他の第三セクター鉄道の運賃を踏まえ、運賃改定の検討が必要と考える」としている。（平成26年2月27日付日本経済新聞HPより抜粋）

⁸サイクルトレイン：八代駅等で貸し出した折りたたみ自転車を列車に持ち込むことが出来る。自転車は各駅で乗り捨て自由。貸出料金は1日500円、列車持ち込み料金は無料。

(意見)情報開示について

おれんじ鉄道の決算書及び経営計画は、当社 HP 上で開示されていない。当社は非上場株式会社であるため法的に決算書の開示を強制されるものではないが、当社のように多数の利害関係者が存在し、加えて公的支援を受ける団体においては、少なくとも決算書及び経営計画は開示すべきと考える。

おれんじ鉄道をとりまく利害関係者は熊本・鹿児島県、沿線自治体、JRに限らず、非沿線自治体や公的支援の出し手である県民もまた利害関係者に含まれる。様々な利害関係者の思惑が交錯する中で、まずはそれぞれが現状を客観的に把握し、客観的な情報を基に意見を集約することが必要であると考え。おれんじ鉄道の存続については県民の注目度も高いが、おれんじ鉄道を支援する世論を導くためにも適切な情報開示が必要ではないだろうか。

なお、当意見に対応して、県よりおれんじ鉄道に情報開示の意向を打診した結果、今後は当社 HP 上で決算情報を開示する旨の回答を得たとのことである。

3-1（環境林務課）一般財団法人鹿児島県環境技術協会

1 資本金等

(単位：千円)

資本金等	8,000	うち県	3,000 (出資比率 37.5%、市長会・町村会 25%、商工 3 団体 37.5%)
出資年月日	昭和 48 年 5 月 13 日	所在地	鹿児島市七ツ島 1 丁目 1 番地 10

当該財団は、昭和 48 年に設立され、環境に係る調査、測定分析等の受託事業を中心に、県の環境学習の中核施設となっている「生命と環境の学習館」の管理運営のほか、鹿児島県地球温暖化防止活動推進センターとして、環境保全や温暖化防止のための普及啓発活動を行っており、平成 25 年 4 月 1 日からは一般財団法人へと移行している。

2 事業概要

事業目的	環境に係る調査、測定分析、技術指導、普及啓発活動を行い、もって地域の良好な環境の保全に寄与することを目的とする。
事業内容及び県が出資することの意義	<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境計画、環境アセスメント及び環境保全に係る調査 ・野生動植物の分布、生態、保護管理等に係る調査 ・水質、土壌・底質等の分析及び大気・悪臭、騒音・振動等の測定 ・水道法に基づく飲料水の水質検査 ・温泉法に基づく温泉の成分分析 ・廃棄物の資源化及び処理・処分に係る調査及び分析 ・環境及び食品の放射能測定及び分析 ・環境保全に係る普及啓発活動 <p>【県が出資することの意義】</p> <p>当時、環境汚染問題が世界的な問題として深刻化しており、我が国においても環境汚染をいかに防止するかが国・県・市町村・企業をあげての重要課題となっていた。そうした中、昭和 45 年 12 月に改正された公害関連法により規制が一段と強化され、県内企業・団体等の依頼分析に迅速かつ適切に対応し、かつ権威ある分析結果を提供できる分析機関が早急に県内に必要であった。環境汚染防止対策は、本県の重要課題であったことから県も出捐したものである。</p>

[最近 3 年間の事業実績]

事業は、受託事業と普及啓発活動に分けられ、最近 3 年間の事業実績は以下のとおりである。

① 受託事業

(ア) 部門別

(単位：千円)

項目	22 年度	23 年度	24 年度
計量証明等事業	122,478	149,307	164,230
水道事業	18,491	18,254	19,201
調査事業	384,488	455,079	373,311
合計	525,458	622,641	556,742

(イ) 依頼者別

(単位：千円)

項目	22 年度	23 年度	24 年度
国	32,135	16,647	6,365
県	342,935	437,766	419,687
市町村	47,746	71,979	53,333
一般企業	102,641	96,247	77,355
合計	525,458	622,641	556,742

② 普及啓発事業

(単位：千円)

項 目	22 年度	23 年度	24 年度
普及啓発活動	71,166	67,131	56,119

3 役職員の状況

(単位 人数：人、金額：千円、年齢：才)

役員数(うち県 出向者・退職者)	役員平均年齢	役員 の平均年収	職員数(うち県出 向者・退職者)	職員平均年齢	職員 の平均年収
12 (1)	64.5	—	38(1)	44.1	4,884

4 第三セクター等への関与の状況

4-1 公的支援 (フロー)

(単位：千円)

項 目	22 年度	23 年度	24 年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 補助金(助成金)	—	—	—	
② 利子補給金	—	—	—	
③ 税の減免額	—	—	—	
④ その他公的支援	—	—	—	
小 計	—	—	—	
⑤ 損失補償に伴う金 利減免額	—	—	—	
⑥ 出資金、低利貸付 等に伴う機会費用	—	—	—	
小 計	—	—	—	
合 計	—	—	—	
(参考)委託料	342,935	437,766	419,687	

4-2 公的支援 (ストック)

(単位：千円)

項 目	22 年度	23 年度	24 年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 損失補償契約に係 る債務残高	—	—	—	
② 貸付金残高	—	—	—	
③ 出資(捐)金残高	3,000	3,000	3,000	
④ ②、③以外の債権 残高	—	—	—	
⑤ 債務残高	—	—	—	

5 財務状況

5-1 貸借対照表

(単位：千円)

項 目	22 年度末	23 年度末	24 年度末	備 考
総資産	1,412,410	1,470,598	1,457,409	
(うち現金預金)	395,073	370,940	358,473	
(うち有形固定資産)	691,747	683,159	702,458	
負債合計	166,193	196,286	181,327	

項目	22年度末	23年度末	24年度末	備考
(うち有利子負債)	110,528	105,264	100,000	
純資産	1,246,217	1,274,311	1,276,081	
(うち利益剰余金)	1,226,217	1,254,311	1,256,081	

5-2 損益計算書（正味財産計算書）等

(単位：千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考
総収入(=売上高+ 営業外収益+特別利益)	611,945	704,010	620,912	
(うち県からの補助金、委 託料、指定管理料)	342,935	437,766	419,687	
(うち県以外の自治体から の補助金、委託料、指定管 理料)	47,746	71,979	53,333	
経常損益	△ 14,481	29,092	2,208	
当期損益	△ 15,152	28,094	1,770	
減価償却前当期利益	4,237	53,425	31,444	

[当期損益の部門別内訳]

(単位：千円)

	22年度	23年度	24年度
受託事業	17,875	29,144	12,849
普及啓発事業	△ 33,027	△ 1,049	△ 11,078
合計	△ 15,152	28,094	1,770

6 今後の方向性と課題についての所管課の回答

今後の方向性： 存続

課題： 安定した経営基盤の構築

7 その他の特記事項

(記載なし)

8 過年度の当監査における指摘事項に対する対応状況

過年度の当監査において問題とされた事項はなかった。

[まとめ]

① 県が出資することの意義（出資対象事業の適切性）

事業目的および事業内容に照らし、県が出資する意義についての問題はないものと思われる。

② 事業の継続可能性（現状の財政状態等と将来の損失負担可能性）

平成15年度から8年連続の赤字となったことから、平成22年度から平成24年度までの3年間を計画期間とする「経営再建プラン」を策定し収支の改善に取り組んできた結果、平成23年度、24年度と黒字決算となっている。

公益法人の移行の可否に際しては、8年連続赤字と経営基盤が脆弱であることから公益認定基準を満たさないと判断し、一般財団法人に移行して活動を継続しているが、純資産は12億円あり、財務的には比較的安定しており、事業継続に喫緊の懸念はないものと判断される。

3-2（廃棄物・リサイクル対策課）公益財団法人鹿児島県環境整備公社

1 資本金等

(単位：千円)

資本金等	50,000	うち県	17,000 (出資比率 34%、他自治体出資比率 16%)
出資年月日	平成 6 年 3 月	所在地	薩摩川内市神田町 1 番 2 2 号

2 事業概要

事業目的	廃棄物処理施設の整備を行うとともに廃棄物の処理その他廃棄物に関する各種事業を行うことにより、地球環境保全、自然環境保護及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。
事業内容及び県が出資することの意義	産業廃棄物管理型最終処分場については、本県の循環型社会の形成や地域産業の振興を図る上で必要不可欠な施設であるが、現在、県内に 1 か所もなく県内で処理すべき廃棄物は、県外の処分場で処理されている状況にあることから、県内で発生する産業廃棄物は、県内で処理するという責任ある体制の確立を図ることが喫緊の課題となっている。このため、鹿児島県環境整備公社が事業主体となり、平成 23 年 7 月に着工し、平成 26 年 9 月末の完成を目指して取り組んでいる。県と公社が連携を図りながら、公共関与による安全性の高い全国でもモデルとなるような施設の整備に取り組んでいくとともに、公社においては「エコパークかごしま連絡協議会」の開催をはじめ、広報誌「環境整備公社だより」の発行など地域の方々に理解を深めていただくための啓発活動に努めている。

公益財団法人鹿児島県環境整備公社（以下、「環境整備公社」という。）は、平成 6 年に県 1,700 万円、市町村 800 万円、民間団体等 2,500 万円¹の出捐により設立された。平成 3 年に民間の産業廃棄物管理型最終処分場が閉鎖して以来、鹿児島県内には産業廃棄物管理型最終処分場がなく、隣県等に処分を依存している状況であるため、県内で発生する産業廃棄物は県内で処理する体制を整えることを目的として環境整備公社が設立された。なお、環境整備公社は平成 25 年 4 月に公益財団法人へ移行した。

最終処分場等については、民間による新たな施設整備が極めて困難な状況となっていることから、国は都道府県の公共関与による施設（廃棄物処理センター）の整備を推進しており、これを補助金の対象としている。平成 21 年 12 月環境整備公社は廃棄物処理センターに指定された。

◆事業概況

環境整備公社が行う事業は大きく次の三つに分けられる。() 内は平成 24 年度収支計算書計上額

¹民間：県商工会連合会、県商工会議所連合会、県工業倶楽部、県建設産業団体連合会、県産業廃棄物協会
地元 4 金融機関

①産業廃棄物処理事業(事業費 16 百万円、建設仮勘定支出 3,194 百万円
施設整備等資産取得支出 159 百万円)

- ・エコパークかごしま(仮称)整備事業→後述

②普及啓発活動推進事業(事業費 5 百万円)

- ・エコパークかごしま連絡協議会の開催
- ・関係自治会への説明会、関係自治会の自治会員等による処分場視察の実施

③自治会活動等支援事業(事業費 18 百万円)

- ・自治会活動等活性化支援事業等交付金の交付

3 役職員の状況

(単位 人数：人、金額：千円、年齢：才)

役員数(うち県 出向者・退職者)	役員平均年齢	役員 の平均年収	職員数(うち県出 向者・退職者)	職員平均年齢	職員 の平均年収
26 (1)	62	—	13 (13)	43	—

職員はすべて県からの出向者である。人件費の負担割合は、本給は原則県が負担し、超過勤務手当等については環境整備公社が負担する。しかし同手当等を後述する「産業廃棄物処理施設整備推進費補助金」の対象経費に含めることで、結果として全額県が負担している。

役員の構成は以下のとおりであるが、実際の業務統括は唯一の常勤役員である専務理事が担っている。

区 分	所 属	常勤/非常勤
理事長	県副知事	非常勤
副理事長	県環境林務部長	非常勤
副理事長	(公社)鹿児島県工業倶楽部会長	非常勤
専務理事	環境整備公社専務理事兼事務局長	常勤
理事	鹿児島県市長会会長	非常勤
	鹿児島県町村会会長	非常勤
	鹿児島県商工会議所連合会会長	非常勤
	鹿児島県商工会連合会会長	非常勤
	(社)鹿児島県産業廃棄物協会会長	非常勤
	鹿児島県建設産業団体連合会会長	非常勤
監事	県会計管理者兼出納局長	非常勤
	公認会計士	非常勤

この他、行政、住民、学識経験者、経済団体の代表 14 名の評議員で評議員会を構成している。

4 第三セクター等への関与の状況

4-1 公的支援（フロー）

(単位:千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 補助金(助成金)	182,997	397,642	440,288	産業廃棄物処理施設整備推進費補助金
② 利子補給金	0	0	0	
③ 税の減免額	0	0	0	
④ その他公的支援	0	0	0	
小計	182,997	397,642	440,288	
⑤ 損失補償に伴う金利減免額	0	0	0	
⑥ 出資金、低利貸付等に伴う機会費用	0	0	0	
小計	0	0	0	
合計	182,997	397,642	440,288	
(参考)委託料	—	—	—	

※上表の金額は次年度繰越後の金額であり、正味財産増減計算書に計上される補助金収入額及び後述する「県が支出する補助金・貸付金の財源」表の金額とは異なる。

4-2 公的支援（ストック）

(単位:千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 損失補償契約に係る債務残高	0	0	0	
② 貸付金残高	2,000	1,088,000	3,646,034	整備工事資金貸付等
③ 出資(捐)金残高	17,000	17,000	17,000	
④ ②、③以外の債権残高	0	0	0	
⑤ 債務残高	0	0	0	

県が支出する補助金及び貸付金のうち最も重要な事業が産業廃棄物処理事業における「エコパークかごしま（仮称）」の建設である。

◆エコパークかごしま（仮称）

①概要

エコパークかごしま（仮称）とは、現在薩摩川内市に建設中の県内唯一の産業廃棄物管理型最終処分場²である。当初は平成25年5月の完成を予定していたが、作業の着手が当初予定から半年近く遅れたこと、この間に窪地に溜まった水の排水作業が長期化したことのほか、工事の進捗に伴って、埋立地側面部の施工範囲の拡大や工法の変更が必要になったことなどにより、工期が平成26年9月末まで延長された。これに伴い追加工事費も約18

²最終処分場(埋立処分場)は、埋め立てられる廃棄物の性状に応じて①遮断型処分場(有害物質が基準以上含まれる産業廃棄物の処分)②安定型処分場(腐プラスチック類など性状が安定している産業廃棄物の処分)③管理型処分場(①以外の産業廃棄物の処分)の3種類に分けられる。管理型処分場では埋め立てた廃棄物の安定化を図り、埋立終了後はモニタリング調査で廃止基準を満たすと廃止となる。

廃止後は広大な空き地となるが、跡地利用方法については今後検討することとなっている。

エコパークかごしま（仮称）は大規模な覆蓋施設（屋根付施設）を整備することで、埋立地への雨水の流入や埋立地からの粉じん、臭気の飛散・拡散を防止するとともに、計画的な散水により、埋立廃棄物の早期安定化を図ることとしている。

億8千万円(税込)発生し、総工費は約96億円に増加した。

建設資金は主として借入金(県)及び補助金(国・県)で賄われており、平成24年度末現在の借入金残高は約36億4千万円、平成24年度の当該補助金は国と県合計約14億2千7百万円であった(負担割合 国1/2・県1/2)。

土地については、土地所有者より県が取得及び賃借し、これを環境整備公社に無償で貸し付けている。土地の取得価額は約290万円、賃借料は賃借期間平成23年4月～平成40年3月の合計額5億円であり、賃借期間終了後は県に所有権が移転する契約である。

<エコパークかごしま(仮称)の概要>

施設の種類	産業廃棄物管理型最終処分場(被覆型)
事業主体	環境整備公社 ※土地は鹿児島県より借受及び転借 ※施設管理の全般にわたって、最終的な責任は鹿児島県が負う (公共関与)
所在地	薩摩川内市川永野地区
埋立容量	60万m ³
埋立面積	40,700m ²
着工及び完成予定	平成23年7月着工 平成26年9月完成予定
埋立年数	約15年
概算事業費	約96億円
対象となる産業廃棄物	①燃え殻②汚泥③廃プラスチック類④紙くず⑤木くず⑥繊維くず⑦動植物性残さ⑧ゴムくず⑨金属くず⑩ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず⑪鋳さい⑫がれき類⑬ばいじん⑭産業廃棄物を処分するために処理したもの (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項・政令第2条)

<エコパークかごしま(仮称)に関する主な経緯>

年 月	内 容
平成19年5月	薩摩川内市川永野地区を処分場建設候補地に選定
平成19年8月～ 平成20年7月	立地可能性等調査、関係自治会等との意見交換
平成20年9月	同地区を整備地として決定
平成21年12月	廃棄物処理センターに指定
平成22年1月	基本計画概要を公表
平成22年2月	基本設計概要を公表
平成22年10月	実施設計・施工一括発注(建設工事仮契約。工期平成25年5月末)
平成22年12月	廃棄物処理法に基づく施設の設置許可申請
平成23年1月	関係自治会等と基本協定等(基本協定、環境保全協定、地域振興策に関する確認書)の締結
平成23年3月	県設置許可
平成23年4月	土地売買契約及び土地賃貸借契約締結
平成23年7月	実施設計・施工一括発注に係る建設工事本契約を締結し、着工(契約額7,770,000千円(税込)。工期平成25年8月末に延長)
平成24年1月	関係自治会等と基本協定等(基本協定、環境保全協定、地域振興策に関する確認書)の締結
平成25年3月	実施設計・施工一括発注に係る建設工事の変更契約(契約額9,649,200千円(税込)。工期平成26年9月末に延長)

＜参考＞他県の管理型最終処分場

名称	所在地	開設	埋立容量	事業主体	備考
エコフロンティアかさま	茨城県 笠間市	H17.8	240万m ³	(財)茨城県環境 保全事業団	
クリーンパークさが	佐賀県 唐津市	H21.4	41万m ³	(一財)佐賀県環境 クリーン財団	
エコクリーンプラザみや ざき	宮崎県 宮崎市	H17.11	58万m ³	(公財)宮崎県環境 整備公社	20,000円/t
エコアくまもと	熊本県 玉名郡	H27.9以降	42万m ³	(財)熊本県環境整備 事業団	
山梨県環境整備センター	山梨県 北杜市	H21.5	28万m ³	(公財)山梨県環境 整備事業団	平成25年12月閉 鎖決定 ³

②工事契約

エコパークかごしま（仮称）の整備工事は、総合評価一般競争入札により3者（いずれも特定建設工事共同企業体（JV））の中から表中のJVが落札した。落札者の選定には学識経験者等で構成する「総合評価技術委員会」において提案審査を実施している。

相手先	大成・植村・田島・クボタ特定建設工事共同企業体		
契約年月日	平成22年10月	平成23年7月	平成25年3月
契約金額(税込)	7,770,000千円	7,770,000千円	9,649,200千円
契約期間	平成22年10月～ 平成25年5月	平成22年10月～平 成25年8月	平成22年10月～平成26年9月
変更内容	—	完成期限の延長	請負金額の変更及び完成期限の延長
変更理由	—	国の補助金交付決定に時間を要したため	作業の着手が当初予定から半年近く遅れたこと、この間に窪地に溜まった水の排水作業が長期化したことのほか、工事の進捗に伴って、埋立地側面部の施工範囲の拡大や工法の変更が必要になったことなどにより工期及び工事費に変更が生じたため

※太字は変更箇所

なお、当工事は平成25年3月に工期及び請負金額の変更契約を締結している。これは工事の進捗に伴い当初想定出来なかった事象により工期及び工事費を見直さざるを得なくなったことを理由としており、平成24年度の県議会において説明を行っている(H24.第4回定例会及びH25.第1回定例会)。その結果、工期が約1年延長するとともに工事費総額は約96億円に増加した。

³山梨県及び(公財)山梨県環境整備事業団は、平成25年12月山梨県環境整備センターの閉鎖を決定した。

主な閉鎖理由：①漏水検知システムの2度の異常検知による搬入停止・点検期間の発生、再度トラブルが発生する可能性②異常検知に関する原因究明調査費、訴訟費の発生（施工業者に求償予定）③再開に向けては多額の経費が必要となることなどを検討した結果、閉鎖を決定した。最終赤字見込額は55億円。

なお、閉鎖後も汚水処理費用等維持管理費用が発生する他、国庫補助金の返還を求められる可能性がある。山梨県では、近年全国的に最終処分場の需給バランスが緩和していることなどを踏まえ、当面公共関与による新たな最終処分場の設置を凍結することとしている。（参考：山梨県HP）

③-1 財源

当事業は環境省の廃棄物処理施設整備費(産業廃棄物処理施設モデル的整備事業)国庫補助事業に採択されているため、補助対象経費の1/4を国、1/4を県が補助している。残りの部分については県単独補助金(産業廃棄物処理施設整備等に係る補助金)の他、県からの無利息借入金で調達している。

<総事業費の財源>

総事業費 96.8 億円			
補助対象事業費			補助対象外事業費
国庫補助 18.8 億円 1/4	県補助 18.8 億円 1/4	県借入金等* 37.7 億円 1/2	県借入金 21.5 億円

※県単独補助金 0.2 億円を含む

i) 借入金(県→環境整備公社)

※	用途	金額(千円)	貸付期間	利率	償還
A	エコパークかごしま(仮称)整備工事資金	1,076,300	H23.8.16-H41.3.20	無利子	H26.9月より半年毎 35,876 千円(初回 35,896 千円)
B	エコパークかごしま(仮称)整備工事資金	2,553,034	H24.12.28-H42.3.20	無利子	H27.9月より半年毎 85,101 千円(初回 85,105 千円)
	公社運営費	2,000	H6 年度~H25 年度(当初貸付期間は H9 年度までであるが、産業廃棄物処理施設供用開始予定まで償還期間延長)	無利子	—
C	訴訟費用	9,700	H24.1.16-H41.3.20	無利子	H26.9月より半年毎 320 千円(初回 420 千円)
D	訴訟費用	5,000	H24.9.28-H41.3.20	無利子	H26.9月より半年毎 166 千円(初回 186 千円)
	合計	3,646,034			

※表中のアルファベットは<県が支出する補助金及び貸付金の財源>表の記号である(以下同様)

ii) 平成 24 年度補助金(県・国→環境整備公社)

(単位:千円)

	交付決定額	入金額(概算払)	繰越額※2
施設整備補助金(国)	658,633	263,400	395,233
施設整備補助金(県)	E 658,633	263,400	395,233
整備等に係る補助金※1	F 158,138	135,142	22,996
自治会活動等支援事業補助金	G 18,750	18,750	—

※1 当初交付決定額は 218,540 千円であったが、事業実績の減少により 158,138 千円に減額。また、実績により、最終の補助金確定額は 156,284 千円(うち繰越分 21,142 千円)となる。

※2 繰越:予算の執行は原則単年度主義だが、工事の進捗が遅れるなどの理由により年度内に使用し終わらない場合には、手続きを経て翌年度の繰越しが認められる(地方自治法施行令第 143 条(4))

③-2 県が支出する補助金・貸付金の財源

環境整備公社に対する貸付金は無利息であるため、当公社財務諸表及び予算書では支払利息を考慮しない。一方県側に目を転じれば県の調達財源の金利も当設備の採算上考慮することも有用と考える。

(参考) 平成23年度の鹿児島県債加重平均利率：1.42%

<県が支出する補助金及び貸付金の財源>

(単位：千円)

区分	財源	H22	H23	H24
施設整備 補助金	県債	—	509,000	658,000
	繰入金	—	323	633
	一般財源	—	—	—
	計	—	509,323	E 658,633
整備等 補助金	県債	—	—	—
	繰入金	—	81,442	156,284
	一般財源	182,097	—	—
	計	182,097	81,442	F 156,284
自治会 補助金	県債	—	—	—
	繰入金	—	—	18,750
	一般財源	112,500	—	—
	計	112,500	—	G 18,750
整備等 貸付金	県債	—	968,000	2,297,000
	繰入金	—	118,000	261,034
	一般財源	—	—	—
	計	—	A.C 1,086,000	B.D 2,558,034
合計	県債	—	1,477,000	2,955,000
	繰入金	—	199,765	436,701
	一般財源	294,597	—	—
	計	294,597	1,676,765	3,391,701

④事業計画

公社は、エコパークかごしま（仮称）について稼働後15年間で産業廃棄物の搬入を完了し、埋め立て後15年で安定化を完了する、30年に及ぶライフサイクルを想定している。この期間にわたる事業計画については、現在策定中である。当事業の収支は大まかに言えば、

収入：事業収入（搬入量×単価）

支出：維持費（人件費、保守点検、水道光熱費等）

からなり、これから得られる資金が県への借入金返済財源となる。搬入量や単価は経済情勢に左右されることが考えられ、今後の情勢の変化によっては現在以上の県の支援が必要となる可能性もある。

5 財務状況

5-1 貸借対照表

(単位：千円)

項 目	22年度末	23年度末	24年度末	備 考
総資産	136,314	2,323,817	6,325,762	
(うち現金預金)	61,037	33,427	44,055	
(うち有形固定資産)	715	1,414,429	4,608,246	
負債合計	85,895	1,126,772	3,721,930	
(うち有利子負債)	0	0	0	
純資産	50,419	1,197,045	2,603,832	
(うち利益剰余金)	419	332,098	948,420	

5-2 損益計算書（正味財産計算書）等

(単位：千円)

項 目	22年度	23年度	24年度	備 考
総収入(=売上高+ 営業外収益+特別利益)	183,516	1,335,848	1,494,640	
(うち県からの補助金、委託料、 指定管理料)	182,997	703,265	835,521	
(うち県以外の自治体からの補 助金、委託料、指定管理料)	0	0	0	
経常損益	1,050	208,829	616,321	
当期損益	1,050	331,679	616,321	
減価償却前当期利益	1,050	331,679	616,321	

エコパークかごしま（仮称）が建設中のため事業収入はなく、上の正味財産増減計算書における総収入のほとんどは補助金収入である。また、純資産残高は平成24年度末現在26億円と潤沢にみえるが、これは補助金収入の大部分が費用ではなく固定資産（建設仮勘定残高46億円）等の資産に充当されているためである。平成26年度の営業開始後は、各固定資産の耐用年数にわたって資産から減価償却費へ費用化することとなる。

(指摘事項) 一般正味財産と指定正味財産の区分

環境整備公社に対する補助金は長期間に係る工事が支給対象であるため、工事の進捗により翌年度に繰り越されることが多い。同様の補助金に対して会計処理が異なっている箇所がみられた。

例：平成23年度

(単位：千円)

内 容	金 額	正味財産増減計算書
国庫補助金	交付決定 509,323	受取国庫補助金(指定)
	うち概算払 203,700	—
	うち繰越 305,623	—
県補助金(施設整備)	交付決定 509,323	—
	うち概算払 203,700	受取県補助金(一般)
	うち繰越 305,623	受取県補助金(指定)

同目的、同時、同額支給の両補助金に対して異なる会計処理

6 今後の方向性と課題についての所管課の回答

平成26年9月の完成に向けて、引き続き鹿児島県環境整備公社と連携を図りながら、工事の円滑な推進を図る。
また、公社の健全な運営が図られるよう、必要な助言・指導などを行いたい。

環境整備公社では、現在事業計画を策定中であるため計画の詳細は今回入手することは出来なかった。管理型最終処分場が県内に1か所もないことから、県内で発生する産業廃棄物は県内で処理するという体制確立のため、公共関与により整備することとなったものだが、建設費総額90億円を越す大規模事業であり、加えて他県では当初計画と搬入実績の乖離により大幅な赤字を計上している最終処分場の事例もあることから、エコパークかごしま（仮称）の営業開始後も引き続き経営状況を注視する必要がある。

7 その他の特記事項

該当なし

3-3（自然保護課）公益財団法人屋久島環境文化財団

1 資本金等

(単位：千円)

資本金等	807,671	うち県 510,000 (出資比率 63.1%、他自治体出資比率 24.7%)
出資年月日	平成5年3月、平成5年5月、平成6年4月	所在地 熊毛郡屋久島町宮之浦 823 番地 1

2 事業概要

事業目的	環境学習や環境保全活動の推進・支援を通じ、屋久島の豊かな自然とのふれあいの中で人間の活動と環境とのかかわりや自然の恵みについて学習する拠点を形成し、もって自然環境の保全に寄与する。
事業内容及び県が出資することの意義	<p>【事業内容】 (1)環境学習事業 (2)環境形成事業 (3)交流推進事業 (4)屋久島地域づくり支援事業 (5)国際交流 (6)屋久島環境文化村中核施設管理運営委託事業 (7)書籍物品等販売事業</p> <p>【県が出資することの意義】 屋久島環境文化財団の施設の管理運営、環境学習や環境保全活動の推進・支援等を安定的に行うため。</p>

公益財団法人屋久島環境文化財団(以下、「環境文化財団」という。)は、平成5年3月、屋久島環境文化村構想の一環として設立された財団法人であり、県が510,000千円、屋久島町が200,000千円出捐¹している。

※屋久島環境文化村構想(鹿児島県及び屋久島環境文化財団HPより)

屋久島環境文化村構想とは、県総合基本計画の戦略プロジェクトのひとつとして平成4年に「屋久島環境文化村マスタープラン」として策定された構想であり、屋久島の豊かな自然との中で作り上げられてきた自然と人間のかかわり(環境文化)を手がかりとして、屋久島の自然のあり方や、地域の生活、生産活動を学ぶ「環境学習」を通じて、自然と人間の共生を実現しようとする新しい地域づくりの試みである。環境学習・研究施設の充実、環境形成事業の展開、ボランティアネットワークの形成、情報提供の推進、新たな地域産業の創出、国際交流の展開の5つの事業を柱に掲げ、地元をはじめ屋久島に興味を持つ全ての人々とともに、この構想の推進とその輪を内外に広げていくこととしている。

○植生など自然の特性と人々の認識(景観意識など)を手がかりに、島全体を3区分します。

原始的な自然と信仰や畏敬の対象としての、奥岳地域を中心とする“保護ゾーン”
生態系を保全しながら一定の枠内で人間活動が行われる“ふれあいゾーン”
豊かな生活文化が生まれる、前岳から集落及び県道周辺までの“生活文化ゾーン”

○環境文化村整備のための事業

●環境学習・研究施設の充実

中核施設の管理運営

環境学習の推進

「自然体験セミナー」・「受入事業」・「ガイドセミナー」の充実

屋久島環境文化村センター

屋久島環境文化研修センター

●環境形成事業の展開

登山道等の整備

地域の環境保全事業への助成

カントリーコードの普及啓発

山岳部での利用モラルの向上

山岳部の適正利用の検討

¹なお、当該出捐金は貸借対照表上「正味財産の部 1.指定正味財産」に計上されており、「固定資産(1)基本財産」として預金又は債券により運用されている。

- | | |
|---------------------------|---------------------|
| ● ボランティアネットワークの形成、情報提供の推進 | ● 新たな地域産業の創出 |
| ボランティア登録制度の推進 | エコツアーの普及促進 |
| ボランティア養成研修セミナーの実施 | |
| 屋久島ファンクラブの推進 | ● 国際交流の展開 |
| 情報誌「屋久島通信」・「まるりん通信」の発行 | 世界自然遺産会議への参加・協力 |
| | 屋久島の子どもたちによる国際交流の促進 |

2-1 屋久島環境文化村中核施設

(屋久島環境文化村センター 屋久島環境文化研修センター)

①概要

環境文化財団の主要な業務は屋久島環境文化村中核施設である屋久島環境文化村センター及び屋久島環境文化研修センターの管理業務である。屋久島環境文化村センター(以下、「村センター」という。)はビジターセンターとして屋久島の情報を紹介する施設であり、屋久島環境文化研修センター(以下、「研修センター」という。)は、環境学習のための宿泊研修施設である。両施設はともに建設費10億円を超える施設であり、土地を町が、建物を県が所有し、環境文化財団が指定管理者として施設の運営管理を行っている。

施設名称	区分	取得時期	面積	取得価額
屋久島環境文化村センター	建物	H12.3	4,376 m ²	2,051,174 千円
屋久島環境文化村センター 車庫	建物	H16.3	41 m ²	6,200 千円
屋久島環境文化研修センター	建物	H12.3	2,667 m ²	1,105,526 千円

(県公有財団台帳より)

注) 土地は賃借している

- ・ 屋久島環境文化村センター(4,630 m²)：上屋久町より賃借
- ・ 同 車庫(771 m²)：屋久島電工(株)より賃借
- ・ 屋久島環境文化研修センター(20,000 m²)：屋久町より賃借

②指定管理者制度

村センター及び研修センターは平成18年度より指定管理者制度を採用しているが、環境文化財団は指定管理者制度開始当初より現在に至るまで継続して指定管理者に選定されている(現在2期目であり平成27年度まで)。選定手続の詳細は平成21年度包括外部監査報告書²で検討しているため割愛するが、選定手続は非公募特定方式であり、環境文化財団を指定管理者として選定した理由は、当財団が県の進める屋久島環境文化村構想推進組織として設立され、両施設と当財団が一体であるという理由であった。

指定管理業務に係る収支の状況は下表のとおりである。

<指定管理業務に係る収支計算書>

(単位：千円)

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度予算
受託事業収入	120,498	113,599	112,796	108,180
事業収入	17,317	19,196	17,477	22,540
雑収入	3	361	589	3
収入計	137,818	133,157	130,864	130,723
人件費	44,362	50,954	52,795	48,304

² 平成21年度包括外部監査報告書 P108

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度予算
物件費	94,356	77,603	80,878	73,824
うち委託費	44,108	30,084	31,075	32,937
支出計	138,718	128,557	133,673	122,128
収入-支出	△900	4,599	△2,809	8,595

受託事業収入は毎期減少し、それをコスト削減で切り盛りする現状であるが、平成24年度は受託事業収入及び事業収入の減少に加えて人件費等の増加により赤字に転じた。

◆再委託事業

当委託事業の指定管理者基本協定書における各施設の管理業務のうち、環境文化財団が他の業者に再委託している業務は以下のとおりである。平成24年度に県が支出した業務委託費112,796千円に対し、環境文化財団が支出した業務委託費は31,075千円(27.6%)である。

<村センターの再委託状況>

管理業務仕様書 (基本協定書別記1 管理業務仕様書)	再委託業務一覧
受付案内業務	受付案内業務
事業案内パンフレット、ポスターの作成及び広告	
清掃業務	清掃業務
電気施設管理業務	
設備管理業務	設備管理業務
大型映像ホール映写業務	
警備業務	警備業務
植栽管理	
エレベーター保守点検	エレベーター保守点検
自家用電気工作物保守点検	自家用電気工作物保守点検
消防設備保守点検	消防設備保守点検
自動火災報知器保守点検	防火対象物点検
給水設備保守点検	
浄化槽保守点検	浄化槽保守点検
害虫駆除	害虫駆除
非常用発電機保守点検	
大型映像機器保守点検	大型映像機器保守点検
空調機保守点検	空調機保守点検
自動車保守点検	
施設の維持修繕	
開館周年記念イベント	
施設のCO2削減対策	
その他管理上必要な業務	建物管理業務

<研修センターの再委託状況>

管理業務仕様書 (基本協定書別記1 管理業務仕様書)	再委託業務一覧
案内パンフレット、年間ポスターの作成及び広告	
布団類のクリーニング	
清掃業務	清掃業務・貯水槽及び貯湯槽清掃業務・浴槽配管ろ過器除菌洗浄業務
電気施設管理業務	
設備管理業務	設備管理業務
警備業務	警備業務
植栽管理	
給食業務	給食業務
自家用電気工作物保守点検	自家用電気工作物保守点検

管理業務仕様書 (基本協定書別記1 管理業務仕様書)	再委託業務一覧
消防設備保守点検	消防設備保守点検
自動火災報知器保守点検	
浄化槽保守点検	浄化槽保守点検
給水設備保守点検	給水設備保守点検
非常用発電機保守点検	
害虫駆除	害虫駆除
空調機保守点検	空調機保守点検
自動車保守点検	
施設の維持修繕	
開館周年記念イベント	
その他管理上必要な業務	建物管理業務

③利用実績

1) 村センター

項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
入館者数(人)	73,851	64,378	57,898	51,747	62,146
うち有料観覧者数(人)	48,182	36,697	29,606	29,949	24,709
レクチャー室(日間)	60	65	52	178	78
交流ホール(日間)	91	229	243	198	168
大型映像ホール(回)	0	0	0	3	3

上表の有料観覧は村センターのメイン設備である展示ホール及び大型映像の観覧料である。

2) 研修センター

項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
利用者数(人)	4,928	4,801	5,359	6,933	7,053
視聴覚室(回)	2	1	1	1	1
レクチャー室(回)	1	4	4	4	10

3) 参考 屋久島入込客の推移

(単位：人)

項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
入込客数(人)	385,987	327,861	333,219	319,736	305,201

(屋久島町発行「統計やくしま」)

世界遺産登録後、屋久島への観光客は増加したが、近年は減少傾向にある。村センター及び研修センターの利用者数は増加しているものの、村センターにおいては有料観覧者数が右肩下がりとなっている。このため、平成24年度は利用者数が増加した一方で事業収入は減収となり赤字に転落した。

(意見)利用者数について

村センター及び研修センターともに各10億円を超える施設であるが、現状の利用実績では費用対効果が満たされているか疑問である。例えば村センターの映像ホールは座席数250席・スクリーン面積14m×20m(県内最大席数映画館のスクリーン面積は6.58m×15.52m)を誇るメイン設備である一方で、取得費の他多額の維持管理費も必要となるが、コストに見合った利用者数を獲得出来ていない。又、研修センターの宿泊稼働率も2割程度である。また当施設の県民や観光客への周知も十分とはいえないのではないだろうか。

平成25年度には屋久島の世界自然遺産登録二十周年を記念して展示ホールのリニューアル等も実施されたところであり、これを契機に利用者増及び当施設の認知度向上が望まれる。

3 役職員の状況

(単位 人数：人、金額：千円、年齢：才)

役員数(うち県 出向者・退職者)	役員平均年齢	役員の平均年収	職員数(うち県出 向者・退職者)	職員平均年齢	職員の平均年収
18 (5)	59.7	19	22 (7)	37.4	1,848

環境文化財団の役員構成は以下のとおりであり、県知事、町長をはじめ各関係団体の代表により構成されている。

当財団における役職	所属	常勤/非常勤
会長	県知事	非常勤
理事長	名古屋学芸大学長	非常勤
常務理事	県環境林務部長	非常勤
常務理事	屋久島町長	非常勤
理事	屋久島環境文化村中核施設館長 他11名	非常勤
監事	民間2名	非常勤
特別顧問	県参与(環境担当)	非常勤

4 第三セクター等への関与の状況**4-1 公的支援(フロー)**

(単位:千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 補助金(助成金)	-	-	-	
② 利子補給金	-	-	-	
③ 税の減免額	-	-	-	
④ その他公的支援	-	-	-	
小計	-	-	-	
⑤ 損失補償に伴う金利減免額	-	-	-	
⑥ 出資金、低利貸付等に伴う機会費用	-	-	-	
小計	-	-	-	-
合計	-	-	-	
(参考)委託料	-	-	-	

4-2 公的支援（ストック）

（単位：千円）

項目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 損失補償契約に係る債務残高	—	—	—	
② 貸付金残高	—	—	—	
③ 出資(捐)金残高	510,000	510,000	510,000	
④ ②、③以外の債権残高	—	—	—	
⑤ 債務残高	—	—	—	

5 財務状況

5-1 貸借対照表

（単位：千円）

項目	22年度末	23年度末	24年度末	備考
総資産	847,326	853,746	860,934	
(うち現金預金)	35,217	43,144	47,799	
(うち有形固定資産)	2,346	1,524	1,131	
負債合計	10,402	10,860	13,951	
(うち有利子負債)	0	0	0	
純資産	836,923	842,885	846,983	
(うち利益剰余金)	54,252	60,214	64,311	

平成24年度末における純資産のうち782百万円は指定正味財産（県・屋久町出捐金710百万円、寄付金72百万円）である。また、利益剰余金も64百万円計上しており、現在のところ財政状態に重要な問題は生じていない。なお、上表の現金預金47百万円以外に基本財産として預金182百万円、鹿児島県債235百万円、仕組債100百万円を保有している。

仕組債

発行者	福岡県(現在 Aa3)	※格付機関 Moody's
購入価格	1億円	
額面	1億円	
利率	当初6か月間は2.7%、以降19年6か月は豪ドル為替相場に連動(最高利率5.0%)	
償還方法及び期限	20年	
平成24年度末までの運用実績	平均2.81%	

仕組債とはオプションやスワップなどのデリバティブ商品を通常の債券に組み込んだ債券であり、上記の仕組債は自治体（福岡県）自身が発行している。これらの債券は元本が保証されているため、投資対象が安全性の高い元本保証商品に限定される公益法人等によく利用される。しかしながら、償還まで20年を要すること及び為替相場や今後の金利情勢によっては利益先食いとなる可能性もあること³より、投資の意思決定には慎重な姿勢が求められる。

³現在の円安局面では高金利を享受することが出来るが、今後為替相場が円高に振れるとゼロ金利となる可能性もある。

5-2 損益計算書（正味財産計算書）等

（単位：千円）

項 目	22年度	23年度	24年度	備 考
総収入(=売上高+営業外収益+特別利益)	166,429	163,964	164,849	
(うち県からの補助金、委託料、指定管理料)	119,401	114,232	113,429	
(うち県以外の自治体からの補助金、委託料、指定管理料)	1,097	1,194	987	
経常損益	△2,414	5,962	4,097	
当期損益	△2,414	5,962	4,097	
減価償却前当期利益	△2,414	5,962	4,097	

環境文化財団の主な収入は、県からの指定管理業務受託事業収入である。当受託事業収入自体は毎年減少傾向にあり、現在はコスト削減等の努力で対応しているものの、それにも限界があるため、指定管理料以外の自主事業収入の増加が望まれる。

6 今後の方向性と課題についての所管課の回答

財団は、「屋久島環境文化村構想」の基本理念である「屋久島の自然環境の保護及び自然と人が共生する新しい地域づくり」推進のために設立された中心的な組織であり、屋久島のフィールドを活用したセミナーや里地の活性化に繋がる里のエコツアーなどの公益的の事業を地域と連携して実施してきている。

また、構想推進の中核施設である環境文化村センターと環境文化研修センターを指定管理者として管理・運営し、ホームページによる情報発信や県内外での修学旅行等の誘致活動、環境文化村センターの休館日の変更、映像ホールの上映時間の柔軟な運用などにより両施設の利用促進に努めているところである。

このように、財団は、構想推進を図る上で中心的な組織であり、また、中核施設と一体的な存在と考えられることから、今後も構想推進に不可欠な存在と考える。

今後は、公益的の事業をより充実させるためにも自主財源の確保やプロパー職員の資質の向上が課題であると考えている。

7 その他の特記事項

該当なし

8 過去の当監査における指摘事項等の対応状況

(記載なし)

3-4（森林経営課）公益財団法人鹿児島県林業担い手育成基金

1 資本金等

(単位：千円)

資本金等	2,120,835	うち県	2,141,300 (出資比率 100%)
出資年月日	平成5年7月26日	所在地	鹿児島市山下町9-15 (林業会館内)

当該基金は、森林整備の担い手である林業従事者の福利厚生の充実、技術・技能の向上、労働安全衛生の充実等を図ることにより、優れた地域林業の担い手の育成・確保対策に貢献し、もって本県林業の振興による山村地域の活性化及び森林の有する多様な公益的機能の維持・増進に寄与することを目的として、平成5年に財団法人として設立され、平成25年4月1日から公益財団法人へ移行している。

2 事業概要

事業目的	森林整備の担い手たる林業従事者の福利厚生充実、技術・技能の向上、労働安全衛生の充実等を図ることにより、優れた地域林業担い手の育成・確保対策に貢献し、もって本県林業の振興による山村地域の活性化及び県土の保全や水源のかん養、環境保全等、森林の有する多様な公益的機能の維持・増進に寄与する。
事業内容及び県が出資することの意義	社会保険掛金等への助成ほか、新規就業者への支度金、労働安全確保に必要な設備の購入、林業就業者の技術・技能向上のための各種研修経費の助成を実施するとともに、技能講習等の実施や無料職業紹介事業、高性能林業機械レンタルへの助成等を行っている。これらの事業を通じて、林業就業者への通年雇用や月給制の導入が図られるなど雇用の安定や労働条件の改善が促進されるとともに、機械化や安全対策への取り組みが進められているところであるが、今後とも、より一層の林業労働力の確保・育成が必要であることから、当該基金による事業実施の意義は大きい。

[平成24年度林業担い手育成基金事業]

事業名	事業内容	執行額(千円)
林業就労改善 推進事業	厚生年金、健康保険、雇用保険等の掛金助成	39,844
	林業退職共済金制度等の掛金助成	11,646
	労災任意保険の掛金助成	3,799
安全就労体制 整備事業	健康管理や安全確保に必要な設備等の整備	279
	振動障害予防の特殊健診	300
	林業労働安全普及	600
	健康管理推進事業	9
新規参入促進 事業	新規就業者に対する支度金の支給	630
	新規参入定住化促進事業	180
林業担い手 育成事業	多能工技能者等養成研修 助成	43
	専任アドバイザー派遣事業(新)	4,243
特認事業	林業生産技術者養成 研修費助成	60
	計	61,634
他会計への繰出	嘱託職員通勤手当及び共済費	454
管理運営費	理事会、評議員会、賃金 消耗品費等	13,091
	合計	75,179

[平成24年度林業労働力確保支援センター]

	事業名	事業内容	執行額(千円)
県補助事業	支援センター管理事業	支援センターの総括管理	5,581
県受託事業	森の研修館かごしま運営管理事業	森の研修館かごしまの運営管理	16,144
		U・Iターン等の若年新規参入予定者を対象にした体験学習及び特別教育等講習	721
		労働安全衛生法に基づく技能講習の実施	2,667
厚労省受託事業	森林・林業人材育成加速化事業	素材生産を行う森林技術者の育成支援	28,228
全森連受託事業	林業就業支援事業	林業への就業希望者に対する就業意識の明確化、就業の円滑化の促進	3,688
	緑の雇用現場技能者育成対策事業	林業への本格的就業を希望する者を段階的、体系的に養成	26,535
高性能林業機械助成事業		認定事業体等の高性能林業機械レンタル費及び運搬費の一部助成並びに事務費	8,457
計			98,271
管理運営費		支援センター事業の円滑な推進	2,223
合 計			100,494

3 役職員の状況

(単位 人数：人、金額：千円、年齢：才)

役員数(うち県 出向者・退職者)	役員平均年齢	役員の平均年収	職員数(うち県出 向者・退職者)	職員平均年齢	職員の平均年収
8 (1)	62	643	6 (4)	50	3,631

4 第三セクター等への関与の状況

4-1 公的支援 (フロー)

(単位:千円)

項 目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 補助金(助成金)	5,948	5,958	5,580	所長人件費(給料、管理職手当、夏期・期末勤勉手当、共済費等)
② 利子補給金	—	—	—	
③ 税の減免額	—	—	—	
④ その他公的支援	—	—	—	
小 計	5,948	5,958	5,580	
⑤ 損失補償に伴う金利減免額	—	—	—	
⑥ 出資金、低利貸付等に伴う機会費用	—	—	—	
小 計	—	—	—	
合 計	5,948	5,958	5,580	
(参考)委託料	20,761	20,588	48,750	

4-2 公的支援 (ストック)

(単位:千円)

項 目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 損失補償契約に係る債務残高	—	—	—	
② 貸付金残高	—	—	—	

項目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
③ 出資(捐)金残高	2,219,800	2,177,300	2,141,300	
④ ②、③以外の債権残高	—	—	—	
⑤ 債務残高	—	—	—	

出捐金の総額は2,500,000千円であるが、これまでの取崩額は358,700千円となっている。

5 財務状況

5-1 貸借対照表

(単位：千円)

項目	22年度末	23年度末	24年度末	備考
総資産	2,297,713	2,240,775	2,172,759	
(うち現金預金)	16,279	14,438	16,853	
(うち基本財産)	2,224,566	2,182,777	2,120,835	
負債合計	10,698	5,404	4,812	
(うち有利子負債)	—	—	—	
純資産	2,287,015	2,235,371	2,167,947	
(うち利益剰余金)	62,448	52,593	47,111	

[基本財産の構成と評価損益]

平成24年度末の基本財産の構成と評価損益は以下のとおりである。地方債、国債は評価益となっている一方民間債に評価損が発生している。財務諸表上は適正に時価評価が行われており会計上の問題はない。

(単位：千円)

種類	運用口数	取得価額	時価(貸借対照表価額)	評価損益
定期預金	1	800,000	800,000	0
地方債	3	397,090	417,834	20,744
国債	5	408,869	426,837	17,968
民間債	4	500,000	436,080	△63,920
普通預金	1	40,084	40,084	0
合計		2,146,043	2,120,835	△25,207

5-2 損益計算書(正味財産計算書)等

(単位：千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考
総収入(=売上高+営業外収益+特別利益)	102,861	95,752	108,248	
(うち県からの補助金、委託料、指定管理料)	28,430	26,546	54,331	
(うち県以外の自治体からの補助金、委託料、指定管理料)	—	—	—	
経常損益	△3,004	△9,868	△21,910	
当期損益	△2,929	△9,838	△5,482	
減価償却前当期利益	△54,976	△51,627	△67,424	

6 今後の方向性と課題についての所管課の回答

今後とも、林業振興を図るためには、林業労働力の確保・育成は重要であることから、財産の確実かつ効率的な運用に努めるとともに、より一層、効率的な事業実施を図る必要がある。

7 その他の特記事項

(記載なし)

8 過年度の当監査における指摘事項に対する対応状況

過年度の当監査において問題とされた事項はなかった。

[まとめ]

① 県が出資することの意義（出資対象事業の適切性）

地域林業の担い手の育成・確保対策としての事業の運営を確保するための出資であり、事業内容をみても意義についての問題はないものと思われる。

② 事業の継続可能性（現状の財政状態等と将来の損失負担可能性）

平成21年度の包括外部監査において基金の減少傾向が示されており、現状も基金の取り崩しが続いているが、現状の収支状況等を勘案すると、基金の財政における喫緊の問題はないように思われる。

ただし、5-1で示したように、基本財産の運用において民間債において評価損が発生していることから、今後、運用にあたってはリスクを勘案した分散投資等に留意されたい。

3-5（森林経営課）公益財団法人万之瀬川水源基金

1 資本金等

(単位：千円)

資本金等	30,000	うち県	15,000 (出資比率 50%、鹿児島市 50%)
出資年月日	昭和 57 年 7 月	所在地	鹿児島市山下町 9 番 15 号

万之瀬川流域から鹿児島市への導水事業を行うにあたり、万之瀬川流域の水資源の安定的確保に資するための水源かん養林を整備するために、鹿児島県と鹿児島市の出資により昭和 57 年に設立され、万之瀬川流域の関係四市（南さつま市、南九州市、日置市、鹿児島市）の行う森林整備事業に対する助成を実施している。平成 24 年 4 月 1 日より公益財団法人へ移行している。

平成 2 年より、鹿児島県森林整備公社がその事務局業務を行っているが、基金としては人件費の負担等は行っていない。

2 事業概要

事業目的	万之瀬川流域の森林整備を行うことにより、同流域の水資源の安定的確保及び産業振興を図る。
事業内容及び県が出資することの意義	県及び鹿児島市が、万之瀬川からの導水事業を実施することとなり、この際に「万之瀬川取水に関する協定書」が締結され、基金等による流域の水資源かん養林整備等を推進することが約束された。

3 役職員の状況

(単位 人数：人、金額：千円、年齢：才)

役員数(うち県出向者・退職者)	役員平均年齢	役員の平均年収	職員数(うち県出向者・退職者)	職員平均年齢	職員の平均年収
11 (1)	56	—	12 (4) 鹿児島県森林整備公社との兼務	55	— 人件費の負担は行っていない

4 第三セクター等への関与の状況

4-1 公的支援（フロー）

(単位：千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 補助金(助成金)	7,785	7,785	7,785	万之瀬川流域の水資源の維持確保を目的とした関係 4 市に対する森林整備に係る助成
② 利子補給金	—	—	—	
③ 税の減免額	—	—	—	
④ その他公的支援	—	—	—	
小計	7,785	7,785	7,785	
⑤ 損失補償に伴う金利減免額	—	—	—	

項目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
⑥ 出資金、低利貸付等に伴う機会費用	—	—	—	
小計	7,785	7,785	7,785	
合計	7,785	7,785	7,785	
(参考)委託料	—	—	—	

4-2 公的支援（ストック）

(単位:千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 損失補償契約に係る債務残高	—	—	—	
② 貸付金残高	—	—	—	
③ 出資(捐)金残高	15,000	15,000	15,000	
④ ②、③以外の債権残高	—	—	—	
⑤ 債務残高	—	—	—	

5 財務状況

5-1 貸借対照表

(単位:千円)

項目	22年度末	23年度末	24年度末	備考
総資産	31,571	31,447	31,318	
(うち流動資産の現金預金)	1,571	1,447	1,318	
(うち基本財産)	30,000	30,000	30,000	
〈うち現預金〉	30,000	30,000	30,000	
負債合計	330	293	163	
(うち有利子負債)	0	0	0	
純資産	31,241	31,154	31,155	
(うち利益剰余金)	1,241	1,154	1,155	

5-2 損益計算書（正味財産計算書）等

(単位:千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考
総収入(=売上高+営業外収益+特別利益)	15,641	15,603	15,593	
(うち県からの補助金、委託料、指定管理料)	7,785	7,785	7,785	
(うち県以外の自治体からの補助金、委託料、指定管理料)	7,785	7,785	7,785	鹿児島市が県と同額を負担している。
経常損益	△ 56	△ 87	1	
当期損益	△ 56	△ 87	1	
減価償却前当期利益	△ 56	△ 87	1	

6 今後の方向性と課題についての所管課の回答

設立目的である万之瀬川流域の森林整備事業等を行うことにより、森林の持つ水源かん養及び国土保全機能を高め、もって同流域の水資源の安定的確保及び産業振興並びに万之瀬川からの恩恵を享受する関係地域の一体的発展に資するよう取り組む。

7 その他の特記事項

(記載なし)

8 過年度の当監査における指摘事項に対する対応状況

過年度の当監査において問題とされた事項はなかった。

[まとめ]

① 県が出資することの意義（出資対象事業の適切性）

導水事業の実現と、水源涵養の為の事業の適正な運営を確保するための出資であり、事業内容をみても意義についての問題はないものと思われる。

② 事業の継続可能性（現状の財政状態等と将来の損失負担可能性）

計算書類を見る限り、現状における財政状態上の問題はないように思われる。

3-6（森づくり推進課）公益社団法人鹿児島県森林整備公社

1 資本金等

(単位：千円)

資本金等	17,800	うち県 5,000 (出資比率 28.1%、県内市町村他出資比率 71.9%)	
出資年月日	昭和 42 年 8 月	所在地	鹿児島市山下町 9 番 15 号

公社は、鹿児島県において、造林、育林等森林・林業に関する事業その他緑化に関する事業を行うことにより、国土の保全、森林資源の培養等緑資源のもつ多面的な機能を高度に発揮させ、もって地域経済の振興及び県民福祉の向上に寄与することを目的として、昭和 42 年に鹿児島県林業開発公社として設立され、その後平成 11 年に屋久島林業公社と合併、名称を鹿児島県森林整備公社と改称した。平成 24 年 4 月 1 日より公益社団法人へと移行している。

2 事業概要

事業目的	造林、育林等森林・林業に関する事業その他緑化に関する事業を行うことにより、国土の保全、森林資源の培養、水資源のかん養及び自然環境・地球環境の保全を図り、地域経済の振興及び県民福祉の向上に寄与することを目的とする。
事業内容及び県が出資することの意義	<p>【事業内容】 分収方式による造林又は育林の促進に関する事業及び造林・育林その他の受託事業</p> <p>【意義】 公社が行う森林整備事業は公益的機能の発揮や農山村地域の雇用創出に寄与しており、その役割を維持していくことは重要であると認識しているが、その運営においては、公社営林は主伐期に達しておらず県からの借入金や補助金により賄わざるを得ない状況にあることから、県の関与は不可欠となっている。</p>

3 役職員の状況

(単位 人数：人、金額：千円、年齢：才)

役員数(うち県出向者・退職者)	役員平均年齢	役員の平均年収	職員数(うち県出向者・退職者)	職員平均年齢	職員の平均年収
13 (1)	65.2	5,480	17 (7)	56.9	4,497

4 第三セクター等への関与の状況

4-1 公的支援（フロー）

(単位：千円)

項目	22 年度	23 年度	24 年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 補助金(助成金)	562,516	525,804	476,132	森林整備のために必要な補助金等
② 利子補給金	62,029	60,226	62,078	日本政策金融公庫、市中銀行からの借入に対する利子補助
③ 税の減免額	—	—	—	
④ その他公的支援	—	—	—	
小計	624,545	586,030	538,210	
⑤ 損失補償に伴う金利減免額	—	—	—	
⑥ 出資金、低利貸付等に伴う機会費用	—	—	—	

項目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
小計	—	—	—	
合計	624,545	586,030	538,210	
(参考)委託料	57,495	55,990	55,790	県民の森運営管理(菓草の森管理含む)

4-2 公的支援(ストック)

(単位:千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 損失補償契約に係る債務残高	9,338,713	9,315,126	9,289,304	日本政策金融公庫, 市中銀行からの借入に対する損失補償
② 貸付金残高	19,055,102	19,247,363	19,466,179	
③ 出資(捐)金残高	5,000	5,000	5,000	
④ ②、③以外の債権残高	3,819,039	3,778,984	3,708,325	県及び屋久島町借入金に対する未払利息
⑤ 債務残高	32,215,950	32,344,681	32,468,808	

5 財務状況

5-1 貸借対照表

(単位:千円)

項目	22年度末	23年度末	24年度末	備考
総資産	32,636,628	32,699,294	32,924,150	
(うち現金預金)	111,375	123,453	188,195	
(うち有形固定資産)	19,810	18,517	19,116	
(うち分収造林事業資産)	31,670,272	31,778,401	31,957,696	
負債合計	32,613,117	32,676,887	32,919,526	
(うち借入金)	28,410,815	28,578,489	28,770,484	
<日本政策金融公庫>	8,035,361	8,218,532	8,399,468	
<市中銀行>	1,303,352	1,096,594	889,836	
<屋久島町>	17,000	16,000	15,000	
<鹿児島県>	19,055,102	19,247,363	19,466,179	
純資産	23,510	22,406	4,623	
(うち利益剰余金)	5,710	4,606	4,623	

5-2 損益計算書(正味財産計算書)等

(単位:千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考
総収入(=売上高+営業外収益+特別利益)	1,087,641	1,060,726	839,636	
(うち県からの補助金、委託料、指定管理料)	606,684	592,180	545,360	
(うち県以外の自治体からの補助金、委託料、指定管理料)	75,356	49,840	48,640	
経常損益	363	△ 1,071	19	
当期損益	416	△ 1,103	16	
減価償却前当期利益	17,642	3,374	5,130	

6 今後の方向性と課題についての所管課の回答

方向性：存続

課題：第9次長期計画の作成（26年度）

7 その他の特記事項

(記載なし)

8 過年度の当監査における指摘事項に対する対応状況

平成15年度、平成24年度の包括外部監査において、公社の経営状態及び貸付金の回収可能性についての検討がなされており、厳しい経営状態が示されている。

公社においても、第7次長期計画（H17～H21）において、事業費の削減、既往借入金に係る利息軽減を図る為の施業転換資金への借換による利息の軽減、組織体制の見直しによる人員削減等による人件費の抑制等により、当初の計画より約1億円の収支の改善が図られた。

また、公社が独自に設置した「森林整備公社のあり方に関する検討委員会」の提言や国が設置した「林業公社の経営対策等に関する検討会」の報告内容を勘案し、第8次長期計画（H22～H31）が策定され、その重点推進事項の一つとして、非皆伐長伐期施業への転換を円滑に進めるために、期間延長、名義人変更などの分収契約の変更を推進している。

[まとめ]

① 県が出資することの意義（出資対象事業の適切性）

現状の森林を取り巻く環境においては、当該事業を民間主体の事業に転換することは不可能であり、公的関与は不可欠である。森林資源の様々な機能を保全するという面から、県が出資することの意義についての問題はないものと思われる。

② 事業の継続可能性（現状の財政状態等と将来の損失負担可能性）

公社では、第8次長期計画において、事業開始から事業終了（S36～H79）までの107年間の長期収支の見通しをいくつかのパターンで試算しており、その概要は以下に示すとおりである。長期収支は木材価格に大きく影響されるが、ここでは過去10年間の平均を使用した試算のみを示している。

(公社作成 第8次長期計画における長期収支見通し)

区分		伐期	分収割合	長期収支（億円）
試算1	現在の経営を継続	現行標準伐期 (60年)	現状維持	△ 205.7
試算2	伐期を約20年延長し非皆伐施業を導入した場合	非皆伐長伐期 (70年)	6:4	△ 146.6
試算3	非皆伐施業の導入と分収割合を変更した場合		変更 6:4→8:2	△ 75.4
参考	H18あり方検討委員会時	標準伐期	6:4	△ 81.2
	H15包括外部監査時	標準伐期	6:4	△ 75.9

従来論じられてきたように、公社は将来的に一定の損失は免れない経営状態と判断される。しかし、県営林化や法的手段による債務切り捨てを行って損失を顕在化しても、何らかの形で事業を継続するという点において大きな差異はなく、今後も県の関与は不可欠なものと判断される。

本県は、公益社団法人として従来と同様に公社において当該事業を継続することを選択したことから、公社のより効率的な運営を図ることが望まれる。

3-7（森づくり推進課）公益財団法人かごしまみどりの基金

1 資本金等

(単位：千円)

資本金等	436,152	うち県	200,000 (出資比率 46%、他自治体出資比率 23%)
出資年月日	平成 5 年 9 月 13 日	所在地	鹿児島市山下町 9-15 (林業会館内)

当該財団の前身は、昭和 26 年第 2 次大戦後の荒廃した県土の緑化推進を目的として発足した鹿児島県緑化推進委員会であり、平成 5 年、県、市町村及び多くの県民の寄付をもとに「財団法人かごしまみどりの基金」として設立された。その後、平成 7 年に「緑の募金法」(緑の募金による森林整備等の推進に関する法律 (平成 7 年法律第 8 8 号) 第 2 条第 2 号) が制定され、現在、「緑の募金」活動を核として地域の森林整備や緑の少年団活動の推進など県土のみどりづくりに取り組んでいるところである。

2 事業概要

事業目的	県土緑化運動及び緑の募金を推進することにより、公益性の高い森林づくりと健やかな環境緑化の促進を図り、もってみどり豊かな県土づくり及び地球環境の保全に寄与することを目的とする。
事業内容及び県が出資することの意義	<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林及びみどりの普及啓発に関する事業 ・森林づくり及び緑化の助長に関する事業 ・緑の募金及び緑の募金による寄付金の管理 ・森林整備の促進に関する事業 ・環境緑化の促進に関する事業 ・その他この法人の目的を達成するために必要な事業 <p>【意義】</p> <p>森林やみどりに対する県民の理解と関心を深めるとともに、森林ボランティア団体等との連携を図りながら県民参加による豊かな森林づくりと環境緑化を促進し、みどり豊かな県土づくりに寄与しており、県の関与は必要である。</p>

活動の中核である緑の募金活動の実績は以下の通りであり、平成 24 年度の実績をみると家庭内募金が 75.8%を占めている。

[緑の募金活動の実績] (単位：千円)

年度	22 年度	23 年度	24 年度
募金実績	73,299	71,546	68,139

[24 年度募金の内訳]

(単位：千円)

家庭募金	学校募金	企業募金	職場募金	街頭募金	イベント募金	合計
51,642	2,659	9,208	1,901	435	2,292	68,139
75.80%	3.90%	13.50%	2.80%	0.60%	3.40%	100.00%

3 役職員の状況

(単位 人数：人、金額：千円、年齢：才)

役員数(うち県 出向者・退職者)	役員平均年齢	役員の平均年収	職員数(うち県出 向者・退職者)	職員平均年齢	職員の平均年収
12 (1) 常勤役員 0 名	64	3.9 千円	3 (1) 常勤職員 3 名	41. 3	3,435 千円

4 第三セクター等への関与の状況

4-1 公的支援（フロー）

(単位:千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 補助金(助成金)	9,038	9,402	7,621	国土緑化受託収入、国土緑化推進助成金、鹿児島県受託収益、森林基金助成金等
② 利子補給金	—	—	—	
③ 税の減免額	—	—	—	
④ その他公的支援	—	—	—	
小計	—	—	—	
⑤ 損失補償に伴う金利減免額	—	—	—	
⑥ 出資金、低利貸付等に伴う機会費用	—	—	—	
小計	—	—	—	
合計	—	—	—	
(参考)委託料	—	—	—	

4-2 公的支援（ストック）

(単位:千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 損失補償契約に係る債務残高	—	—	—	
② 貸付金残高	—	—	—	
③ 出資(捐)金残高	200,000	200,000	200,000	
④ ②、③以外の債権残高	—	—	—	
⑤ 債務残高	—	—	—	

5 財務状況

5-1 貸借対照表

(単位:千円)

項目	22年度末	23年度末	24年度末	備考
総資産	474,525	461,149	465,881	
(うち流動資産の現金預金)	29,454	19,692	24,480	
(うち基本財産)	434,800	434,978	436,152	
<うち現預金>	13,416	3,417	1,636	
<うち利付金融債>	421,384	431,561	434,516	
(うち有形固定資産)	444	339	239	
負債合計	12,115	4,365	4,596	
(うち有利子負債)	—	—	—	
純資産	462,410	456,783	461,285	
(一般正味財産)	27,609	21,805	25,132	

5-2 損益計算書（正味財産計算書）等

(単位：千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考
総収入(=売上高+ 営業外収益+特別利益)	98,982	94,447	89,695	
(うち県からの補助金、委 託料、指定管理料)	3,578	3,264	3,459	
(うち県以外の自治体から の補助金、委託料、指定管 理料)	5,460	6,138	4,162	
(うち受取寄付金)	75,980	74,203	70,748	
経常損益	△ 8,352	△ 8,579	192	
当期損益	△ 8,352	△ 5,803	3,327	
減価償却前当期利益	△ 8,201	△ 5,698	3,427	

収入の中核をなすものは、緑の募金を中心とする寄付金収入であり、公的関与は比較的軽微である。

6 今後の方向性と課題についての所管課の回答

今後も、鹿児島県におけるみどりに対する県民への理解と関心を深めるとともに、県民参加による豊かな森林づくりと環境緑化を促進するためにも事業を存続する。

7 その他の特記事項

(記載なし)

8 過年度の当監査における指摘事項に対する対応状況

過年度の当監査において問題とされた事項はなかった。

[まとめ]

① 県が出資することの意義（出資対象事業の適切性）

適正な運営を確保するための出資であり、事業内容を見ても意義についての問題は無いものと思われる。

② 事業の継続可能性（現状の財政状態等と将来の損失負担可能性）

計算書類を見る限り、現状における財政状態上の問題はないように思われる。

4-1（健康増進課）公益財団法人鹿児島県民総合保健センター

1 資本金等

(単位：千円)

資本金等	10,000	うち県 5,000 (出資比率 50.0%)		
出資年月日	昭和 59 年 11 月 9 日	所在地	鹿児島市下伊敷三丁目 1 番 7 号	

2 事業概要

事業目的	この法人は、県民の健康の管理と保持増進を図るため、結核及びがん、脳卒中、心臓病、その他の生活習慣病等の疾病(以下「生活習慣病等」という。)の予防、普及啓発、情報発信、検診、その他の事業を行い、もって県民の公衆衛生及び福祉の増進に寄与することを目的とする。
事業内容及び県が出資することの意義	県民の健康の管理と保持増進を図るため生活習慣病等の予防、普及啓発、情報発信、検診等を行う。当該法人はがんや各種生活習慣病の早期発見、早期治療体制など、県民の健康づくりのための中核施設としての機能を有するために、県医師会・結核予防会・成人病予防会及び本県の出資により設立された。

3 役職員の状況

(単位 人数：人、金額：千円、年齢：才)

役員数(うち県 出向者・退職者)	常勤役員の 平均年齢	常勤役員の 平均年収	職員数(うち県出 向者・退職者)	職員平均年齢	職員の平均年収
16 (2)	63.3	9,590	136 (3)	48.6	6,511

役員数は 16 人でうち 2 人が県退職者である。また、職員数は 136 人でうち 3 人が県出向者である。

4 第三セクター等への関与の状況

4-1 公的支援（フロー）

(単位：千円)

項目	22 年度	23 年度	24 年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 補助金(助成金)	-	-	46,750	がん検診車整備費補助金交付
② 利子補給金	-	-	-	
③ 税の減免額	-	-	-	
④ その他公的支援	-	-	-	
小計			-	
⑤ 損失補償に伴う金利減免額	-	-	-	
⑥ 出資金、低利貸付等に伴う機会費用	-	-	-	
小計	-	-	-	
合計			-	
(参考)委託料	173,685	175,778	173,425	

表中の「①補助金（助成金）」の内容は、平成30年度までのデジタル化整備の対応のため、県などからのがん検診車整備費補助金及び検診車整備費補助金であり、当該補助金に関し交付要綱及び関係資料を閲覧した結果、特に指摘すべき事項はない。

また、「(参考) 委託料」のうち166,181千円は県民健康プラザ健康増進センターの指定管理者の指定を受けており、当該センターの管理委託料である。当該委託管理に関する協定書、事業計画書及び事業報告書を閲覧した結果、特に指摘すべき事項はない。

4-2 公的支援（ストック）

(単位:千円)

項 目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 損失補償契約に係る債務残高				
② 貸付金残高				
③ 出資(捐)金残高	5,000	5,000	5,000	
④ ②、③以外の債権残高				
⑤ 債務残高				

県からの出捐金は5,000千円であり、設立当初から増減はなく、その他債権債務はない。

5 財務状況

5-1 貸借対照表

当法人の総資産、負債及び純資産の状況は次のとおりである。

(単位:千円、備考欄の増減は百万円)

項 目	22年度末	23年度末	24年度末	備 考
総資産	1,991,035	2,100,717	2,200,899	+100
(うち現金預金)	437,867	467,432	537,120	+69
(うち有形固定資産)	465,491	400,469	382,218	△18
負債合計	1,142,063	1,187,636	1,265,712	+78
(うち有利子負債)	-	-	-	
純資産	848,972	913,081	935,187	+22
(うち利益剰余金)	-	-	-	

総資産2,200百万円のうち、現金預金、基本財産ⁱ積立預金及び特定資産ⁱⁱ等引当預金として1,530百万円保有されている。また、有利子負債はなく、純資産額935百万円となっており、県の出資評価に対するマイナス要因はない。

ⁱ 基本財産とは、法人自らの判断で目的事業に不可欠なものとして定款で定めたもの。

ⁱⁱ 特定資産とは、特定の目的のために、用途、保有、運用方法等に制約のある預金、有価証券等の金融商品及び土地、建物等をいうが、固定資産の部に計上される。典型的な項目としては、退職給付引当金、資金取得資金等が含まれるが、この他にも、将来の特定の目的のために引当資産を計上する場合も認められる。

5-2 損益計算書（正味財産計算書）等

当法人の総収入、経常損益、当期損益は次のとおりである。

（単位：千円、備考欄の増減は百万円）

項目	22年度	23年度	24年度	備考
総収入(=売上高+ 営業外収益+特別利益)	2,768,022	2,599,821	2,640,940	+41
(うち県からの補助金、 委託料、指定管理料)	173,685	175,778	220,175	+44
(うち県以外の自治体か らの補助金、委託料、指 定管理料)	-	-	-	
経常損益	△4,768	64,109	13,385	+18
当期損益	△4,768	64,109	22,105	+26
減価償却前当期利益	307,061	263,597	186,732	

6 今後の方向性と課題についての所管課の回答

今後の方向性：存続

課題：堅実な経営

7 その他の特記事項

(記載なし)

8 過去の当監査における指摘事項等の対応状況

平成 21 年度包括外部監査の結果報告書において、県民健康プラザ健康増進センターの管理に関する指定管理者としての業務委託について指摘事項があり、これに対する 24 年度における対応状況は次のとおりある。

項目	指摘事項	対応状況
1. 住民の平等な利用を確保すること	施設の性格上、住民（利用者）の平等利用確保はできているものと考えられるが、事業報告書にはその記載が十分ではなく、どのような実績であったか明瞭ではない。	実施した事業ごとに目的、対象、内容及び参加人数等の実績が明瞭に記載されている。
2. 公の施設の効用を最大限に発揮すること	<p>(質的効用拡大)</p> 利用者にアンケートをとり活用しているが、事業報告書では質的効用拡大のためにどのように活動したかの記載が乏しい。スタッフの資質向上の研修を実施したことの記載が見えるが、利用者にどのようにサービスとして提供されたかの記載がない。 <p>(量的効用拡大)</p> 毎年度の数値目標を掲げ、事業計画においては前年度並みの実績を達成するとしているが、目標と実績の比較検討がなされていない。目標を掲げるだけで検証しないことでは指定管理者制度導入の意義を損なう。	実施した事業内容ごとに、目的及び対象等明瞭に記載されている。また、実施した研修ごと実施報告書が作成されており、利用者にどのようにサービスとして提供されたかについての記載がなされている。
		評議員会において昨年度実績との比較説明を行っている。また、事業報告書においてもグラフを用いて年度ごとの比較を行っている。

項目	指摘事項	対応状況
3. 県が行ったモニタリングの状況	事業年度末においては、指定管理者からの事業報告書に対して検査が行われ、合格とされているが、指定管理者からの事業報告の内容が十分だと言えず、指定管理者の活動が明瞭にわかるようその記載の充実が必要である。	平成 20 年度の事業報告書と比較すると、上記のグラフや施設利用者の統計などが追加されており、記載内容は充実されている。

[まとめ]

①県が出資することの意義（出資対象事業の適切性）

県民の健康の管理と保持増進を図るため生活習慣病等の予防、普及啓発、情報発信、検診等を行うことにより、がんや各種生活習慣病の早期発見、早期治療体制など、県民の健康づくりのための中核施設として機能するための出資であり、事業内容をみても意義についての問題はないものと思われる。

②事業の継続可能性（現状の財政状態等と将来の損失負担の可能性）

計算書類を見る限り、財政状態等の問題はないと思われる。

4-2（健康増進課）特例財団法人鹿児島県角膜・腎臓バンク協会

1 資本金等

(単位：千円)

資本金等	104,000	うち県 35,000 (出資比率 33.7%、他自治体出資比率 14.4%)		
出資年月日	昭和 58 年、平成元年及び 4 年	所在地	鹿児島市新屋敷町 16 番 408-B-2 号	

2 事業概要

事業目的	視力障害者及び腎臓機能障害者の福祉の向上を図る。
事業内容及び県が出資することの意義	臓器移植法第 3 条において「国及び地方公共団体は、移植医療について国民の理解を深めるために必要な措置を講じるよう努めなければならない。」とされている。当該団体は、本県において眼球については唯一あっせん業の許可を受けており、また腎臓については(公社)日本臓器移植ネットワークと連携して、関係機関との調整やドナーに対する説明及びドナー遺族のケアに当たっている。

3 役職員の状況

(単位 人数：人、金額：千円、年齢：才)

役員数(うち県 出向者・退職者)	役員平均年齢	役員の平均年収	職員数(うち県出 向者・退職者)	職員平均年齢	職員の平均年収
14 (-)	-	-	2 (-)	-	-

4 第三セクター等への関与の状況

4-1 公的支援（フロー）

(単位：千円)

項目	22 年度	23 年度	24 年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 補助金(助成金)	1,867	2,043	7,791	コーディネーター人件費、知識の普及啓発に関する補助
② 利子補給金	-	-	-	
③ 税の減免額	-	-	-	
④ その他公的支援	-	-	-	
小計	1,867	2,043	7,791	
⑤ 損失補償に伴う金利減免額	-	-	-	
⑥ 出資金、低利貸付等に伴う機会費用	-	-	-	
小計				
合計	1,867	2,043	7,791	
(参考)委託料	-	-	-	

県からの補助金は、①臓器移植推進費補助金及び②臓器移植対策推進費補助金である。

①臓器移植推進費補助金は、臓器移植法の規定(臓器移植法第 3 条参照)の主旨を踏まえ、臓器移植の円滑な推進に資するよう、臓器のあっせん活動等を行う県臓器移植コーディネーターの設置費等に対して助成される補助金である。また、②臓器移植対策推進費補助金

は、当該協会が実施する普及啓発やあっせんなどの推進活動に必要な経費に対して助成される補助金である。

当該補助金に関し交付要綱を閲覧した結果、特に指摘すべき事項はない。

4-2 公的支援（ストック）

(単位:千円)

項 目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 損失補償契約に係る債務残高	-	-	-	
② 貸付金残高	-	-	-	
③ 出資(捐)金残高	35,000	35,000	35,000	基本財産の一部
④ ②、③以外の債権残高	-	-	-	
⑤ 債務残高	-	-	-	

県からは出資金以外に債権及び債務はない。

5 財務状況

5-1 貸借対照表

当法人の総資産、負債及び純資産の状況は次のとおりである。

(単位:千円)

項 目	22年度末	23年度末	24年度末	備 考
総資産	106,124	106,811	106,613	
(うち現金預金)	2,114	2,801	2,603	
(うち有形固定資産)	104,010	104,010	104,010	基本財産 104 百万円
負債合計	339	813	393	
(うち有利子負債)	-	-	-	
純資産	105,784	105,998	106,219	
(うち利益剰余金)	-	-	-	

総資産 106 百万円のうち基本財産ⁱが 98%を占めている。基本財産 104 百万円は、銀行定期預金に 74 百万円及び有価証券 30 百万円で保有されている。純資産は増加しており、計算書類を見る限り、県の出資評価に対するマイナス要因は発生していない。

5-2 損益計算書（正味財産計算書）等

当法人の総収入、経常損益、当期損益は次のとおりである。

(単位:千円、備考欄の増減は百万円)

項 目	22年度	23年度	24年度	備 考
総収入(=売上高+営業外収益+特別利益)	5,360	5,428	11,793	+6
(うち県からの補助金、委託料、指定管理料)	1,867	2,043	7,791	+5
(うち県以外の自治体からの補助金、委託料、指定管理料)	-	-	-	
経常損益	1,774	1,988	2,209	
当期損益	17	213	221	
減価償却前当期利益	-	-	-	

ⁱ基本財産とは、法人自らの判断で目的事業に不可欠なものとして定款で定めたもの。

総収入には前期繰越収支差額が含まれ、県からの補助金が収入の大きな割合を占めている。また、毎年利益が計上されており、計算書類を見る限り、県の出資評価に対するマイナス要因は発生していない。

6 今後の方向性と課題についての所管課の回答

今後の方向性：存続

課題：法人会計の安定化

7 その他の特記事項

現在公益法人への移行手続中で平成26年4月1日に移行する予定である。

8 過去の当監査における指摘事項等の対応状況

該当なし。

[まとめ]

① 県が出資することの意義（出資対象事業の適切性）

当法人は、本県において眼球については唯一あっせん業の許可を受けており、また腎臓については(公社)日本臓器移植ネットワークと連携して提供・実施施設の調整や家族への説明を実施することにより、移植医療に関する県民の理解を深めるための出資であり、事業内容をみても意義について問題はないと思われる。

② 事業の継続可能性（現状の財政状態等と将来の損失負担の可能性）

計算書類を見る限り、特に財政状態等の問題はないと思われる。

4-3（生活衛生課）公益財団法人鹿児島県生活衛生営業指導センター

1 資本金等

(単位：千円)

資本金等	5,000	うち県 2,000 (出資比率 40.0%、他自治体出資比率 0.0%)		
出資年月日	昭和 55 年 10 月 1 日	所在地	鹿児島市加治屋町 11-2	

2 事業概要

事業目的	鹿児島県における生活衛生関係営業の経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的とする。
事業内容及び 県が出資する ことの意義	生活衛生関係営業に関する同業組合等への相談・指導や情報提供を行うことにより、県内の衛生施設の維持及び改善向上が図られる。

3 役職員の状況

(単位 人数：人、金額：千円、年齢：才)

役員数(うち県 出向者・退職者)	役員平均年齢	役員の平均年収	職員数(うち県出 向者・退職者)	職員平均年齢	職員の平均年収
12 (-)	64	-	4 (2)	61	3,588

役員には県出向者・退職者はないが、職員のうち2名が県出向者・退職者が含まれる。

4 第三セクター等への関与の状況

4-1 公的支援（フロー）

(単位：千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 補助金(助成金)	12,454	12,294	11,624	生活衛生関係営業の健全な発展を促進するため、(公財)鹿児島県生活衛生営業指導センターに対して補助を行う。
② 利子補給金	-	-	-	
③ 税の減免額	-	-	-	
④ その他公的支援	-	-	-	
小計	12,454	12,294	11,624	
⑤ 損失補償に伴う金利減免額	-	-	-	
⑥ 出資金、低利貸付等に伴う機会費用	-	-	-	
小計	-	-	-	
合計	12,454	12,294	11,624	
(参考)委託料	187	-	-	

国、県からは次のような事業に関して補助金があり、事業実施計画書及び実施報告書等により、目的・事業内容及び手法・期待する事業成果等について審査した上で補助金額が決定されている。

事業名	目的
相談指導事業	生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上と経営の健全化のために関係営業者の経営・融資等に関する相談指導体制の充実を図るとともに、業界の活性化と振興発展に努める。
情報化整備事業	生衛業に関する情報の収集、分析、情報発信及び指導体制の効率化を推進することにより、生衛業の経営の安定化、衛生水準の向上、業界振興を図る。
後継者育成支援事業	生衛業にインターンシップ制度を導入し、雇用吸収力の高い生衛業の活性化を図るとともに、生衛業が直面している後継者の課題の緩和を図る。
健康福祉推進対策事業	不特定多数の人が利用する生衛業における感染症の発生に対応できる体制を整え、利用者への感染症拡大防止とノロウイルス等による食中毒予防のため、衛生管理を徹底し衛生水準の維持向上を図る。また、地域福祉の増進を推進することにより業界の振興、経営の安定化を図る。

当該補助金に関し、平成 24 年度生活衛生関係営業対策事業費補助金交付要綱及び実績報告書を読覧した結果、特に指摘すべき事項はない。

4-2 公的支援（ストック）

(単位:千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 損失補償契約に係る債務残高	-	-	-	
② 貸付金残高	-	-	-	
③ 出資(捐)金残高	2,000	2,000	2,000	経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者、消費者の利益の擁護を図るため、基本財産を確保するため。
④ ②、③以外の債権残高	-	-	-	
⑤ 債務残高	-	-	-	

出資金 2,000 千円以外に県に対する債権債務はない。

5 財務状況

5-1 貸借対照表

当法人の総資産、負債及び純資産の状況は次のとおりである。

(単位:千円、備考欄の増減は百万円)

項目	22年度末	23年度末	24年度末	備考
総資産	8,536	10,351	10,383	
(うち現金預金)	2,393	3,574	3,596	
(うち有形固定資産)	595	488	392	
負債合計	1,872	1,333	1,566	
(うち有利子負債)	1,510	691	791	
純資産	8,295	9,018	8,817	
(うち利益剰余金)	3,295	4,018	3,817	

貸借対照表について内容を検討した結果、県の出資評価に対するマイナス要因は発生していない。

5-2 損益計算書（正味財産計算書）等

当社の総収入、経常損益、当期損益は次のとおりである。

（単位：千円、備考欄の増減は百万円）

項 目	22年度	23年度	24年度	備 考
総収入(=売上高+ 営業外収益+特別利益)	29,437	29,001	25,653	
(うち県からの補助金、委託料、指 定管理料)	24,776	24,607	23,248	
(うち県以外の自治体からの補助 金、委託料、指定管理料)	-	-	-	
経常損益	248	722	△201	
当期損益	248	722	△201	
減価償却前当期利益	349	829	△105	

正味財産増減計算書の内容を検討した結果、特に県の出資評価に対するマイナス要因は発生していない。

6 今後の方向性と課題についての所管課の回答

今後の方向性：該当なし
課題：該当なし

7 その他の特記事項

(記載なし)

8 過去の当監査における指摘事項等の対応状況

該当なし。

[まとめ]

①県が出資することの意義（出資対象事業の適切性）

生活衛生関係営業に関する同業組合等への相談・指導や情報提供を行うことにより、県内の衛生施設の維持及び改善向上が図り、あわせて利用者及び消費者の利益を擁護するための出資であり、事業内容をみても意義について問題はないと思われる。

②事業の継続可能性（現状の財政状態等と将来の損失負担の可能性）

計算書類を見る限り、現状では特に財政状態等の問題はないと思われる。